

意見書

平成 20 年 2 月 28 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条により、平成 20 年 1 月 29 日付け情審通第 10 号で公告された「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)(以下、「本答申(案)」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

総論

次世代ネットワークは、ユビキタスネットワーク社会への移行を志向するわが国において、今後の情報通信の基盤となるべきネットワークであり、将来的には、国民の社会生活にとって、旧来の固定電話網に置き換わる重要なインフラとなるものです。従って、次世代ネットワークにおける接続ルールの在り方は、今後の電気通信市場の健全な発展の成否に大きな影響を与えるものであり、第一種指定電気通信設備制度等、これまで整備がなされてきた各種競争ルール・接続ルールの趣旨を踏襲しつつ、公正な競争環境整備、利用者利便の向上の観点を中心に検討がなされる必要があります。

この点、本答申(案)においては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)の構築する次世代ネットワーク及びひかり電話網を新たに第一種指定電気通信設備に指定する考えが示されている等、第一種指定電気通信設備の指定範囲については、その方向性自体は望ましいものであると考えます。

しかしながら、分岐端末回線単位接続や接続料の算定方法に関する記述については、現状の問題を解決するための具体的な方策が打ち出されておらず、その内容は十分なものとは言えないと考えます。旧来の固定電話網に置き換わる次世代ネットワークにおいて利用者が様々なサービスを楽しむためには、光ファイバに代表されるような高速・大容量通信に対応するアクセス回線を選択する必要があることから、地域 IP 網及び次世代ネットワークへの光アクセス回線市場(以下、「FTTH 市場」という。)における競争の喚起は最重要課題です。そのためには FTTH 市場において OSU 共用による分岐端末回線単位接続を実現し、事業者間の競争を喚起することを本答申(案)において明確に方向づけることが必要です。

電気通信事業法(以下、「事業法」という。)により実現されるべき政策目標は、その第 1 条で謳われているように「公正な競争」の促進を通じ一般利用者の利便を増進することです。ここでいう「公正な競争」は事業法とともに我が国の競争政策を担い、かつ、広く我が国の市場経済を秩序付けている、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という。)と価値や理念を共有しており、その意味で補完関係にあるものといえます。

「公正な競争」が行われている電気通信サービス市場においては、事業者の当該市場への自由な参入が確保されるとともに、公正な競争を通じて料金の低廉化とサービスの高度化・多様化がもたらされます。市場における公正な競争によってはじめて、一般消費者は多くの事業者やこれらが提案する多様なサービスメニューの中から、自己の望む通信サービスを選び、かつ、それを享受することができるようになります。

しかし、電気通信事業分野においては、「不可欠及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと」が、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という。)でも指摘されています。

事実、FTTH 市場(戸建て/ビジネス)において、NTT 東西は、2007 年 9 月末で 77.8%という非常に高いシェアを占めており、市場は独占的状态になっております。新規参入の状況については、2004 年 10 月のソフトバンク BB 株式会社(以下、「ソフトバンク BB」という。)、2005 年 1 月の KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)以降は1社もなく、その結果、消費者の選択肢は極めて制限されている状況となっています。

このような状況下において、NTT 東西は、当初計画した 2010 年に 3,000 万回線の光サービス契約獲得見込みを 2,000 万回線に大幅下方修正しましたが、これは、FTTH 市場において競争が十分に進展しなかったことに起因して拡大すべき市場が拡大しなかったものと言わざるを得ません。

ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム株式会社(以下、「ソフトバンクテレコム」という。)など通信 7 社は、昨年、OSU 共用は、技術的に可能であることを検証した上で、NTT 東西にシェアアクセス方式における 1 分岐単位での接続を正式に申し入れましたが、NTT 東西はこれを拒否しました。

NTT 東西は、運用上の理由のほか、他事業者との OSU 共用を義務付けられる理由がない、あるいは経営の自由の侵害である等の主張をしていますが、「競争促進による一般消費者の利益増進」と「NTT 東西が受ける制約」を適切に比較衡量すれば、NTT 東西の主張は妥当性を欠くものです。NTT 東西が加入者光ファイバという不可欠設備を所有する事業者ということを考慮すれば、一般消費者の利益増進のために自己に課される制約は、利益の比較衡量の結果、それが明らかに不当でないのであれば、NTT 東西は事業法における接続義務としてそれを受忍すべき責務を負っていると考えられます。

東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)が被審人となった審決「エヌ・ティ・ティ・東日本に対する件」(公取委 平成 19 年 3 月 26 日審判審決、平成 16 年(判)第 2 号、審決集 53 巻 776 頁)(以下、「ニューファミリータイプ審決」という。)によれば、NTT 東西による 1 分岐単位での提供拒否は、他事業者の FTTH サービスへの新規参入あるいは事業継続を困難にし、FTTH 市場において自己の優位性を確立しようという明確な意図を背景になされたものと認められるのではないかと考えます。

NTT 東西がこのように市場での優位性を確立しようとの意図を持って 1 分岐単位での接続を拒否している結果、他事業者の事業活動に大きな支障が生じ、かつ一般消費者が料金低廉化やサービス多様化等の競争から生じる利便を享受できていないだけでなく、デジタルディバイド解消という高度情報通信社会の大きな国家目

標の達成にも支障が生じている状況になりつつあります。

以上の通り、NTT 東西が 1 分岐単位での接続を拒否している状況は FTTH 市場における競争促進・消費者利益の増進および高度情報通信社会の発展という観点から重大な問題と考えます。

よって、このような行為は、共同ガイドラインに基づき、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に推進していくために、独占禁止法による競争制限行為の排除とともに、事業法において公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課し、公正競争促進のための措置を講じる必要があると考えます。

この他、弊社共といたしましては、1 分岐単位での接続拒否は特に独占禁止法の観点からも違法の疑いが強いのではないかと考えており、この点は各論にて詳述いたします。

なお、上記において、NTT 東西の 2010 年光サービス契約獲得見込みを、3,000 万回線から 2,000 万回線に大幅下方修正した主な原因の一つとして、FTTH 市場において競争が十分に進展しなかったことを挙げましたが、別の要因として、NTT 東西における次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)への接続構成に関し、地域 IP 網と NTT-NGN に接続するアクセス回線を別にしたことが影響しているのではないかと推察しています。具体的には、当初は事業者振り分け機能を有するスイッチ(以下、「SW」という。)にて接続先(地域 IP 網と NTT-NGN)の切り替えを可能とし、主要なコストドライバである OLT、光ファイバについては地域 IP 網と NTT-NGN ユーザで共用することで設備稼働率を向上させ、3,000 万回線獲得を目指すことを計画していたものの、SW にて接続先の切り替えを可能とすることは、同箇所にて接続事業者の網への切り替えも可能とする構成となり、同箇所において接続事業者から NTT-NGN と同様の接続を求められることを危惧し、地域 IP 網と NTT-NGN に接続するアクセス回線を共用しないような非効率な構成に変更した可能性があると思われます。この結果、採算計画は当初と大幅に異なることとなり、2010 年における光サービス契約獲得見込みを 3,000 万回線から 2,000 万回線に下方修正をするに至ったと推測されます。

弊社共としては NTT-NGN に係る日本電信電話株式会社(以下、「NTT」という。)の言説がこのように二転三転していることの事由を明らかにして欲しいと考えており、本件については事業法第 33 条第 15 項に基づき、NTT 東西に対して一連の経緯と事実関係を説明して頂きたいと考えています。仮に上記のようなことが事実であれば、事業法第 1 条に著しく抵触するとともに、独占禁止法第 2 条第 5 項、並びに第 7 項に抵触しているものと考えます。

また、前述のとおり NTT-NGN は旧来の固定電話網に置き換わるような重要なインフラであり、電気通信市場において大きな影響を与えるものでありながら、NTT 東西は活用業務という例外的な申請を行うことで、旧来の電話網を前提としてこれまで構築されてきた累次の競争ルールを脱法的に回避しサービス提供を開始しようとしています。そもそも、本来次世代ネットワークのような県内・県間を一体的に提供するサービスは、NTT 再編成時の整理に基づき、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション

ンズ株式会社（以下、「NTT コミュニケーションズ」という。）が提供すべきものです。しかしながら、平成 19 年 2 月 14 日の NTT の社長会見 (<http://www.NTT.co.jp/kaiken/2007/070214.html>)における発言からも分かる通り、NTT 及び NTT 東西が一体となって意図的に NTT 再編成の主旨を形骸化させつつあること、並びに本来は NTT 自身も現行の業務範囲規制について根源的な見直しが必要であることを認識しているにも係わらず、現行制度下において如何に業務範囲規制を脱法的に切り抜けるかということ、NTT グループが意図していることは明らかです。

このような NTT グループの動きに鑑みると、NTT グループにおける独占化の傾向は今後さらに強まることが想定されることから、これに歯止めをかけられるように NTT-NGN に係る接続ルールが整備されなければなりません。最近の NTT 東西の圧倒的な強さは、光アクセス網を独占していることに起因するものです。光アクセス回線は第一種指定電気通信設備として指定がなされているものの、FTTH 市場において競争が進んでいないという事実を踏まえると、これまで以上のより一層の措置が必要と考えます。

具体的には、NTT 東西に対する「分岐か分離か」のいずれかの措置、すなわち OSU 共用による分岐端末回線単位接続、もしくは、NTT 東西のアクセス網の構造分離又は実質的な機能分離のいずれかの実現が必要であると考えます。FTTH 市場における NTT 東西の独占化の傾向は、電気通信市場を今後取り返しのつかない危機的な状況に陥れるものであり、「分岐か分離か」のいずれかの措置が実施されない限り、健全な競争の進展を通じた利用者利便の向上を望むべき余地はありません。

なお、次世代ネットワークの接続ルールを考えるにあたっては、実現に至るまでの時間の観点も考慮が必要です。FTTH 市場における NTT 東西の独占化に対する解決策の策定は喫緊の課題ですが、弊社共が望むような OSU 共用、NTT 東西のアクセス網分離の実現が必要との結論がなされ準備が開始されたとしても、その実現には時間を要します。その間、FTTH 市場における NTT 東西の独占化が進行してしまえば、もはや現行の答申案ベースでの次世代ネットワークの接続ルール策定は無意味となる可能性があります。

従って、根本的な解決策としての OSU 共用の実現、NTT 東西のアクセス網分離に向けた動きと並行し、当面の措置として、比較的实现が容易な措置を具体的に検討・決定し、可能な限り早期に同措置を講じることで、現在の競争阻害要因を緩和することも必要と考えます。ただし、これはあくまでも当面の措置であり、最終的には「分岐か分離か」のいずれかが必要となることは言うまでもありません。

以上を踏まえ、次世代ネットワークの接続ルールの在り方を決定して頂きたいと考えます。以下に、弊社共意見を詳述いたします。

各論

章		具体的内容	
第2章 第一種指定電気通信設備の指定範囲	2. NTT東西の次世代ネットワークの扱い	(1) 主な意見	<p>【意見】</p> <p><u>NTT-NGN について、第一種指定電気通信設備に指定することが必要とする本答申(案)に賛同します。</u></p> <p>なお、本答申(案)にあるとおり、NTT-NGN との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であるとの指定の根拠を踏まえれば、答申後、遅滞無く、アクセス回線網及びコア網について、速やかに指定がなされるべきです。</p> <p><アクセス回線網の指定について></p> <p>公正な競争環境下において、事業者間の競争を進展させ、NTT-NGN のサービス利用者に対して IP 網の選択機会を与えるという利用者利便を向上させるためにも、開放ルールが十分に整備されることが必要であり、NTT-NGN においても光アクセス回線を指定電気通信設備として指定すべきであるのは勿論のこと、早期に分岐端末回線単位での接続を実現すべきと考えます。</p> <p>すなわち、NTT 東西がどのような形態で NTT-NGN を展開しようとも、線路設置基盤の独占性に起因するアクセス回線におけるボトルネック性が存在することに変わりはなく、SW を接続点とした OSU 共用によるアクセス回線の公平な開放の実現が必要不可欠です。なお、OSU 共用による 1 分岐端末回線単位の接続については、「第 4 章 3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」において詳述します。</p> <p>また、スプリッタ、OLT、SWあるいは固定系端末伝送路設備直接収容するルータ(第1ルータ)(以下、「収容ルータ」という。)ならびにそれに付随する設備については、NTT-NGNにおいても光ファイバ回線と一体として設置する設備であり、事業法第 33条における「伝送路設備と一体として設置する電気通信設備」にまさに該当するものです。加えて、これらの設備が他の接続事業者との接続に係る機能であることに鑑みると、当該設備だけではなく、当該設備を制御する認証サーバ、QoS設定及び帯域管理のための回線制御サーバ、ならびにその相互接続を行うSIP/SDPサーバ、SOAP/XMLサーバ等を指定し、それら</p>
		(2) 考え方	

章	具体的内容
	<p>のインタフェース等を開示させることがあわせて必要です。</p> <p>以上を踏まえると、以下の設備を速やかに第一種指定電気通信設備として指定すると共に、それらのインタフェースを開示させることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> - OLT - 収容ルータ - OLT と収容ルータの間に係る SW - ONU 及び ONU を認証するサーバ - アクセス回線から収容ルータまでの QoS を設定し、帯域管理を行う回線制御サーバ、ならびに、その相互接続を行う SIP/SDP サーバ、SOAP/XML サーバ等 - 以上列挙した機器に付随する OSS、局内配線等の設備 <p>なお、ONUについては、NTT 独自仕様の採用等により、接続に制限が生じることは問題であることから、市販のブロードバンドルータ等が接続できる標準的なインタフェース仕様を採用することが必要です。</p> <p><NTT-NGN コア網の指定について></p> <p>次世代ネットワークにおいては、網内の監視・制御のための機能が重要なものとなり、各種相互接続におけるインタラクティブ通信を実現していく上で、事業者間相互に通信・制御を可能とすることが必要となるため、接続事業者、ISP、コンテンツ提供事業者等の関係者が、NTT-NGN との接続によって多様な事業・サービスが展開できるよう、QoS 確保の為に帯域制御機能ならびに監視・制御機能については、相互接続に不可欠な機能として第一種指定電気通信設備に指定することが必要です。</p> <p>さらに、映像配信サービスや FMC 等の統合サービス、あるいはイーサ接続によるサービスを接続事業者が展開する上で、接続が不可欠となる NTT-NGN における設備・機能については、接続事業者の自由なビジネス展開を可能とする為に、第一種指定電気通信設備として指定がなされるべきと考えます。</p>

章	具体的内容
	<p>加えて、今後、電気通信市場において IP 化がさらに進展することや、将来的に既存 PSTN が NTT-NGN に置き換えられる可能性があること等を考慮すると、現在、PSTN で提供されているサービスについて、次世代ネットワークにおいても継続して実現可能となるように、接続事業者として接続が不可欠な設備は第一種指定電気通信設備として指定すべきと考えます。</p> <p>本件に係る詳細については、以下の『次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する提案募集』に対する弊社提案書（平成 19 年 10 月 19 日）（以下、「前回提案書」という。）にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書（再掲）</p> <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定電気通信設備（事業法第 33 条）の法の精神は、アクセス回線のボトルネック性（「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」で意味するボトルネック性ではなく、接続事業者等が同等のサービスを同等のコスト構造で代替的に提供できないことを意味する）に規制を課し、このボトルネック性をういた寡占余剰利潤の獲得を不可能とし、公共の福祉を増進することにあります。 ・ 従って、以下に述べるようにアクセス回線と一体として構築される NTT-NGN は、当初よりその全てを指定すべきであり、アクセス回線網・コア網のそれぞれについて明確に指定を行うべきです。 <p>【アクセス回線網の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正な競争環境下において、事業者間の競争を進展させ、NTT-NGN のサービス利用者に対して IP 網の選択機会を与えるという利用者利便を向上させるためにも、開放ルールが十分に整備されることが必要であり、NTT-NGN においても光アクセス回線を指定電気通信設備として指定し、早期に分岐端末回線単位での接続を実現すべきと考えます。 ・ すなわち、NTT 東西がどのような形態で NTT-NGN を展開しようとも、線路設置基盤の独占性に起因するアクセス回

章		具体的内容
		<p>線におけるボトルネック性が存在することによりは、3(3)「分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」において詳述するように、事業者振り分け機能を有するスイッチ(以下、「SW」という。)を接続点とした OSU 共用によるアクセス回線の公平な開放の実現が必要不可欠であり、ADSL 市場において一端末回線/一加入者単位の設備開放により競争を進展させたのと同様に、NTT-NGN においてもアクセス回線の分岐端末回線単位/一加入者単位の開放を実現し、事業者間の公正な競争を進展させる必要があります。また、この分岐端末回線単位での接続実施の必要性に関しては、地域 IP 網においても同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、仮に NTT-NGN が第一種指定電気通信設備に指定されようとも、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」の判断に基づいて同等の判断がなされ、スプリッタ、OLT、SW あるいは固定系端末伝送路設備を直接収容するルータ(以下、「第 1 ルータ」という。)が指定を外れるという矛盾した状況になれば、第一種指定電気通信設備(事業法第 33 条)の法の精神は損なわれます。 ・ すなわち、スプリッタ、OLT、SW あるいは第 1 ルータが指定を外れた場合、8 分岐スプリッタ、ならびに NTT 東西の事業規模にとって都合の良い狭い光配線区域に起因する競争阻害性により、接続事業者は同等の役務を提供できず、NTT 東西の独占的地位が、NTT-NGN においても地域 IP 網より一層高まる懸念されます。 ・ 従って、スプリッタ、OLT、SW あるいは第 1 ルータならびにそれに付随する設備については、NTT-NGN においても光ファイバ回線と一体として設置する設備であり、事業法第 33 条における「伝送路設備と一体として設置する電気通信設備」に該当するものであり、事業法第 36 条及び事業法施行規則第 24 条の 5 に示す「他事業者との接続に関する機能を除く」との除外項目にある法理に則り、これらの設備を指定電気通信設備として指定し、NTT 東西に当該設備の機能の変更または追加に関する接続事業者への情報開示を義務付けるべきです。 ・ また、これらの設備が他の接続事業者との接続に係る機能であることに鑑みると、当該設備だけではなく、当該設備を制御する認証サーバ、QoS 設定及び帯域管理のための回線制御サーバ、ならびにその相互接続を行う SIP/SDP サーバ、SOAP/XML サーバ等を指定し、それらのインタフェース等を開示させなければ、事業法第 33 条の

章	具体的内容
	<p>法理は実現しません。これは、事業法第 36 条の目指すところに合致するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上を踏まえると、以下の設備を第一種指定電気通信設備として指定すると共に、それらのインタフェースを開示させる必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> - OLT - 第 1 ルータ - OLT と第 1 ルータの間に係る SW - ONU 及び ONU を認証するサーバ - アクセス回線から第 1 ルータまでの QoS を設定し、帯域管理を行う回線制御サーバ、ならびに、その相互接続を行う SIP/SDP サーバ、SOAP/XML サーバ等 - 以上列挙した機器に付随する OSS、局内配線等の設備 ・ なお、ONU については、NTT 独自仕様の採用等により、接続に制限が生じることは問題であることから、市販のブロードバンドルータ等が接続できる標準的なインタフェース仕様を採用する必要があります。 <p>【NTT-NGN コア網の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代ネットワークにおいては、網内の監視・制御のための機能が重要なものとなり、各種相互接続におけるインタラクティブ通信を実現していく上で、事業者間相互に通信・制御を可能とすることが必要となるため、接続事業者、ISP、コンテンツ提供事業者等の関係者が、NTT-NGN との接続によって多様な事業・サービスが展開できるよう、QoS 確保の為に帯域制御機能ならびに監視・制御機能については、相互接続に不可欠な機能として第一種指定電気通信設備に指定する必要があります。 ・ さらに、映像配信サービスや FMC 等の統合サービス、あるいはイーサ接続によるサービスを接続事業者が展開する上で、接続が不可欠となる NTT-NGN における設備・機能については、接続事業者の自由なビジネス展開を可能とする為に、指定がなされるべきと考えます。

章		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 加えて、今後、電気通信市場において IP 化がさらに進展することや、将来的に既存 PSTN が NTT-NGN に置き換えられる可能性があること等を考慮すると、現在、PSTN で提供されているサービスについて、次世代ネットワークにおいても継続して実現可能なように、接続事業者等として接続が不可欠な設備は第一種指定電気通信設備として指定すべきと考えます。 <p>【当初より NTT-NGN 全体を指定すべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも、現在公表されている NTT-NGN におけるインタフェースは、「網間インタフェース」(以下、「NNI」という。)、「アプリケーションサーバ・網インタフェース」(以下、「SNI」という。)及び「ユーザ・網インタフェース」(以下、「UNI」という。)のみで、GC 接続等が考慮されておらず、公表されている構成図を見る限り NTT-NGN は 8 分岐と光配線区域に起因するボトルネック性(後述)を有する光アクセス回線と一体として構成するネットワークとなっています。 ・ また、ISP にとっても NTT-NGN との接続が確保されなければ事業展開上、大きな支障が生じることが想定されるため、この観点からも NTT-NGN にはボトルネック性が存在すると言えます。 ・ 次世代ネットワークにおいて事業者間の競争を進展させるためには、例えば固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択し得るように、NTT-NGN においても複数の事業者のネットワークを選択し得る環境が必要ですが、NTT-NGN は既存の地域 IP 網と同様に接続事業者のネットワークとの間には実質的な代替性がなく、ドミナント性を有するネットワークであることは明白であると考えます。 ・ 加えて、平成 19 年 10 月 19 日付け一部報道によると、NTT 東西は NTT-NGN の料金を現行の音声電話・高速インターネットサービスと同水準に設定すると共に、現在の光回線の利用者は追加工事なしで NTT-NGN に移行可能とする等の取り組みにより、2010 年に 2,500 万加入を目指すと言われていたところであり、この報道が正しいとすれば、現在第一種指定電気通信設備として指定されている既存の PSTN ならびに地域 IP 網の利用者を NTT-NGN に移行させることを計画していることは明らかで、既存 PSTN ならびに地域 IP 網におけるドミナントとしての優位性を NTT-NGN においても継続する可能性が高まっています。

章		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に NTT-NGN が第一種指定電気通信設備として指定されなかった場合、NTT 東西と接続事業者間の競争が進展せず、NTT-NGN を用いたサービスの利用者料金にも影響を及ぼし、利用者利便を低下させることになるものと考えます。具体的には、NTT-NGN が指定設備とされた場合には接続料の規制が課せられることにより、NTT-NGN を用いたサービスに係る利用者料金とそれに係る接続料の適正性を検証するためにスタックテストが実施されることとなりますが、NTT-NGN が指定設備とされない場合には、NTT-NGN の接続料が非公開となり、スタックテストが実施されないことで利用者料金とその原価となる接続料の適正性の検証が行われず、利用者料金の高止まり等を引き起こすことになりかねないと考えます。 ・ 以上のことから、NTT-NGN については、アクセス回線を含め代替性がなく、ドミナント性ならびに実質的なボトルネック性が存在するため、事業法第 33 条に定める「加入者回線と一体として設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体」という定義にまさに該当するものであり、事業法施行規則第 23 条の 2 第 4 項にある「当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの」として、その全てをサービス開始当初より第一種指定電気通信設備に指定すべきです。
3. 地域 IP 網等の扱い	(1) 地域 IP 網	<p>【意見】</p> <p><u>地域 IP 網について、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とする本答申(案)に賛同します。</u></p> <p>現行指定されている NTT 東西の地域 IP 網は NTT 東西と接続事業者間の競争が進展している状況になく、NTT 東西の地域 IP 網と接続事業者の地域 IP 網には実質的な代替性がないこと、また ISP にとっても、NTT 東西の地域 IP 網との接続が確保されなければ事業展開上、大きな支障が生じることから、当該網に係る設備のボトルネック性が存在することは明らかです。</p> <p>このような状況において、事業者間の競争を進展させるためには、少なくとも、固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択し得るように、B フレッツ利用者においても複数の事業者の地域 IP 網を選択し得る環境にあることが必要です。</p> <p>また、光アクセス回線及びそれと一体として設置される設備についても引き続き第一種指定電気通信設備とされ、公正競争</p>

章	具体的内容
	<p>環境を実現するために十分な開放ルールが整備されることが喫緊の課題であり、前述の NTT-NGN の箇所で述べたのと同様、現状の 8 分岐単位での設備開放に加え、OSU 共用によるアクセス回線網の開放の必要性があることについては、地域 IP 網においても同様です。なお、OSU 共用による 1 分岐端末回線単位の接続については、「第 4 章 3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」において詳述します。</p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域 IP 網については、将来的に NTT-NGN に置き換えられることが想定される場所ですが、現状 FTTH 市場において NTT 東西が独占的市場を形成していること、及び平成 19 年 10 月 19 日付け一部報道によれば、「現在の光サービス利用者は工事不要で移行できる」ということで、現在の光サービス市場での独占性を生かしつつ事業を行う計画と見られること、ならびに仮に地域 IP 網の指定を解除した場合に、FTTH 市場における略奪的価格設定や ISP 等との接続において支障が生じる可能性等が懸念されることから、地域 IP 網については指定の範囲を拡大するよう見直すことが必要です。 ・ 現在指定されている第一種指定電気通信設備に関しては、それと一体として設置される電気通信設備と共に指定が継続されることが適当であると考えます。特に、現行指定されている NTT 東西の地域 IP 網及び光アクセス回線については、以下に述べるように実質的な代替性がなくボトルネック性が存在することから、今後も継続して第一種指定電気通信設備として指定を継続すべきです。 ・ 現状の地域 IP 網は NTT 東西と接続事業者間の競争が進展している状況になく、NTT 東西の地域 IP 網と接続事業者の地域 IP 網には実質的な代替性がないことから、NTT 東西の地域 IP 網が第一種指定電気通信設備から外れることは不相当と考えます。事業者間の競争を進展させるためには、少なくとも、固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択し得るように、B フレッツ利用者においても複数の事業者の地域 IP 網を選択し得る環境にあ

章		具体的内容
		<p>ることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このように競争が進展していない現状において、万一 NTT 東西の地域 IP 網が第一種指定電気通信設備から外れた場合、NTT 東西の B フレッツサービスの利用者料金にも影響を及ぼし、利用者利便を低下させることになると考えます。具体的には、現在 NTT 東西の地域 IP 網が指定設備とされ、接続料の規制が課せられていることにより、NTT 東西の B フレッツサービスに係る利用者料金とそれに係る接続料の適正性を検証するためにスタックテストが実施されることになっています。しかしながら、NTT 東西の地域 IP 網が指定設備から外されると、NTT 東西の地域 IP 網の接続料が非公開となりスタックテストが実施されないことで、利用者料金とその原価となる接続料の適正性の検証が行われなくなり、利用者料金の高止まり等を引き起こすことになりかねません。 ・ このため、現状、地域 IP 網は事業法施行規則第 23 条の 2 第 4 項にある「当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの」として、ボトルネック性を有すると考えます。事業者間の競争を進展させ、B フレッツ利用者に対する地域 IP 網の選択機会を与えるという利用者利便を向上させるためにも、光アクセス回線における分岐端末回線単位での接続が必要であり、その実現方法として地域 IP 網での接続も考えられることから、NTT 東西の地域 IP 網は継続して第一種指定電気通信設備とされる必要があります。 ・ また、ISP にとっても NTT 東西の地域 IP 網との接続が確保されなければ事業展開上、大きな支障が生じるため、この観点からも NTT 東西の地域 IP 網にはボトルネック性が存在すると言えます。 ・ このように、前述した NTT 東西の地域 IP 網と併せて、光アクセス回線及びそれと一体として設置される設備についても引き続き第一種指定電気通信設備とされ、公正競争環境を実現するために十分な開放ルールが整備されることが喫緊の課題であり、早期に光アクセス回線の 1 分岐単位の貸し出しを実現すべきと考えます。なお、弊社共は、光アクセス回線の分岐端末回線単位の接続を実現するため、地域 IP 網設備との接続も含めて NTT 東西に接続要望を提出しているところです。 <p>※ 「別添資料 1(現行指定の範囲の継続 ～NTT 東西の地域 IP 網について～)」において、地域 IP 網の指定継続の必要性について、説明します。</p>

章		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> また、前述の NTT-NGN の箇所述べたとおり、現状の 8 分岐単位での設備開放に加え、OSU 共用によるアクセス回線網の開放の必要性があることについては、地域 IP 網においても同様です。OSU 共用における接続点の検討において、OLT と地域 IP 網との間の SW、あるいは地域 IP 網の第 1 ルータが接続点の候補として考えられるため、地域 IP 網の指定解除は、OSU 共用の実現への道を閉ざすものとなります。接続事業者が束になっても、8 分岐スプリッタと狭い光配線区域に起因する競争阻害性を克服できない状況下で、あえて地域 IP 網の指定を解除することは、次世代ネットワークの稼働後においても認められません。次世代ネットワークの稼働後も、地域 IP 網が直ちに廃止されるわけではないため、既存の OLT や地域 IP 網においても OSU 共用を実現すべきです。 現時点では、「別添資料 2(NTT 地域 IP 網と NGN におけるアクセス回線構想イメージ)」のとおり、NTT 東西が採用する NTT-NGN と地域 IP 網におけるアクセス回線の構成については複数の案が想定されますが、いずれの構成を取ろうとも NTT-NGN だけでなく、地域 IP 網におけるアクセス回線の開放の必要性は変わりません。 こうしたアクセス回線網の一分岐端末回線/一加入者単位までの開放が実現された場合、1(1)①でも述べたとおり NTT-NGN 同様にアクセス回線以外の地域 IP 網については、指定の範囲を限定することも考えられますが、その場合においても、接続事業者、ISP、コンテンツ提供事業者等の関係者が、地域 IP 網との接続によって多様な事業・サービスが展開できるよう、接続が不可欠な設備・機能については、第一種指定電気通信設備として指定する必要があります。この場合の一例として、1(2)②において詳述するように 0AB-J IP 電話網に係る設備の指定は不可欠と考えます。
	(2) ひかり電話網	<p>【意見】</p> <p>ひかり電話網について、第一種指定電気通信設備に指定することが必要とする本答申(案)に賛同します。なお、本答申(案)に示されているひかり電話網・他事業者網の利用者利便性確保、コストに適正利潤を加えた形での事業者間均一の接続料の設定への要望、他事業者における事業展開上の不可欠性等のひかり電話網の指定の根拠を踏まえれば、答申後、遅滞無く、速やかに指定がなされるべきです。</p>

章	具体的内容
	<p>0AB-J IP 電話(ひかり電話)の提供に係るルータは、平成 16 年 10 月、平成 17 年 2 月にそれぞれ集合住宅向けルータ、戸建て向けルータが指定電気通信設備の指定が外されていますが、本答申(案)にもあるとおり、0AB-J IP 電話の番号数、0AB-J IP 電話市場における NTT 東西のシェアの傾向を見れば、NTT 東西が当該市場での独占的地位を確立しつつあることは明らかです。</p> <p>また、現在ブロードバンドの主流となっている ADSL サービスは NTT 東西の 0AB-J 加入電話に NTT 東西を含む事業者が重畳する形態であり、利用者は電話サービスとブロードバンドサービスの事業者を組み合わせで選択することができます。しかしながら、FTTH サービスにおいては 0AB-J IP 電話はブロードバンドサービスにバンドルされており、他事業者の 0AB-J IP 電話を選択することができません。</p> <p>このような問題に対し、前述のような光 IP 電話提供に用いるルータの指定化を行うことで、接続事業者が要望する接続に関する接続約款への規定追加、接続料の算定根拠の明確化等がなされ、様々な事業者が参入可能となり、競争の促進やサービスの組合せ・選択の機会が増えることによる利用者利便の向上を図ることが可能です。具体的には、接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置を接続し、PSTN における中継電話(マイライン)相当のサービスや、B フレッツ上でのひかり電話と同等の 0AB-J IP 電話サービスを他事業者が提供すること等が考えられます。</p> <p>なお、本件に関連して、「『電気通信事業法第 38 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定に関する件』(平成 13 年総務省告示第 243 号)の一部改正 ルータに係る規定の見直し」に対する情報通信審議会の答申書(平成 16 年 7 月 27 日)の別添「平成 13 年総務省告示第 243 号(電気通信事業法第 38 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定に関する件)の一部改正案に対する意見及びその考え方」における同審議会の考え方 1(以下、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」という。)において、第一種指定電気通信設備に該当するか否かの判断(当該設備との接続が利用者利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない(以下「ボトルネック性」という。)電気通信設備に該当するか否か)の基準として、</p>

章	具体的内容
	<ul style="list-style-type: none"> - 市場調達可能性 - 他事業者が同様のサービスを提供できるか否か <p>という二つの指標が示されています。</p> <p>しかしながら、告示第 243 号の根拠法である事業法第 33 条第 1 項並びに事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項からは、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」にあるボトルネック性の要件を演繹することも敷衍することもできません。</p> <p>また、仮に「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」が存在する状況であっても、事業法第 33 条における指定電気通信設備制度に関する法理に立ち返って考えた場合、そもそもボトルネック性の判断においては、「利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発展に欠くことのできない電気通信設備として指定する」との目的があり、その意味では、市場がコンテストナブルであるか否か（参入・退出が自由で、サunkコスト（埋没費用）の存在しない市場か否か）という視点が不可欠です。その意味においては、<u>8 分岐スプリッタ、ならびに NTT 東西の事業規模にとって都合の良い狭い光配線区域に起因して、競争阻害性が厳然として存在する FTTH 市場は、コンテストナブルな市場とは言えず、この点においても、FTTH 市場に係る各種設備について、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」にある考えをもって、ボトルネック性の判断を行うのは不適當であるものと考えます。</u></p> <p>「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」におけるボトルネック性の在り方については、本答申（案）にて、0AB-J IP 電話（ひかり電話）の提供に係るルータの指定の考えが改めて示されたこと、また、後述する「装置類」の指定の在り方に関して、本答申（案）P19 において、<u>「メディアコンバータや光信号伝送装置（OLT）等の装置類は、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけ切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適當ではない」との考え方が示されたことも踏まえ、再検討されるべきと考えます。特に、後者の本答申（案）の記述については、市場調達可能性や他事業者が同様のサービスを提供できるか否かをもとにボトルネック性を判断する「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方</u></p>

章	具体的内容
	<p>1」とは異なり、事業法第 33 条第 1 項の法並びに法理に基づいた妥当な考えであり、この内容に沿って改めて整理が図られるべきです。</p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0AB-J 電話サービスを提供する条件として、電気通信番号規則別表第 2 の 5 において「固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること」と定められていますが、IP 電話において、同交換設備とは具体的にはひかり電話のエッジルータ(以下、「ルータ B」という。)を示すものであると考えます。 ・ ルータ B については、『電気通信事業法第 38 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定に関する件』(平成 13 年総務省告示第 243 号)の一部改正「ルータに係る規定の見直し」に対する情報通信審議会の答申書(平成 16 年 7 月 27 日)の参考資料(以下、「答申書参考資料」という。)において、 <ul style="list-style-type: none"> (1) 現在、第一種指定電気通信設備は、平成 13 年総務省告示第 243 号(電気通信事業法第 38 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定に関する件)において指定されており、ルータについては第 2 号において「…ルータにあつては他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分けの機能を有するもの及びこれと相互に対向するもの…に限る」と規定されている。 (2) したがって、この規定によれば、当該 IP 電話サービスに使用するルータ A については自網内のトラヒックを NTT 東日本・西日本が選定する中継事業者の網への振り分けを行うこと、また、ルータ B についてはルータ A と相互に対向するものであることから、第一種指定電気通信設備に該当することとなる。 <p>と示されているとおり、当初は第一種指定電気通信設備として指定がなされましたが、平成 16 年にその指定が外され、現在に至っています。</p>

章		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ このように、当初は指定がなされていたルータ B の指定が外れたのは、答申書参考資料において示されているとおり、 <ul style="list-style-type: none"> ①市場調達可能性 ②他事業者が同様のサービスを提供できるか否か という要素を個別に検討した上で判断された結果とされています。 ・ しかしながら、上記条件のうち①の市場調達可能性については、『コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について』答申(案)への意見及びそれに対する考え方(平成 19 年 3 月 30 日 情報通信審議会)の考え方 6 において、「ノード装置はネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることをもって直ちに不可欠性がないと判断することはできない。また、一部の事業者がネットワークを自前調達可能であることをもって直ちに不可欠性がないと判断することもできない。」とされており、不可欠性の判断基準の根拠としては否定的な見解が示されています。 ・ また、②の他事業者が同様のサービスを提供できるか否かについては、他の電気通信事業者は、NTT 東西の 0AB-J IP 電話に代わる自社の 0AB-J IP 電話を、実質的・代替的に事業法第 33 条第 1 項に定める指定を除外するに足るような規模では全く提供するに至っていないことから、実質的に不可能であることは明らかです。 ・ すなわち、平成 16 年にルータ B が指定から外された際の要件は現在の条件下では当てはまらず、ルータ B は事業法第 33 条に定める「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」となっているものと考えます。従って、早急に関連する設備・機能を第一種指定電気通信設備として指定し、接続約款への規定追加、接続料の算定根拠の明確化等の対応を行い、接続事業者との接続の円滑化を図り、利用者利便の向上を図ることが必要と考えます。 ・ なお、戸建て向け IP 電話サービスの提供に用いるルータを非指定設備とする告示改正案の諮問(平成 16 年 11 月 26 日)の際に、「将来的に NTT 東日本・西日本の IP 電話網のルータが多くの端末系伝送路設備を収容する、又は他事業者網と当該 IP 電話網のルータが既存電話網を介さずに接続する需要が顕在化することが見込まれる場合

章	具体的内容
	<p>に、改めてこれらのルータのボトルネック性について検証する必要がある」との考え方が示されています。0AB-J IP 電話については、NTT 東西が提供を開始した平成 16 年度末における加入数が約 4,000 加入であったものが、平成 18 年度末には約 317 万加入と約 770 倍(NTT 東西公開情報より算出)に増加しており、まさに「当該 IP 電話網のルータが既存電話網を介さずに接続する需要が顕在化することが見込まれる」状況にあります。従って、上記の考え方にに基づき、早急にルータ B の指定化に向けた告示の改正について検討すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在ブロードバンドの主流となっている ADSL サービスは NTT 東西の 0AB-J 加入電話に NTT 東西を含む事業者が重畳する形態であり、利用者は電話サービスとブロードバンドサービスの事業者を組み合わせで選択することができます。しかしながら、FTTH サービスにおいては 0AB-J IP 電話はブロードバンドサービスにバンドルされており、他事業者の 0AB-J IP 電話を選択することができません。 ・ このことは総務省公表データにおける FTTH 市場シェアがほぼそのまま 0AB-J IP 電話市場のシェアとなっていることにも現れており、NTT 東西の独占化が進む FTTH 市場の市場支配力がそのまま 0AB-J IP 電話市場に影響を及ぼしています。 ・ このような問題に対し、前述のような光 IP 電話提供に用いるルータの指定化を行うことで、接続事業者が要望する接続に関する接続約款への規定追加、接続料の算定根拠の明確化等がなされ、様々な事業者が参入可能となり、競争の促進やサービスの組合せ・選択の機会が増えることによる利用者利便の向上が図られます。 ・ 具体的には、「別添資料 3(0AB-J 電話とブロードバンドの自由な組み合わせ)」に示す接続形態のように接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置を接続し、PSTN における中継電話(マイライン)相当のサービスや、B フレッツ上でのひかり電話と同等の 0AB-J IP 電話サービスを他事業者が提供すること等が考えられます。 ・ PSTN 上で様々な事業者が参入し、競争が促進されたように IP 網においても競争が促進されるべきであり、IP 網への移行によって利用者の選択肢が狭められることがないようにすべきです。

章	具体的内容
<p>(3) 装置類</p>	<p>【意見】</p> <p><u>メディアコンバータや光信号伝送装置(OLT)等の装置類について、加入光ファイバと一体として設置・機能するものとして、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とする答申案に賛同します。</u></p> <p>事業法第 33 条において第一種指定電気通信設備の範囲は、伝送路設備(加入者回線)と一体として設置される電気通信設備の総体と定義されており、ONU/メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤、伝送路設備に付随する設備、局内終端装置、及び接続事業者への接続の同等性を担保するために設置された IDM-B 等は、まさにこの定義に該当するものです。</p> <p>また、スプリッタ、OLT ならびに SW あるいは収容ルータが指定を外れた場合、「第 2 章 2. NTT 東西の次世代ネットワークの扱い」の箇所述べたとおり、接続事業者は同等の役務を提供できず、NTT 東西の独占的地位が一層高まるものと考えます。</p> <p>以上のことから、ONU/メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤、伝送路設備に付随する設備、局内終端装置、及び接続事業者への接続の同等性を担保するために設置された IDM-B 等の局内装置類については、OSU 共用時における事業者間の公平性を担保するためにも、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきです。</p> <p>なお、以下の図に示すとおり、NTT 東西の局舎内において様々な区間・用途で局内光ファイバが用いられていますが、「局内光ファイバ」と言った場合には用途の区別はなく、全ての局内光ファイバが該当します。一部区間の局内光ファイバの自前構築の進展度合いをもって、局内光ファイバを第一種指定電気通信設備から外した場合には、全ての局内光ファイバが指定電気通信設備から外れることとなり、接続事業者による煩雑でコストのかかる自前ジャンパ工事が必要になる、あるいは多大な先行配線により自前ジャンパ工事の回数を減らす等の対処が必要になる等、接続事業者としては、NTT 東西との公正競争上、大きな問題が発生すると考えられます。従って、局内光ファイバを第一種指定電気通信設備から外すことは不適當です。</p>

章		具体的内容
		<p> — 加入光ファイバ — 中継光ファイバ — 局内光ファイバ </p> <p> ▲ NTT東西スプリッタ ▲ 接続事業者スプリッタ 接続事業者設置設備 ◎ POI </p> <p> 接続事業者の自前敷設の割合が多いとされる局内光ファイバのほとんどは、【接続事業者が設置したOLT、スプリッタ～IDM-B間】と想定される。この区間の実績のみをもって、加入者向けや中継網を構成するために様々な設備間を接続している局内光ファイバの指定を外すことは適当ではない。 </p> <p> なお、「告示第243号改正にかかる答申書 審議会の考え方1」におけるボトルネック性の在り方については、前述のとおり、本答申(案)P19にて「メディアコンバータや光信号伝送装置(OLT)等の装置類は、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけ切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」との妥当な考え方が示されたこと等を踏まえ、再検討されるべきと考えます。 </p>

章	具体的内容
	<p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業法第 33 条において第一種指定電気通信設備の範囲は、伝送路設備(加入者回線)と一体として設置される電気通信設備の総体と定義されており、ONU/メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤、伝送路設備に付随する設備、局内終端装置、及び接続事業者への接続の同等性を担保するために設置された IDM-B 等は、まさにこの定義に該当するものです。 ・ これらの装置が第一種指定通信設備に該当するか否かの判断は、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」のボトルネック性の判定によりますが、この判定については、検討項目 1(3)で詳述するように、 <ul style="list-style-type: none"> - 市場調達可能性 - 他事業者が同様のサービスを提供できるか否か を個別に検討した上で判断すべきものとされています。 ・ しかしながら、告示第 243 号の根拠法である事業法第 33 条第 1 項ならびに事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項からは、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」にあるボトルネック性の要件を演繹することもできません。 ・ また、前述の「平成 19 年 3 月 30 日における情報通信審議会の考え方 6」では、メガデータネット等のデータ通信網におけるノード装置はネットワークの一部に過ぎず、「告示第 243 号改正にかかる答申書 審議会の考え方 1」のボトルネック性の判定の考え方に係らず、当該装置の市場における調達可否、及び一部の事業者におけるネットワーク自前構築可否といったことは不可欠性の判断に直結しないとされているところであり、同日付「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申の P8 にもあるとおり、現時点で指定を解除するのは不相当とされています。 ・ さらに、1(1)①で述べたとおり、スプリッタ、OLT ならびに SW あるいは第 1 ルータが指定を外れることにより、8 分岐

章		具体的内容
		<p>スプリッタ、ならびに NTT 東西の事業規模にとって都合の良い光配線区域のサイズに起因する競争阻害性により、接続事業者は同等の役務を提供できず、NTT 東西の独占的地位が一層高まることが懸念されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上のことから、これら局内装置類、すなわち ONU/メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤、伝送路設備に付随する設備、局内終端装置、及び接続事業者への接続の同等性を担保するために設置された IDM-B 等については、OSU 共用時における事業者間の公平性を担保するためにも、指定電気通信設備としての指定を継続すべきです。
第3章 次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化(アンバンドル)	1. 検討上の留意点	<p>【意見】</p> <p>既存の電話網においては、接続事業者等の要望によって GC 接続・ZC 接続等の多様な階梯、地域での接続点が確保された結果、競争が進展し、ユーザ利便が向上してきたという歴史があり、これらの経緯を踏まえれば、アンバンドルの基本的な考え方として、「技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること」とする1996年答申の考え方を踏襲することは適切であると考えます。なお、本答申(案)P21においては、「アンバンドルが技術的に可能であっても、～(略)～ NTT 東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要」との考え方が示されていますが、NTT-NGNは新たに構築する網であり、IP技術をベースとし、ルータ等の接続を前提とした設備をベースにネットワークが構築されるものであることから、接続事業者の要望に応じることは旧来の固定電話網と比べて容易なはずであり、NTT 東西における「経済的負担」も皆無もしくは軽微なものと考えられます。</p> <p>次に、「サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとし、今後のサービス展開の自由度を確保するように配慮することも必要と考えられる」とありますが、接続事業者が希望した時点で迅速かつ円滑に接続が開始可能な状況にしておくことこそ、NTT 東西利用部門と接続事業者間での同等性を確保し、両者間の競争を促進するものであり、結果として、多様なサービスを生み出すこととなり利用者利便の向上につながることから、現時点で可能な限りアンバンドルを行っておく必要があると考えます。</p> <p>また、「NGNで新たに可能となるサービスは、そのサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない」とありますが、弊社共は本意見書において具体的な接続箇所等を要望していますので、NTT-NGN 提供開始当初より対応して頂きたいと考えま</p>

章	具体的内容
	<p>す。なお、本答申(案)P21に「一の設備を複数の機能にアンバンドルするなど、設備面だけでなく、機能面に着目したアンバンドルの検討が必要」と記述されているように、サービス提供形態や接続ニーズ等を想定の上、アンバンドルすべき機能についてさらに詳細な検討を行うにあたっては、現時点においてNGNを構成する設備がそれぞれ具体的にどのような機能を有しているかが不明である等、NTT東西から提供される情報が不足していることから、NTT東西はNTT-NGNに係るより詳細な情報を早期に開示すべきです。具体的には、少なくともNTT-NGNのネットワーク構成については、本答申(案)P1における【図1: NGN等の設備構成】のような簡略化されたものではなく、ITU-Tや3GPPで用いられているようなアーキテクチャ図と、その図に示される各機能がNTT-NGNを構成するどの設備に対応しているかが明確となる論理構成図を公表して頂きたいと考えます。</p> <p>従って、本答申(案)P21の第5段落以降を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>三点目については、NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するかが現時点では明確に予測できないこと、またNGNで新たに可能となるサービスは、そのサービス提供形態や接続ニーズ等が必ずしも明確ではないこと、特に、今後追加が想定される上位レイヤー系の機能について、現時点でアンバンドルの要否を検討することは困難と考えられることから、現行制度上アンバンドルされている33機能も、制度創設時の11機能から段階的に追加されてきた経緯を踏まえ、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとし、今後のサービス展開の自由度を確保するように配慮することも必要と考えられる。</p> <p>(修正案)</p> <p>三点目については、NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するかが現時点では明確に予測できないが、<u>サービス開始当初から可能な限りアンバンドルを行えるようにすることが必要と考えられる。</u>なお、<u>接続事業者において今後NGNにおけるサービス提供形態や接続ニーズを想定の上、アンバンドルすべき機能についてより具体的に検討するため</u></p>

章	具体的内容
	<p>にも、NTT 東西においては、NGN におけるネットワーク構成について、ITU-T や 3GPP で用いられるようなアーキテクチャ図とその図に示される各機能が NGN を構成するとの設備に対応しているかが明確となる論理構成図の形式にて早期に公表する等、さらなる情報開示を行うことが必要と考えられる。</p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT-NGN におけるアンバンドルを検討するにあたっては、平成 8 年電気通信審議会答申にある <ul style="list-style-type: none"> - 「他事業者が要望する網構成設備や機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない。」 - 「技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。」 - 「これを利用できない場合にサービス提供が阻害されるおそれがあると判断されるものについては、当初からアンバンドルとして規定し、特定事業者に提供を義務づけるのが適当である。」 <p>という基本的な考え方を踏襲すべきであり、技術的に可能な単位、かつ適正なコストでアンバンドルを行うことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT-NGN についても、以上の基本的な考えに基づき、詳細な検討を進めるにあたって、早急に NTT-NGN の設備構成計画を開示させ、それをベースに議論を行うべきです。 <p>【アクセス回線のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT-NGN において、特に重要なアンバンドルは、アクセス回線まわりのアンバンドルであり、最低限、既存の地域 IP

章	具体的内容
	<p>網における加入ダークファイバと同レベルで、「光信号分岐端末回線」、「光信号主端末回線」、「局内光スプリッタ」、「光信号伝送装置」といった設備毎にアンバンドルすることが必要なのは勿論のこと、加えて、3(3)で詳述する分岐端末回線単位の接続(OSU 共用)を実現するために、SW または第 1 ルータにおける事業者振り分け機能の具備が不可欠であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の経緯として、地域 IP 網における OSU 共用の問題点等の接続上の課題が従来より議論となっていることを踏まえれば、最低限 NTT-NGN においては商用開始時点より、こうした課題を解決するアンバンドルが実現可能な技術方式の採用が当初より計画されてしかるべきです。仮に、NTT 東西がこれらの点を敢えて無視するようなネットワーク設計を行っているのであれば、NTT 東西は既存サービスにおける支配的地位を新規の次世代ネットワーク市場にも持ち込むことを意図して、恣意的な柔軟性の低いネットワーク設計・構築を通じて、競争阻害・制限的行為を行っているものと判断せざるを得ません。 <p>【機能別アンバンドルの必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> IP 網特有の事象として、一の設備が複数の機能を持ち得る等従来とは異なる機能付与の在り方が可能となり、設備における特定の機能のみを利用するといった接続事業者等のニーズが生じることも容易に想定できることから、アンバンドルの単位はより詳細に設備単位に加え、機能別のアンバンドルも可能なよう、柔軟な対応が求められることに留意すべきです。例えば、接続事業者/ISP/コンテンツ提供事業者等が、多様なビジネス展開が可能となるよう、QoS を確保した通信を行うための帯域制御機能や認証・課金等を行う機能等を当初からアンバンドルした構造を具備することが必要です。 <p>【既存のネットワークからのマイグレーションを考慮したアンバンドルの必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的に PSTN 等既存ネットワークが NTT-NGN に置き換えられる可能性があることを考慮すると、移行期間を含め、例えばフリーコール等の現在 PSTN 等既存ネットワークにおいて提供されているサービスと同等のサービスが継

章		具体的内容
		<p>続可能なレベルで設備・機能がアンバンドルされることが必要です。</p>
2. 各機能のアンバンドルの要否	(1)フレッツサービスに係る機能のアンバンドル	<p>【意見】</p> <p>a) 収容局接続の観点について</p> <p>NTT-NGNにおける収容局接続については、本答申(案)において、「NGNにおいて、現時点で直ちに収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが不要と判断するのは適当でなく、地域IP網と同様にアンバンドルをすることが当面必要」とされていますが、ADSLからFTTHのマイグレーションが進むにつれ、FTTH市場におけるNTT東西のシェアが拡大し独占化の傾向を示していることに鑑みると、同市場において公正競争条件を確保の上、事業者間の競争を促進するためには、光アクセス回線網の真の開放が必要であり、そのためには現行の地域IP網と同様の接続形態に加え、OSU共用に向けた収容ルータ又はSWにおける接続も実現する必要があると考えます。</p> <p>従って、本答申(案)P23の「a) 収容局接続の観点」の第2段落以降を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>しかしながら、以下の点にかんがみれば、NGNにおいて、現時点で直ちに収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが不要と判断するのは適当でなく、地域IP網と同様にアンバンドルをすることが当面必要と考えられる。</p> <p>①競争事業者からは、収容局接続について速やかにアンバンドルして提供することが要望されていること</p> <p>②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること</p> <p>③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられること</p>

章	具体的内容
	<p>(修正案)</p> <p>しかしながら、以下の点にかんがみれば、NGNにおいて、現時点で直ちに収容局接続に係る機能をアンバンドルすることが不要と判断するのは適当でなく、<u>地域IP網と同様のアンバンドル形態に加え、OSU 共用に向け、収容ルータ又は SW における接続点を設けることが必要と考えられる。</u></p> <p>①競争事業者からは、収容局接続について速やかにアンバンドルして提供することが要望されていること</p> <p>②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、<u>現状のままでは FTTH 市場における NTT 東西のシェアの拡大がより顕著になると考えられ、同市場における競争の促進を図るためにも、NTT 東西におけるシェアアクセス方式の構造的な競争阻害要因を排除する必要があること</u></p> <p>③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続に<u>加え、OSU 共用を想定した接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられること</u></p> <p>なお、弊社共では収容局接続に係る機能のアンバンドルについては少なくとも別添資料 1「次世代ネットワークに求めるアンバンドル・接続箇所について」(以下、「別添資料 1」という。)における「①-1 収容局接続」に示すような以下の内容を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 収容局に設置されている地域 IP 網用の OLT～収容ルータ間にある SW に接続し、フレッツサービスのアクセス回線を加入者単位でアンバンドル - 収容局に設置されている NTT-NGN 用の収容ルータに接続し、NTT-NGN サービスのアクセス回線を加入者単位でアンバンドル

章	具体的内容
	<p>b) ISP 接続の観点について</p> <p>NTT 東西は平成 19 年 10 月 25 日付の活用業務認可申請(以下、「NGN 活用業務認可申請」という。)において県間中継事業者を選定する前提としていることから、もとより各県に相互接続点をすでに有しているものと考えられ、各県での接続を可能とすることが適当と考えます。詳細は、「4. 標準的な接続箇所」における弊社意見を参照願います。</p> <p>また、NTT 東西との公正競争確保の観点から、ISP 事業者が自社のブランドにて 0AB-J IP 電話を提供可能とするためのアンバンドル(シグナリング・QoS 等のサーキットセットアップのシグナリングの接続点の設置等)が必要と考えます。なお、弊社共では当該機能のアンバンドルについては少なくとも別添資料 1 における「②ISP 接続」に示すような以下の内容を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 0AB-J IP 電話の品質確保のため ISP 接続における帯域制御機能の提供とその機能のアンバンドル(ボイスデータトラフィック用として県単位の接続点) - 0AB-J IP 電話のシグナリング及び上記帯域制御などサーキットセットアップ用の相互接続点と接続事業者の S-CSCF に対応する P-CSCF 相当機能のアンバンドル(シグナリング用として東西 2 箇所ずつの接続点) <p>「B フレッツに係る機能の接続料化」に係る詳細意見は、「第 4 章 3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」における弊社共意見を参照願います。</p> <p>c) IP-IP 接続の観点について</p> <p>本答申(案)において、「今後 PSTN から IP 網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS 接続は減少し IP-IP 接続が増えていくことが想定されること等にかんがみれば、IP-IP 接続に係る機能をアンバンドルすることが必要」とする本答申(案)の内容は適切であると考えます。なお、弊社共では当該機能のアンバンドルについては「IP 電話サービスに係る機能のアンバンドル」と合わせて別添資料 1 における「④IP 電話」に示すような内容を希望します。また、「第 3 章 次世代ネットワークの設備・機能の細分化(アンバンドル) 4. 標準的な接続箇所」についての意見でも述べますが、少なくとも別添資料 1 における「③IP-IP 接続」に示すように既存の ISP 接続と同じビルで都道府県に 1 つ以上の接続点が設け</p>

章		具体的内容
		られることが必要です。
	(2) IP 電話サービスに係る機能のアンバンドル	<p>【意見】</p> <p>ひかり電話網を新たに第一種指定電気通信設備に指定した上で、「コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料設定をするために、当該機能をアンバンドルすることは必要」とする本答申(案)の内容は適切であると考えます。なお、弊社共では当該機能のアンバンドルについては少なくとも別添資料 1 における「④ IP 電話」に示すような内容を希望します。</p>
	(3) イーサネットサービスに係る機能のアンバンドル	<p>【意見】</p> <p>イーサネットサービスに関しては、本答申(案)において、「NTT東西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置を取ることが必要」とされているとおり、公正競争条件確保の観点から、同サービスに係る機能のアンバンドルは最低限必要な措置と考えます。なお、弊社共では当該機能のアンバンドルにおいては「第 3 章 次世代ネットワークの設備・機能の細分化(アンバンドル) 4. 標準的な接続箇所」についての意見でも述べますが、少なくとも別添資料 1 における「⑤ イーサネット」に示すように既存の ISP 接続と同じビルで都道府県に 1 つ以上の接続点が設けられることが必要です。</p>
	(4) 帯域制御機能等のアンバンドル	<p>【意見】</p> <p>本答申(案)において、「今後機能追加され段階的に発展していくネットワークであることにかんがみれば、未だ具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階でアンバンドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになりかねないので抑制的に対応することが必要」とされていますが、前述のとおり、接続事業者が希望した時点で迅速かつ円滑に接続が開始可能な状況にしておくことこそ、NTT 東西利用部門と接続事業者間での同等性を確保し、両者間の競争を促進することにつながるものと考えます。その結果、多様なサービスが生まれ利用者利便の向上につながることから、現時点で可能な限りアンバンドルを行っておく必要があると考えます。</p> <p>また、「具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない」とありますが、弊社共は本意見書において具体的なアン</p>

章	具体的内容
	<p>バンドル形態を要望していますので、NTT-NGN 提供開始当初より対応して頂きたいと考えます。なお、本答申(案)P21 に「一の設備を複数の機能にアンバンドルするなど、設備面だけでなく、機能面に着目したアンバンドルの検討が必要」と記述されているように、サービス提供形態や接続ニーズ等を想定の上、アンバンドルすべき機能についてさらに詳細な検討を行うにあたっては、現時点において NGN を構成する設備がそれぞれ具体的にどのような機能を有しているかが不明である等、NTT 東西から提供される情報が不足していることから、NTT 東西は NTT-NGN に係るより詳細な情報を早期に開示すべきです。具体的には、少なくとも NTT-NGN のネットワーク構成については、本答申(案)P.1 における【図 1:NGN 等の設備構成】のような簡略化されたものではなく、ITU-T や 3GPP で用いられているようなアーキテクチャ図と、その図に示される各機能が NTT-NGN を構成するどの設備に対応しているかが明確となる論理構成図を公表して頂きたいと考えます。</p> <p>以上のことから、本答申(案)P29 の記述について、以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>この点、競争事業者からは、帯域制御機能や認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は示されているものの、例えば、NGNの転送機能とは切り離して、帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確ではないので、技術的な実現可能性を含めたアンバンドルの要否が判断できない状況にある。前述したように、NGNは、今後機能追加され段階的に発展していくネットワークであることにかんがみれば、未だ具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階でアンバンドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになりかねないので抑制的に対応することが必要である。</p> <p>(修正案)</p> <p>この点、競争事業者からは、帯域制御機能や認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は示されていることから、サービス開始当初から可能な限りアンバンドルを行えるようにすることが必要と考えられる。なお、接続事業者において今後 NGN におけるサービス提供形態や接続ニーズをより具体的に検討するためにも、NTT 東西においては、NGN にお</p>

章	具体的内容
	<p>るネットワーク構成について、ITU-T や 3GPP で用いられるようなアーキテクチャ図とその図に示される各機能が NGN を構成するとの設備に対応しているかが明確となる論理構成図の形式にて早期に公表する等、さらなる情報開示を行うことが必要と考えられる。</p> <p>また、弊社共では帯域制御機能に関し、2008 年中を目途に以下に示す内容の実現を希望します(別添資料 1 における「⑥-1 映像系(NGN→接続事業者)」及び「⑥-2 映像系(接続事業者→NGN)」も参照願います)。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「接続事業者に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者と NTT 東西との NNI 接続を経由し、NTT 東西のユーザ向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」、および「NTT 東西に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者と NTT 東西との NNI 接続を経由し、接続事業者のユーザ向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」を実現可能とすること。 - NTT 東西は、NNI/SNI の各接続点において、ユニキャスト配信トラフィックを優先制御するための方法として、NTT 東西の SIP を使用する方法に加え、IPTV フォーラムで国内標準化が進められている仕様や ITU-T で NGN Non-IMS IPTV architecture として勧告化が進められている仕様に基づいた NTT 東西の SIP を使用しない方法も準備し、接続事業者との接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。 <p>NTT-NGN のアンバンドルに係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見も参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大前提として、NTT-NGN と接続事業者の次世代ネットワークの網制御機能を相互接続するためには、網制御情報ならびに、プロビジョニング情報等を交換するための、SIP/SDP、SOAP/XML インタフェース等が十分に開示される必要があります。仮に、これらの情報が開示されなければ、NTT-NGN との相互接続は実質的に不可能となります。 ・ 既存ネットワークでは、これら接続条件が細部において NTT 独自のものとなり、それらが「日本標準」として海外メー

章		具体的内容
		<p>カーの参入機会を奪うとともに、国産メーカーの海外進出を難しくしており、これら接続条件を明確にすることが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2①で前述したとおり、IP 網においては、設備毎のアンバンドルに加えて、機能別のアンバンドルを実現可能とすべきです。例えば、NTT 東西のユーザが接続事業者の各種アプリケーションサービスを利用可能とする等、小規模事業者が自由に事業を展開することが可能となるよう、QoS 確保のための各種機能(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)、セキュリティ確保機能(認証、暗号化等)、課金機能等をアンバンドル単位として設定することが必要です。 ・ また、接続事業者が NTT-NGN のユーザ向けに直接サービス提供を行おうとする場合、サービスエッジにおける事業者振り分け機能や、SIP や SDP を用いない帯域制御機能(現行のフィールドトライアルの仕様に規定されている「インタラクティブ通信」以外のもの)をアンバンドル単位として設定することが必要です。
	3. 機能の段階的発展等への対応	<p>【意見】</p> <p>本答申(案)において、「今後の技術革新やサービス競争の進展等の環境変化に応じて、適時適切にアンバンドルがなされないと、接続事業者がNTT東西利用部門と同様のサービスを提供することができなくなり、公正な競争環境を確保することが困難となることとなる」とあるとおり、NTT 東西と接続事業者とが時期を同じくして新規機能を利用したサービス提供を可能とするためにも、適時適切なアンバンドルは不可欠です。この観点から、アンバンドル機能の追加の必要性を検証対象とすべく、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することは適切と考えますが、本答申(案)にあるように、「競争事業者が NTT 東西と同様のサービスを提供可能な環境を遅滞なく整備しサービス競争の促進を図る」ためには、競争セーフガード制度における定期的な検証のタイミング以外でも、当然ながら接続事業者の要望に応じて随時アンバンドル機能の追加が行われるべきであり、NTT 東西及び接続事業者の当該設備・機能を利用した商用サービス開始時期の調整等といった各種手続きについて、接続事業者の希望するスケジュールでの接続を可能とするために必要な項目とその手続期限を明確化する等、具体的なルール整備が必要と考えます。</p>

章	具体的内容
	<p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT-NGNにおける今後の機能追加に際しては、公正競争を確保し、NTT 東西と接続事業者とが時期を同じくして新規機能を利用したサービス提供が行えるよう、適時適切なアンバンドルを実施する必要があります。そのための方策としては、まず第一にNTT-NGN を第一種指定電気通信設備に指定した上で、事業法第 36 条第 2 項及び事業法施行規則第 24 条に規定される網機能提供計画の届出のルールを適用し、機能追加時におけるアンバンドルの単位等の情報開示を行わせる必要があります。なお、情報開示に係る詳細については、「4(1)接続に関する同等性」にて後述します。また、今後の機能追加におけるアンバンドルに関しても、2①で述べた基本的考え方が適用されてしかるべきです。
4. 標準的な接続箇所	<p>【意見】</p> <p>前述のとおり、既存の電話網においては、接続事業者等の要望によって GC 接続・ZC 接続等の多様な階梯、地域での接続点が確保された結果、競争が進展し、ユーザ利便が向上してきたという歴史があり、これらの経緯を踏まえれば、本答申(案)における「現行の接続ルールを審議した1996年答申において、接続約款の認可基準の考え方として、『技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること』とされていることも踏まえ、NTT東西においては、過度の経済的負担とならない限り、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当である」という記述は適切であると考えます。</p> <p>なお、本答申(案)における「過度の経済的負担」を考えるにあたっては、固定電話網とNTT-NGN とでは、ネットワークの性質及び構築の経緯等に差異があることに留意する必要があります。固定電話では、NTT の再編に際して、中継交換機と閥門交換機の機能が混在しているなどのケースがあったため、NTT 地域会社と長距離会社にネットワークを分割する際に同等性を確保するまでの期間と網改造費用を要する等の手戻りや過大な費用が発生することがありましたが、この点、NTT-NGN は新たに構築する網であり、また、NTT 東西は NGN 活用業務認可申請において県間中継事業者を選定する前提としていること</p>

章	具体的内容
	<p>から、もとより各県に相互接続点をすでに有しているものと考えます。よって、少なくとも県レベルでの相互接続点設置に関しては、接続料設定に算入されるような追加的な投資や改造費用は発生せず、NTT 東西にとって「過度の経済的負担」となり得ないものと考えます。</p> <p>また、NTT 三浦社長が「NGNについては、～(略)～ 今、商用化に向けてネットワークの構築等に努めているが、現時点予定どおり進捗しており、特段の変更なく3月末に商用化できると見込んでいる」と発言されている(平成20年2月4日の社長記者会見: http://www.ntt.co.jp/kaiken/index.html)ことを踏まえると、NTT 東西は、本答申(案)に基づく接続ルールの策定や活用業務認可審査の結果を待たずして、シグナリングや QoS 確保のための ZC 点における相互接続等の在り方を含め、NGNに係るルータ等を事前発注しネットワーク構築を進めている模様ですが、新たに本答申(案)に基づいて策定された接続ルールや、活用業務認可に係る各種条件等によりネットワーク改造の必要性が生じ改造費用が発生したとしても、当然ながらこれは NTT 東西が責任を負うべきものであるため、NTT 東西が接続事業者から当該改造費用を請求するというようなことはあつてはならないと考えます。</p> <p><具体的に希望する接続点について></p> <p>NTT 東西と接続事業者間で公正な競争を実現するため、現時点で少なくとも必要な接続点は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① シグナリングのセットアップのアウトバウンドでの相互接続のための接続点(NTT 東西においてそれぞれ 2 箇所)。 ② NGN の全サービスに係るトラフィックインターフェース(GbE、10GbE、SONET 等)等の接続のための接続点(都道府県(ZA)毎)。 ③ OSU 共用を行うための SW または収容ルータでの接続点(GC 局毎)。 ④ 他の接続事業者が 0AB-J IP 電話を提供可能とするためのシグナリング・QoS 等のサーキットセットアップのシグナリングの接続点。 <p>上記②については、前述のとおり NTT 東西は NGN 活用業務認可申請において県間中継事業者を選定する前提としていることから、もとより各県に相互接続点をすでに有していると考えられるため、接続料設定に算入されるような追加的な投資や</p>

章	具体的内容
	<p>改造費用を発生させずに接続点を設けることが可能であると考えます。</p> <p>上記③については、本答申(案)P1の【図1:NGN等の設備構成】において、ひかり電話網と地域IP網との振り分けがSWでなされていることから、同じ接続点で他の接続事業者に振り分けを行えない理由はなく、同箇所接続事業者向けの接続点を設けることが可能であると考えます。</p> <div data-bbox="689 576 1568 938" data-label="Diagram"> </div> <p><確認事項:ZCにおけるNNI接続並びに東西それぞれ2箇所におけるシグナリング接続></p> <p>中継事業者の見地から、NTT 東西における活用業務申請の審査のフレームワークによれば、当該審査が NTT 東西の脱法的な活用業務申請行為を助長するものでないとすれば、NTT-NGNが第一種指定電気通信設備と指定された後、平成20年2月25日付「NTT 東日本及びNTT 西日本の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る認可方針」(以下、「NGN活用業務認可方針」という。)にて付された認可条件1が発動し、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)第2条第5項の「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない」という条項に基づき、ZCにおけるNNI接続並びにNTT 東西それぞれ2箇所におけるシグナリング接続が可能とな</p>

章	具体的内容
	<p>るよう接続点を設けることを条件として答申されることを確認させて頂きたいと考えます(別添資料1における「①-2 中継局(ZC)接続」も参照願います)。</p> <p><マイグレーションに伴う費用負担></p> <p>本答申(案)において、「ISP接続では、ISP事業者は、NGN・地域IP網との接続に別々の網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加するため、NTT東西においては、特に中小のISP事業者の負担を軽減しつつNGN・地域IP網双方に接続可能とする方策についてその実現の可否を含めて検討をすることが適当」とありますが、地域IP網からNGNへのマイグレーションはNTT東西の都合によるものであることから、これに伴い追加的に発生する費用はNTT東西が負担すべきです。NTT東西の地域IP網からNGNへのマイグレーションに関しては、現状のルールに基づくISP接続を行う事業者はNGNとの接続のために新たに必要となる設備の費用負担のみならず、不要となった地域IP網用の網終端装置の利用中止費用も負担する必要が生じます(NTT東西接続約款第36条)が、このような費用も接続事業者が負担しなければいけないのは不合理であると考えます。</p> <p>従って、本答申(案)P31の記述について、以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>ISP接続では、ISP事業者は、NGN・地域IP網との接続に別々の網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加するため、NTT東西においては、特に中小のISP事業者の負担を軽減しつつNGN・地域IP網双方に接続可能とする方策についてその実現の可否を含めて検討をすることが適当である。</p> <p>(修正案)</p> <p>ISP接続では、<u>現状のルールでは、</u>ISP事業者は、NGN・地域IP網との接続に別々の網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加することとなるが、網終端装置に限らず、地域IP網からNGNへのマイグレーションに伴い発生する追加</p>

章	具体的内容
	<p data-bbox="667 288 2018 416"><u>的な費用の負担を接続事業者に求めるのは適切ではないことから、NTT東西においては、ISP 接続を行う事業者が、NGN と地域 IP 網への双方に接続することにより追加的費用(地域 IP 網において不要となった機器の利用中止費用等も含む)を負担する必要が生じないよう措置を講じる必要がある。</u></p> <p data-bbox="651 483 1561 512">本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p data-bbox="667 579 907 608">■前回提案書(再掲)</p> <p data-bbox="689 627 900 655">【基本的な考え方】</p> <ul data-bbox="701 675 2018 1042" style="list-style-type: none"> ・ 上記アンバンドルの必要性を考慮し、NTT-NGN においては、接続事業者が希望する接続形態に応えられるように、フィールドトライアルで公表されている接続点に加え、多様な箇所に標準的な接続箇所を追加すべきです。 ・ そもそも、既存の電話網においては、接続事業者等の要望によって、GC 接続・ZC 接続等の多様な階梯、地域での接続点が確保された結果、競争が進展し、ユーザ利便が向上してきたという歴史があり、これらの経緯を踏まえれば、NTT-NGN 上においてもこうした多様な接続箇所を設けることの必要性は当然ながら考慮されるべきです。 ・ 仮に、NTT 東西がこれらの点を敢えて無視するようなネットワーク設計を行っているのであれば、NTT 東西が独占回帰を意図したネットワーク設計・構築を行っている判断せざるを得ず、まさに競争阻害・制限的行為に該当するものと考えます。 <p data-bbox="689 1109 1030 1137">【具体的な接続箇所について】</p> <ul data-bbox="701 1157 2018 1329" style="list-style-type: none"> ・ まず第一に、アクセス回線部分については、前述のとおり、OSU 共用を行うための SW または第 1 ルータでの接続点を設け、GC 局毎に接続箇所を設けるべきです。 ・ また、その他 NNI 及び SNI については、既存網における GC 接続・ZC 接続の実績や、サービスレイヤにおける地上波デジタル配信事業者の接続要望等を踏まえ、最低限、県毎の接続箇所を設けるべきです。そもそも、NTT 東西の

章		具体的内容
		本来の業務範囲は、NTT 法第 1 項第 2 項及び「NTT の再編成についての方針」において、地域電気通信業務に限られていることから、NTT-NGN は県毎にネットワークを構築し、接続点を県毎に設けることが当然です。
第 4 章 接続料の算定方法等	1. 接続料の算定方法	<p>(1) 現行制度上の接続料の算定方法</p> <p>【意見】</p> <p>前回提案書で述べた、NTT-NGN に係る接続料及び地域 IP 網のひかり電話に係る接続料は、接続料算定の透明性確保並びに NTT 東西における非効率性の排除という観点から長期増分費用(以下、「LRIC」という。)方式で算定されるべきと考えます。しかしながら、LRIC モデルの構築には一定の期間を要することから、適正原価に基づく接続料を商用開始から可能な限り早期に適用する必要があることを考慮し、次善の措置として、将来原価方式で算定することも考えられます。</p> <p>なお、本答申(案)に記載されているとおり、各接続料を将来原価方式で算定する場合であっても、費用分計に必要なコストドライバの検討等にある程度の期間を要することから、商用開始当初に適用される接続料は、地域 IP 網における接続料に準じて適用する、若しくはコストベースを前提とする暫定的な接続料(以下、「暫定接続料」という。)を適用することもやむを得ないと考えます。ただし、この暫定接続料については、本答申(案)において第一種指定電気通信設備とされる設備に係る接続料であることから、暫定接続料であっても相対取引で設定することは不適切であり、商用開始当初から NTT 東西の接続約款に規定することで、透明性及び公平性を確実に確保することが必要です。特に、ひかり電話に係る接続料については、現在相対取引で設定されていますが、本答申によってひかり電話が第一種指定電気通信設備とされてからも、この相対取引が継続されることは問題であるため、ただちに接続約款に規定すべきです。</p> <p>また、この暫定接続料は適切な原価に基づき算定された接続料ではないことから、この暫定接続料が適用される期間は極力短期間であることが望ましいと考えます。このため、NTT 東西は、将来原価方式による接続料を可能な限り早期に適用するように、各接続料に関する接続約款の変更認可申請を 2008 年度内に実施すべきと考えます。</p> <p>なお、将来原価方式による接続料は、NTT-NGN が既存ネットワークよりも安価で効率的に構築されるはずであることを考えると、暫定接続料よりも低廉になるものと考えますが、利用者料金に影響が及ばないよう配慮する必要があるため、暫定接続料の水準をキャップとし、新たに設定される接続料がこの暫定接続料の水準に比べて同等以下になることを予め担保すべきと考えます。</p>
		(2) 接続料算定方法の基本的考え方

章	具体的内容
	<p>さらに、暫定接続料は、適正な原価に基づいていない仮に設定されたものであるため、将来原価方式による接続料を算定した結果、上記のようにして最終的に設定される適正な接続料(以下、「確定接続料」という。)が確定した場合には、当然この確定接続料を NTT-NGN の商用開始時に遡って適用する必要があります。また、暫定接続料と確定接続料との差額については、確定接続料が決まった時点で、差額精算を実施することが適当であると考えます。</p> <p>加えて、接続料の料金体系は接続事業者のシステムにも影響を及ぼすことから、NTT 東西に、接続料の料金体系を早期に開示させることが必要です。なお、接続事業者のシステム対応の負荷が過度にならないよう、NTT-NGN で提供されるサービスのうち、現行提供されているサービスと同等のもの(IP 電話サービス等)については、現行のサービスに係る接続料の料金体系を踏襲させることが適当であると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、本答申(案)P33「(2)接続料算定方法の基本的考え方」の第3段落目を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>したがって、少なくとも商用開始から2009年度までの接続料について、実績原価方式やLRIC方式で算定することは現実的ではなく、将来原価方式等の採用が現実的な選択肢となると考えられる。</p> <p>(修正案)</p> <p>したがって、少なくとも商用開始当初に採用する接続料の算定方式は、<u>実績原価方式やLRIC方式で算定することは適当ではなく、将来原価方式の採用が現実的な選択肢となると考えられる。</u> <u>なお、将来原価方式による接続料を算定するためには、費用分計に必要なコストドライバの検討等にある程度の期間を要するため、NTT 東西においては、商用開始当初に暫定的な接続料を設定することも考えられるが、透明性及び公平性を確保するために、この暫定的な接続料の設定について接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。</u> さらに、<u>接続料の料金体系によっては、接続事業者のシステムに影響を及ぼす可能性があることから、接続料の料金体系については、NTT 東西から早期に情報開示される必要があ</u></p>

章	具体的内容
	<p>る。また、コストドライバの検討等を早期に実施した上で、NTT 東西は、<u>将来原価方式による接続料を算定し、2008年度内に接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。なお、将来原価方式に基づく接続料を設定する際には、利用者料金への影響を十分考慮し、暫定的な接続料を上限值とした上で、最終的に接続料を設定することが適当である。さらに、暫定接続料はあくまでも適正な接続料の設定が実施されるまでの暫定措置であるため、この将来原価方式等により設定された接続料を商用開始当初に遡り適用することが適当である。</u></p> <p>将来原価方式以降の次期算定方式については、透明性確保並びに NTT 東西における非効率性の排除という観点から LRIC 方式を採用すべきであり、LRIC モデルの構築には長い検討・準備期間を要することから、今後も継続的に、LRIC 方式の採用に向けた検討を進めることが適当であると考えます。</p> <p>前述の次期接続料の算定方式に関し、本答申(案)P33「(2)接続料算定方法の基本的考え方」の第5段落目として、以下の記述を追加することを要望します。</p> <p>(追記案)</p> <p><u>将来原価方式以降の次期接続料の設定方法については、透明性確保並びに NTT 東西における非効率性の排除という観点から LRIC 方式を採用することが適当であり、LRIC モデルの構築期間を考慮し、今後も LRIC 方式の採用に向けた検討を継続する必要がある。</u></p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT-NGN の接続料の算定方法の検討にあたっては以下の点に留意することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> - 既存サービスからの移行に際して、次世代ネットワークの効率性を考慮したより低廉な接続料水準とすること

章		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> - 接続料体系の変更により、関係事業者における過度なシステム改修負担を発生させないこと - 既存網と NTT-NGN の双方において、類似のサービスが提供される併存期間が存在すること ・ 特に、NTT-NGN 上で展開される電話サービスにおいては PSTN と同様に 0AB-J 番号が使用されるものと想定されますが、その場合、既存網ユーザが発信して通話を行う際に、通話先が PSTN なのか NTT-NGN の光電話サービスなのかを認識することができません。この際、通話相手先により利用者料金水準が大きく異なった場合、利用者の混乱を来すこととなり、望ましくありません。従って NTT-NGN における電話サービスの接続料については利用者料金への影響を避ける為に、PSTN における接続料と同一の水準にすることが望ましいと考えます。 ・ なお、将来的に、既存網が全て IP 網へ移行した場合、NTT-NGN と接続事業者の接続も全て IP 網同士の相互接続へと移行することになりますが、この場合の事業者間精算については現状の ISP 同士の接続と同様に、ピアリングやトランジットへ移行するものと想定されます。しかしながら、事業者によって規模が異なることや、ピアリングとトランジットのどちらを採用するか等の基準の明確化が困難であることから、NTT-NGN については第一種指定電気通信設備として指定を行い、IP 網同士の相互接続においても NTT 東西に接続約款の策定及び公表を義務付け、接続料の適正性を検証すべきです。 ・ 接続料算定の透明性確保ならびに NTT 東西における非効率性の排除という観点からは、以下の I ～ V 全ての接続形態における接続料の算定は長期増分費用方式が望ましいと考えます。ただし、長期増分費用方式については、算定モデルの構築に一定の時間を要し、当初からの採用は現実的ではないことから、NTT-NGN 導入当初は、ネットワーク立ち上げ当初における接続料高騰を抑制し、利用者料金の値上げを誘発しないようプライスキップ方式、将来原価方式等の暫定的措置も考えられます。なお、早急な長期増分費用方式の導入に向けて、継続的に検討を行うべきです。 ・ また、I ～ V の接続形態毎の接続料については、現行サービスを考慮すると、最低限、以下に挙げる接続料体系を用意することが適当であると考えます。なお、IP サービスは多様なサービスが提供されることが見込まれることから、多様な接続料体系を用意すべきであると考えます。

章		具体的内容
		<p>I PSTN 網との接続 : 従量制の料金体系</p> <p>II 他の IP 網との接続 : 音声サービスは従量制の料金体系、データサービスは定額制の料金体系</p> <p>III ISP との接続 : 定額制の料金体系</p> <p>IV 収容局での接続 : 定額制の料金体系(光アクセス回線の分岐端末回線単位での接続料設定を含む)</p> <p>V イーサ接続 : 定額制の料金体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加えて、NTT 東西の接続料の適正性を検証するため、NTT-NGN における接続料に対してもスタックテストを実施すべきであり、詳細は 4(2)において後述します。
	(3)フレッツサービス(収容局接続)に係る機能の接続料	<p>【意見】</p> <p>「第 4 章 1.接続料の算定方法 (2)接続料算定方法の基本的考え方」において述べた弊社共の意見に基づき、本答申(案) P34「2)接続料の算定方法」を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>NGNのルーティング伝送機能相当の機能の接続料については、NGNの商用開始後の一定期間(少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料まで)は、当該機能に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。これは、地域IP網のルーティング伝送機能も、当初は将来原価方式で算定していたことから適当と考えられる。</p> <p>ただし、上記予測を行うためには、NGNのルーティング伝送機能相当の機能に係る費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することとすることが適当である。</p> <p>しかし、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築</p>

章		具体的内容
		<p>後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p> <p>(修正案)</p> <p>NGNのルーティング伝送機能相当の機能の接続料については、NGNの商用開始後の<u>当面の間</u>、当該機能に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。これは、地域IP網のルーティング伝送機能も、当初は将来原価方式で算定していたことから適当と考えられる。</p> <p>ただし、上記予測を行うためには、NGNのルーティング伝送機能相当の機能に係る費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することとすることが適当である。<u>また、商用開始時に適用する暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT 東西においては、この商用開始時に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。</u></p> <p>また、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく<u>接続料</u>(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき<u>将来原価方式で算定した接続料</u>)を算定することが適当である。なお、2008年度内に改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する<u>暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</u>さらに、同年度内に認可された接続料については、商用開始時に遡って適用することが適当である。</p>
	(4) IP 電話 サービス	<p>【意見】</p> <p>「第4章 1.接続料の算定方法 (2)接続料算定方法の基本的考え方」と同様に、地域IP網のひかり電話に係る確定接続料</p>

章	具体的内容
<p>ス(IGS接続)に係る機能の接続料</p>	<p>については、確定接続料が決まった時点で、暫定接続料との差額精算を実施することが適当であると考えます。なお、確定接続料を遡及適用する時期は、地域 IP 網のひかり電話と NTT-NGN の IP 電話に係る費用と需要を合算して同一の接続料が算定されるため、NTT-NGN の IP 電話と地域 IP 網のひかり電話とは同時期に適用されることが適当です。このため、具体的には、地域 IP 網のひかり電話に係る確定接続料も、NTT-NGN の IP 電話の確定接続料が適用される、NTT-NGN の商用開始時に遡って適用することが適当であると考えます。また、この地域 IP 網のひかり電話に係る暫定接続料と確定接続料との差額は、前述のように、確定接続料が決まった時点で差額精算を実施することが適当であると考えます。</p> <p>上記及び「第 4 章 1.接続料の算定方法 (2)接続料算定方法の基本的考え方」において述べた弊社共の意見に基づき、本答申(案)P35～36「2)接続料の算定方法」を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>IP電話サービスに係る機能の接続料については、NGNの商用開始後の一定期間(少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料まで)は、現在のひかり電話網等に係る費用と需要の実績データをベースとして、NGN(IGS接続)とひかり電話網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</p> <p>ただし、上記予測を行うためには、NGNのIP電話サービスに係る機能(IGS接続)の費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を暫定的に適用することとするのが適当である。</p> <p>しかし、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p>

章		具体的内容
		<p>(修正案)</p> <p>IP電話サービスに係る機能の接続料については、NGNの商用開始後の<u>当面の間</u>は、現在のひかり電話網等に係る費用と需要の実績データをベースとして、NGN(IGS接続)とひかり電話網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</p> <p>ただし、上記予測を行うためには、NGNのIP電話サービスに係る機能(IGS接続)の費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を暫定的に適用することとするのが適当である。<u>また、この暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT東西は、NGNのIP電話サービス及びひかり電話に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。</u></p> <p>また、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく<u>接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)</u>を算定することが適当である。なお、2008年度内に改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について<u>接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</u>さらに、同年度内に認可された接続料については、NGNのIP電話及びひかり電話共にNGNの商用開始時に遡って適用することが適当である。</p>
	(5) イーサネットサービスに係る機能の接続料	<p>【意見】</p> <p>本答申(案)に記載されている、LAN型通信網PVCタイプの接続料を設定するために発生する設備改修は、料金請求や設備管理のためのオペレーションシステム等であるとされていますが、イーサネットサービスはトライアルにおいても提供されていた接続形態であり、そもそもNTT東西が接続を前提として設備構築していなかったことが問題であると考えます。予め接続を前提に設備構築していれば、このような当該設備改修に係る追加費用が発生しなかったはずであり、当該設備改修に係る</p>

章	具体的内容
	<p>追加費用について接続事業者に負担を求めることは不相当であると考えます。</p> <p>上記及び「第4章 1.接続料の算定方法 (2)接続料算定方法の基本的考え方」において述べた弊社共の意見に基づき、本答申(案)P36「(5)イーサネットサービスに係る機能の接続料」を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>イーサネットサービスに係る機能の接続料についても、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料までは、LAN型通信網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</p> <p>しかし、NTT東西のLAN型通信網は、現時点ではCUGタイプの提供しか想定していないため、PVCタイプを新たに提供可能とし接続料を設定するためには、少なくとも10億円程度の改修費用と1年程度の改修期間を要するとNTT東西からは聞いており、少なくとも2008年度内に将来原価方式で算定した接続料について接続約款の変更を行うことは困難と考えられる。</p> <p>このため、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提として、接続料を相対取引で設定することもやむを得ないと考えられる。しかし、NTT東西においては、LAN型通信網の接続料を設定するための改修作業をできる限り早期に終了させるとともに、LAN型通信網の費用も整理された2008年度の接続会計は、2009年7月末までに公表される必要があることを踏まえ、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、実際費用方式で算定した接続料について2009年度内に接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p> <p>(修正案)</p> <p>イーサネットサービスに係る機能の接続料についても、<u>NGNの商用開始後の当面の間は</u>、LAN型通信網に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</p> <p>なお、NTT東西のLAN型通信網は、現時点ではCUGタイプの提供しか想定していないため、PVCタイプを新たに提供可能とし接続料を設定するためには、少なくとも10億円程度の改修費用と1年程度の改修期間を要するとNTT東西から</p>

章		具体的内容
		<p>は聞いているが、この改修費用は当初から接続を前提に設備構築されていれば発生しなかった費用であることから、接続事業者に負担を求める(接続料原価に算入する)ことは適当でない。また、分計に必要なコストドライバを検討し、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)を算定することが適当である。</p> <p>また、接続料の算定には、当該費用の分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提とした暫定的な接続料を設定することが適当である。また、商用開始時に適用する暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT 東西においては、この商用開始時に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。さらに、NTT東西においては、LAN型通信網の接続料を設定するための改修作業をできる限り早期に終了させることが必要である。加えて、2008年度内に将来原価方式に基づき改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限値とした上で、最終的に設定する接続料について2008年度内に接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。加えて、同年度内に認可された接続料については、商用開始時に遡って適用することが適当である。</p>
	(6)IP-I P 接続の 接続料	<p>【意見】</p> <p>「第4章 1.接続料の算定方法 (2)接続料算定方法の基本的考え方」において述べた弊社共の意見に基づき、本答申(案) P36-37「(6)IP-IP 接続の接続料」の第4段落以降を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>このため、IP-IP接続についても接続料を設定することとし、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料までは、IP-IP接続に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</p>

章	具体的内容
	<p>ただし、上記予測を行うためには、IP-IP接続に係る費用を他のNGNの費用から分計することが必要となる。当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提として、接続料を相対取引で決定することはやむを得ないと考えられる。</p> <p>しかし、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき実際費用方式で算定した接続料)について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p> <p>なお、IP-IP接続においては、今後、IP電話サービス以外にも、大容量の映像配信サービスをはじめとした様々な新規サービスが同一のPOIで混在して提供されることとなることが想定され、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やその負担方法の在り方の検討が必要となる場合も考えられるが、その場合でも、第一種指定電気通信設備であるNGNの接続料は、できる限り早期にコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定されることが望ましいことから、実際のトラフィックや具体的な利用形態等を踏まえ、少なくとも2009年度内を目途に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p> <p>(修正案)</p> <p>このため、IP-IP接続についても接続料を設定することとし、<u>NGNの商用開始後の当面の間は、IP-IP接続に係る費用と需要を予測する将来原価方式により算定することが適当と考えられる。</u></p> <p>ただし、上記予測を行うためには、IP-IP接続に係る費用を他のNGNの費用から分計することが必要となる。当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提とした<u>暫定的な接続料を設定することが適当である。</u>また、商用開始時に適用する暫定的な接続料の透明性及び公平性を確保するために、NTT東西においては、この商用開始時に適用される暫定的な接続料について、速やかに接続約款の変更認</p>

章		具体的内容
		<p><u>可申請を行うことが適当である。</u></p> <p>また、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づく<u>接続料</u>(コストドライバに係る実績データを把握するためにシステム構築が必要となる場合であって、代替可能と考えられる暫定的なコストドライバを見出すことができないときは、システム構築後、2009年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき将来原価方式で算定した接続料)を算定することが適当である。なお、2008年度内に改めて設定する接続料については、利用者料金への影響を十分考慮し、商用開始時に適用する暫定的な接続料を上限值とした上で、最終的に設定する接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。さらに、同年度内に認可された接続料については、商用開始時に遡って適用することが適当である。</p> <p>なお、IP-IP接続においては、今後、IP電話サービス以外にも、大容量の映像配信サービスをはじめとした様々な新規サービスが同一のPOIで混在して提供されることとなることが想定され、接続事業者のサービス提供方法等によっては、接続料の設定と並行して設備増強やその負担方法の在り方の検討が必要となる場合も考えられるが、その場合でも、第一種指定電気通信設備であるNGNの接続料は、できる限り早期にコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定されることが望ましいことから、実際のトラフィックや具体的な利用形態等を踏まえた<u>将来原価方式による接続料を算定し</u>、少なくとも2009年度内を目途に、接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当である。</p>
2. 接続会計の設備区分	<p>(1)現状</p> <p>(2)主な意見</p> <p>(3)考え方</p>	<p>【意見】</p> <p><設備区分の在り方></p> <p>IP網においては一つの設備において複数の機能が具備されることが一般的であるため、NTT-NGNに係る費用を把握することを目的として物理的な設備区分を新設するだけでは不十分であり、例えば、接続に係るQoS確保(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)等といった機能別に区分し費用を把握することが必要です。従って、本答申(案)に「原則として一の設備区分に帰属する費用等が、一の機能の接続料算定に対応するように設備区分の設定を行うことが必要」とあるように、接続会計においては設備区分にとどまらず機能区分まで費用を分計する必要があると考えます。</p>

章	具体的内容
	<p>併せて、接続料原価における適正性の検証可能性を確保するためには、網使用料算定根拠における機能別費用と、接続会計にて整理された設備・機能別費用の対応関係を明確にする必要があると考えます。従って、本答申(案)において記述された「NGNに係る設備区分別費用明細表等とそれ以外のネットワークの設備区分別費用明細表等を分けるなど検証容易性を高める措置を併せ講じる」ことを確実にして頂きたいと考えます。</p> <p><コストドライバ></p> <p>本答申(案)において「NGNは、その利用の公平性が確保されるべき第一種指定電気通信設備であり、各機能については、できる限り早期に分計されたコストに基づく事業者間均一料金を適用すること等が必要」とあることから、適正な接続料算定や接続会計の整理の必要性の観点から、費用配賦を適正に行う必要があると考えます。このため、NTT東西におけるコストドライバに係る問題点の洗い出し及び暫定的なコストドライバ(次善であっても、実績データの把握にシステム構築が不要なもの)の検討を可能な限り早期に完了させ、新たな会計整理の手法を確立する必要があります。</p> <p>また、本答申(案)においては、「NTT東西においては、上記以外の問題も含めて、コストドライバに係る問題点を早急に洗い出すとともに、速やかにそれらの解決策の検討に着手することが必要であり、できる限り早急に結論を得て2008年9月末までに総務省にその内容を報告することが適当である」、「NTT東西においては、次善ではあっても、実績データの把握にシステム構築が不要である、代替可能な暫定的なコストドライバも併せて検討し、2008年9月末までに総務省にその内容を報告することが適当である」とありますが、検討をNTT東西に委ねた上で2008年9月末までに内容の報告を求めるということでは、その内容の適正性を検証することもできない上、コストドライバの設定が遅れ、ひいては新たな手法で分計されたコストに基づく接続料の適用開始時期が遅れる可能性があり、第一種指定電気通信設備であるNGNの接続料が適切に算定されない空白の時期が長期にわたることとなり不適切であると考えます。</p> <p>そもそも、NTT-NGNに係る設備区分に関する問題については、平成19年10月11日に公表された、電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会 最終報告書(以下、「会計研報告書」という。)P18において「NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールについては、07年度下半期に商用開始であることにかんがみ、可及的速やかに検討を開始すること</p>

章		具体的内容
		<p>が適当とされている(情報通信審議会答申(07年3月))ことから、具体的な設備区分の在り方については、その検討の中で改めて検討することが適当」とされていながらも、具体的な設備区分やコストドライバの在り方は現時点でまとめられていないことから、どんなに遅くとも本答申(案)で設定された期限である2008年9月末までには適切な結論を得るべく、NTT-NGNに係る会計の在り方に関する研究会を2008年4月～9月の期間にて開催し、公開の場で有識者・関係事業者の意見を踏まえつつ内容の具体的検討を行うべきであると考えます。</p> <p>上記に基づき、本答申(案)P40の第2段落を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>この点、確かに、適正な接続料算定や接続会計の整理の観点からは、費用配賦が適正に行われることが必要であり、実績データの把握のためにシステム構築が必要であれば、それを行った上で、分計したコストに基づき接続料を算定すること等が望ましい。しかし、NGNは、その利用の公平性が確保されるべき第一種指定電気通信設備であり、各機能については、できる限り早期に分計されたコストに基づく事業者間均一料金を適用すること等が必要であることから、NTT東西においては、次善ではあっても、実績データの把握にシステム構築が不要である、代替可能な暫定的なコストドライバも併せて検討し、2008年9月末までに総務省にその内容を報告することが適当である。</p> <p>(修正案)</p> <p>この点、確かに、適正な接続料算定や接続会計の整理の観点からは、費用配賦が適正に行われることが必要であり、実績データの把握のためにシステム構築が必要であれば、それを行った上で、分計したコストに基づき接続料を算定すること等が望ましい。しかし、NGNは、その利用の公平性が確保されるべき第一種指定電気通信設備であり、各機能については、できる限り早期に分計されたコストに基づく事業者間均一料金を適用すること等が必要であることから、NTT東西においては、次善ではあっても、実績データの把握にシステム構築が不要である、代替可能な暫定的なコストドライバも併せて検討することが適当である。なお、設備・機能区分及びコストドライバの設定内容の適正性を確保するために、有識者や関</p>

章	具体的内容
	<p><u>係事業者等を交えた検討の場を設け、2008年9月末までにその内容を決定することが適当である。</u></p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <p><NGN 設備区分分計の必要性について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続会計については、接続会計規則第1条において、「接続料の適正な算定に資することを目的とする」と示されているとおり、NTT 東西における接続料の算定に必要な基礎データを提供するものであり、NTT-NGN においては旧来のネットワークでは用いられなかった新たな設備の導入が想定されるため、接続会計において新たな設備区分を設けることが、当然のことながら必要です。 <p><設備区分について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一種別の設備であっても、多様な用途に使用されるため、接続に要する設備を明確化し、接続に係るコストの透明性を確保することが必要です。例えば、ルータについては、他事業者との接続に係る第1ルータとその他ルータで分計が必要となります。 ・ また、IP 網においては一つの設備において複数の機能が具備されることが一般的であるため、NTT-NGN に係る費用を把握することを目的として物理的な設備区分を新設するだけでは不十分であり、例えば、接続に係る QoS 確保(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)等といった機能別に区分し費用を把握することが必要です。 ・ さらに、NTT-NGN への移行に伴い、地域 IP 網・NTT-NGN といったような複数のネットワークで共用される設備(S-CSCF 等、IMS における構成装置等)も想定されますが、このような設備に関しても網機能別に費用を分計する必要があると考えます。 ・ 具体的には、「別添資料4(NTT-NGN における接続会計の設備・機能区分(案))」の例のように、接続会計の設備区

章		具体的内容
		<p>分別費用明細表において、NTT-NGN の設備・機能区分別費用把握を可能とするように接続会計規則を改定すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加えて、接続料原価における適正性の検証可能性を確保するためには、網使用料算定根拠における機能別費用と、接続会計にて整理された設備・機能別費用の対応関係を明確にする必要があると考えます。 <p><配賦プロセスの透明化について></p> <p>機能区分別の費用配賦は設備区分別の費用配賦と比較して、そのプロセスが複雑化し、適正性の検証が難しくなることも想定されますが、接続会計規則第9条において、「電気通信設備の管理運営に関するものは、適正な基準により設備区分に帰属させなければならない」とあり、機能別の詳細な費用配賦を行いつつ、その適正性を確保する必要があります。従って、NTT-NGN も含め、機能別費用配賦の適正性を確保するためにも、今まで以上に配賦プロセスの透明性及び検証可能性を高める必要があります。</p> <p>会計研報告書 P33 においては、接続会計の配賦プロセスの透明化を図る観点から、配賦基準・配賦先を明確にした「配賦フロー」を接続会計処理手順書に追加掲載の上、同手順書をNTT東西に提出・公表させることが適当とありますが、当然ながらNTT-NGN に関する設備・機能への配賦についても「配賦フロー」の対象になるものと考えます。</p> <p>その上で、「配賦フロー」における配賦基準・配賦先等の内容については、NTT東西の接続料認可申請審査時に、パブリックコメント等の意見聴取や情報通信審議会等の公開の場において、適正性の検証が行われる必要があります。</p>
3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定	(1)現状	<p>【意見】</p> <p><8分岐提供の法的問題について></p> <p>事業法により実現されるべき政策目標は、その第1条で「公正な競争」の促進を通じ一般利用者の利便を増進することと謳われています。ここでいう「公正な競争」は電気通信事業法とともに我が国の競争政策を担い、かつ、広く我が国の市場経済を秩序付けている独占禁止法と価値や理念を共有しており、その意味で補完関係にあるものといえます。</p> <p>「公正な競争」が行われている電気通信サービス市場においては、事業者の当該市場への自由な参入が確保されるとも</p>

章	具体的内容
	<p>に、公正な競争を通じて料金の低廉化とサービスの高度化・多様化がもたらされます。市場における公正な競争によってはじめて、一般消費者は多くの事業者やこれらが提案する多様なサービスメニューの中から、自己の望む通信サービスを選び、かつ、それを受けられるようになります。</p> <p>しかし、電気通信事業分野においては、「不可欠及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと」が、共同ガイドラインでも指摘されています。</p> <p>事実、FTTH 市場（戸建て/ビジネス）において、NTT 東西は、2007 年 9 月末時点で 77.8%という非常に高いシェアを占めており、市場は独占的状态になっています。新規参入の状況については、2004 年 10 月のソフトバンク BB、2005 年 1 月の KDDI 以降は 1 社もなく、その結果、消費者の選択肢は極めて制限されている状況となっています。</p> <p>このような状況下において、NTT 東西は、当初計画した 2010 年に 3,000 万回線の光サービス契約獲得見込みを 2,000 万回線に大幅下方修正しました。これは、FTTH 市場において競争が十分に進展しなかったことに起因して拡大すべき市場が拡大しなかったものと言わざるを得ません。弊社共といたしましては、この FTTH 市場が拡大していない最大の原因は、NTT 東西の 8 分岐単位での接続方式にあると考えています。</p> <p>弊社共を含む通信 7 社は、昨年、OSU 共用は、技術的に可能であることを検証した上で、NTT 東西にシェアドアクセス方式における 1 分岐単位での接続を正式に申し入れましたが、NTT 東西はこれを拒否しました。</p> <p>NTT 東西は、運用上の理由のほか、他事業者との OSU 共用を強制される理由がない、あるいは経営の自由の侵害である等の主張をしていますが、「競争促進による一般消費者の利益増進」と「NTT 東西が受ける制約」を適切に比較衡量すれば、NTT 東西の主張は正当とは言えないものと考えます。NTT 東西が加入者光ファイバという不可欠な設備を所有する事業者ということを考慮すれば、一般消費者の利益増進のために自己に課される制約は、利益の比較衡量の結果それが明らかに不当でないのであれば NTT 東西は事業法における接続義務としてそれを受忍すべき責務を負っていると考えられます。</p> <p>したがって、NTT 東西に OSU 共用により 1 分岐単位での提供を義務付けることは、NTT 東西の接続義務の範囲であると考えます。</p>

章	具体的内容
	<p>NTT 東日本が被審人となったニューファミリータイプ審決の事実認定に従えば、NTT 東西による 1 分岐単位での提供拒否は、他事業者の FTTH サービスへの新規参入あるいは事業継続を困難にし、FTTH 市場において自己の優位性を確立しようという明確な意図を背景になされたものと認められるのではないかと考えます。NTT 東西がこのように市場での優位性を確立しようとの意図を持って 1 分岐単位での接続を拒否している結果、他事業者の事業活動に大きな支障が生じ、かつ一般消費者が料金低廉化やサービス多様化等の競争から生じる利便を享受できていないだけでなく、デジタルディバイド解消という高度情報通信社会の大きな国家目標の達成にも支障が生じている状況になりつつあります。</p> <p>以上の通り、NTT 東西が 1 分岐単位での接続を拒否している状況は FTTH 市場における競争促進・消費者利益の増進及び高度情報通信社会の発展という観点から重大な問題と考えます。</p> <p>よって、このような状況に対しては、共同ガイドラインに基づき、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に推進していくために、独占禁止法による競争制限行為の排除とともに、電気通信事業法において公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課し、公正競争促進のための措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>また、弊社共といたしましては、1 分岐単位での接続拒否は特に独占禁止法の観点からも違法の疑いが強いのではないかと考えています。この点について、以下に詳述致します。</p> <p><独占禁止法違反の可能性></p> <p>第一種指定電気通信設備である加入者光ファイバ設備を有する NTT 東西は、それぞれ自己のシェアードアクセス方式による FTTH サービスへの接続において、他事業者に対し 1 分岐単位の提供を拒否し、他事業者毎に 8 分岐単位の提供しか認めていません。</p> <p>このような行為は、独占禁止法第 3 条及び第 19 条で禁止されている以下の違法な行為に該当する可能性があるのではないかと考えます。</p> <p>1. 「私的独占(独占禁止法第 2 条第 5 項)」</p>

章	具体的内容
	<p>2.「不当な取引拒絶(一般指定第2項)」</p> <p>3.「優越的地位の濫用(一般指定第14項第4号)」</p> <p>以下に、それぞれの具体的な検討について詳細に説明します。</p> <p><独占禁止法上問題となる事実行為></p> <p>1. <u>私的独占について</u></p> <p>第一に、8分岐単位での提供は、以下の事実から私的独占に該当する可能性が高いのではないかと考えます。</p> <p>(1) <u>FTTH市場、とりわけ戸建住宅向けFTTH市場における他事業者の事業活動を困難にさせ、事実上排除していること。</u></p> <p>(2) <u>FTTH市場への新規事業者の参入を阻害していること。</u></p> <p>(3) <u>NTT東西の市場支配力が維持・強化され、FTTH市場における自由な競争が著しく制限されていること。</u></p> <p>(4) <u>NTT東西が、現在及び将来における市場支配力を維持・強化するため、上記行為を意図して行っていると推認されること。</u></p> <p>1-1 <u>一定の取引分野</u></p> <p>まず、FTTHの戸建住宅向けサービスは、次のことから「一定の取引分野」を構成するものと考えます。このことは、ニューファミリータイプ審決においても確認されているところです。</p> <p>① FTTHサービスは、インターネット接続に関するブロードバンドサービスの一つであり、広義のブロードバンド市場を構成するものです。しかし、他のブロードバンドサービス(例えばADSLサービス)とは提供に必要とされる設備、必要とする工事が全く異なります。</p> <p>② その上、FTTHサービスは通信品質を確保し、1本の回線でオールインワンサービス(音声・動画・映像・高速通信の</p>

章		具体的内容
		<p>統合)が可能な特徴を持ち、消費者もこれらの特徴を認識して利用することから、ADSL サービスを利用していた者が、いったん FTTH サービスに移行すると、元のサービスには戻らないという一方的な不可逆的性質があり、両者に代替性を見いだすことはできません。</p> <p>③ 他方、FTTH の戸建住宅向けサービスは、これと併せて提供されている集合住宅向けサービスとは、対象顧客も、ONU の設置場所や宅内配線設備といった設備構成も異なります。</p> <p>1-2 競争の実質的制限</p> <p>A) <u>NTT 東西の市場支配的地位について</u></p> <p>次のことから、NTT 東西が FTTH 市場において市場支配力を有する事業者であることは明らかです。</p> <p>① まず、NTT 東西が保有する加入者光ファイバ設備は、電気通信事業法第 33 条第 1 項、電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 に基づき総務大臣が指定した第一種指定電気通信設備であり、他の事業者は当該設備を利用しなければ、事実上、自己の FTTH サービスを提供することができません。</p> <p>② この点は、ニューファミリータイプ審決においても、「他事業者が、NTT 東西と同等の加入光ファイバのネットワークを新規に自ら構築することは極めて困難であるか、不可能である」と述べているとおりです。</p> <p>③ このような設備を保有する NTT 東西の市場支配的地位は、NGN 活用業務認可方針においても、「競争事業者による FTTH サービスの提供は、NTT 東西の光ファイバの開放に依存している」及び「NTT 東西は単独で市場支配力を行使し得る地位にある」として認められているところです。</p> <p>④ 加えて、NTT 東西は電気通信事業法第 33 条第 2 項により、総務大臣に対し、第一種指定電気通信設備への接続条件を定める接続約款の変更等の認可申請が唯一可能な立場にあります。</p> <p>⑤ NTT 東西は、他事業者にとって、設備部門として第一種指定電気通信設備を有する取引相手であると同時に、利用部門としての競争事業者でもあります。</p> <p>⑥ 実際に、NTT 東西は FTTH サービスの市場におけるシェアを戸建住宅向け FTTH サービス、ビジネス向け FTTH</p>

章	具体的内容
	<p>サービス合計 77.8%^(a)を有しています。</p> <p>B) <u>NTT 東西主張の正当化の理由について</u></p> <p>次のことから、1分岐単位の提供に応じることが合理的に可能であり、NTT 東西の主張に正当性は認められないと考えます。</p> <p>① まず、1分岐単位での提供を実施するためには OSU の共用が必要となりますが、これが技術的に可能であることは、客観的にも OSU 共用の実証実験^(b)にて立証されており、NTT 東西が行った分岐単位や設備構成の変更といった過去の経緯からみても、1分岐単位の提供に必要な設備構成に変更することは可能であると考えます。</p> <p>② また、NTT 東西にとっても、OSU の共用は設備の稼働率向上が見込めることから、設備設置、運用等のコスト計算からも合理的であると考えます。</p> <p>③ さらに、NTT 東西の主張する、OSU の共有により生じる運用上の問題や新サービス提供時の設備更新における問題等は、前回提案書及び別添資料2「参考資料」(以下、「別添資料2」という。なお別添資料2は、平成19年11月16日付の電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリングにおいて弊社共が参考資料として提出したもの)における「参考資料1」において詳細に説明しているとおり、事業者間の協議により解消が可能です。なお、NTT 東西は OSU 共有が品質カルテルにあたりと主張していますが、品質以外に競争要素として、料金(最重要の競争要素)や顧客サポート、料金請求関係、付加サービス等があり、これら他の競争要素においていくらかでも競争が可能であること、及びこれら他の競争の促進が FTTH 市場全体の競争を促進し消費者の利益を増進することから品質に関する合意に、なんら違法性はないと考えます。^(c)</p> <p>④ 仮に、OSU の共有により、NTT 東西に不利益が生じることがあっても、事業法第32条において、「経営上困難となる等、経営に著しい支障が生じるとき等」^(d)を除いては、電気通信事業者は接続義務を課されており、かつ、1分岐単位での提供が FTTH 市場における公正な競争の促進及び消費者の利益の増進という、電気通信事業法の目的に資するものであることから、それにより生じる一定の不利益は電気通信事業法に予定された内在的制約であ</p>

章		具体的内容										
		<p>り、第一種指定電気通信設備を有する事業者であればなおさら甘受すべきものと考えます。</p> <p>⑤ なお、平成 19 年 3 月答申の「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」に関する NTT 東西の意見書において、NTT 東西は指定電気通信設備制度に基づく義務を「財産権の侵害」である趣旨の主張をしていますが、これに対して答申では「当該制度が不可欠性を有する電気通信設備を設置する事業者に対して公正競争確保の観点から一定の規律を適用するという競争政策上の要請に基づくものであり、制度としては妥当」である旨述べられています。</p> <p>C) <u>排除行為について</u></p> <p>次のとおり、8 分岐単位での提供により、NTT 東西は他事業者を事実上排除し、新規参入を阻害していると考えます。</p> <p>① 8 分岐単位の提供では、他事業者が NTT 東西の B フレッツと競争的な利用者料金を設定しようとした場合、稼働率が 60%を超えない限り、1 ユーザあたりのコストが採算ラインを大きく上回ることは明らかです。この状況で、他事業者が FTTH サービス事業を遂行していくことは著しく困難です。</p> <p>[稼働率と1加入者あたりの接続コスト]^(e)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>8 分岐の稼働数 (稼働率)</th> <th>1 加入者あたりの光ファイバコスト (NTT 東西に支払う月額接続料。競争事業者自身の営業コストは含まない。) ※ NTT 東日本の現行接続料ベース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (13%)</td> <td>7,223 円</td> </tr> <tr> <td>3 (38%)</td> <td>2,820 円</td> </tr> <tr> <td>4.8 (60%)^(f)</td> <td>1,994 円</td> </tr> <tr> <td>7 (87%)</td> <td>1,562 円</td> </tr> </tbody> </table>	8 分岐の稼働数 (稼働率)	1 加入者あたりの光ファイバコスト (NTT 東西に支払う月額接続料。競争事業者自身の営業コストは含まない。) ※ NTT 東日本の現行接続料ベース	1 (13%)	7,223 円	3 (38%)	2,820 円	4.8 (60%) ^(f)	1,994 円	7 (87%)	1,562 円
8 分岐の稼働数 (稼働率)	1 加入者あたりの光ファイバコスト (NTT 東西に支払う月額接続料。競争事業者自身の営業コストは含まない。) ※ NTT 東日本の現行接続料ベース											
1 (13%)	7,223 円											
3 (38%)	2,820 円											
4.8 (60%) ^(f)	1,994 円											
7 (87%)	1,562 円											

章		具体的内容
		<p>② 局外スプリッタについては、これまでも、4分岐から8分岐へNTT東西のFTTHサービス展開に最適な設備構成となるよう頻りに機器や構成を変更し、その都度、自己の提供するBフレッツの利用者料金を下げてきました。一方で、接続料はほぼ変更されないため、接続料がFTTHサービス提供コストの大部分を占める他事業者は、上記①の理由から、Bフレッツの利用者料金と競争をすることは、事実上不可能です。(なお、過去には、ニューファミリータイプ審決において、分岐方式と説明しながらも実際は芯線直結方式でユーザに提供し、独占禁止法違反とされた経緯もあります。)</p> <p>③ 今後、局外スプリッタは8分岐から16分岐、32分岐になることも予想されますが、その場合、他事業者は現状の光配線区域において設備稼働率を向上させるために必要な顧客獲得がさらに難しい状況となる可能性が高いと考えます。</p> <p>④ また、実際に2005年1月以降は新規事業者の参入がないことからわかるように、新規参入も阻害していると考えます。</p> <p>D) <u>市場支配力の維持・強化の事実と競争制限の効果について</u></p> <p>次のことから、現在、NTT東西の市場支配力が維持・強化され、FTTH市場における自由な競争が著しく制限されていると考えます。</p> <p>① NTT東西の戸建・ビジネス向けFTTHサービスのシェアは、現在、75%以上を占めており、FTTH市場において、NTT東西のみが、シェアを拡大させていることが認められます。</p> <p>② 加えて、NTT東西はFTTHサービスの普及見通しを3000万加入から2000万加入^(g)に大きく後退させました。これは、8分岐単位での提供では、FTTHサービス全体の普及が進んでいないことを表していると考えます。</p> <p>③ ハイエンドのADSLユーザについては、FTTHサービスへの変更を希望するケースが多く認められます^(h)。しかしながら、ADSLサービス事業者数とFTTHサービス事業者数との違い、ADSLサービス事業者のFTTH市場への参入状況からみても、FTTH市場においては、ADSLサービスと同等の競争状況にあるとはいえません。よって、消</p>

章	具体的内容
	<p>費者が FTTH サービスへ新規加入及び ADSL サービスからの切り替えを希望した場合、その選択肢は ADSL サービスに比べ、非常に限定されているといえます。</p> <p>E) <u>排除行為の意図について</u></p> <p>(ア) 次のように、1 分岐単位での提供を行うことは NTT 東西にとって経済合理性のある企業行動ですが、それにもかかわらず、NTT 東西がこれを拒否していることから、NTT 東西が現在及び将来における市場支配力を維持・強化するため、排除行為を意図して行っていると推認されます。</p> <p>① NTT 東西は FTTH サービスを事業経営の基盤と位置づけています。⁽ⁱ⁾しかしながら、一方では NTT 東西は、自身においても現在の設備稼働率で 8 分岐単位の提供を行うことが赤字であるにもかかわらず、設備稼働率の向上が見込まれる 1 分岐単位での提供を拒否しています。</p> <p>② NTT 東西が 1 分岐単位での提供を実施すれば、設備稼働率の向上が見込まれるだけでなく、接続料収入が相当程度増加します。にもかかわらず、NTT 東西が 1 分岐単位での提供を拒否しているのは、他事業者を排除しようとの意図があるものと思われます。⁽ⁱ⁾</p> <p>(イ) また、NTT 東西は、他事業者が自ら光ファイバを敷設するのは NTT 東西と比べ著しく困難であることを認識していると考えます。これは、NTT 東西が光ファイバを敷設する場合と他事業者が自ら敷設する場合とでは必要な手続き等^(k)について大きな差異が明らかに存在するからです。これにより、他事業者には、1 分岐単位での提供が拒否された場合、自ら光ファイバを敷設するという選択肢が事実上ないことになるため、他事業者は市場から排除されます。NTT 東西はこれを意図して 1 分岐単位での提供を拒否していることが推認されます。</p> <p>(ウ) 現在の FTTH 市場で優位性を確立することは、将来のブロードバンド市場での優位性を決定付けることとなります。そのような中で、8 分岐単位での提供をもって、他事業者の新規参入とその事業活動の継続を困難にすることにより他事業者を排除しようという NTT 東西の意図は、以下のニューファミリータイプ審決の事実認定からも推認されます。</p>

章		具体的内容
		<p>① 分岐方式ではNTT 東日本自身コスト割れであると認識していたことから、他事業者においても当然コスト割れであって新規参入あるいは事業継続が困難であると NTT 東日本は認識しているものと推認されます。従って、NTT 東西による 8 分岐単位のみでの提供は、当然他事業者を排除するとの認識をした上でのものと理解されます。</p> <p>② さらに、NTT 東日本は FTTH 市場においては ADSL 市場のように競争事業者に急激にシェアを奪われることがないように、早期に NTT 東日本の永続的な優位性を確立しておくことが急務であると認識し、また、NTT 東日本は FTTH サービスはユーザ宅への加入者回線を一度構築すれば当該ユーザの他社への乗換えは生じにくいと認識していたことが指摘されておりますが、この NTT 東の認識は現在でも変わらないはずであることは容易に推認されます。従って、NTT 東西においては、赤字覚悟で 8 分岐単位での提供を継続することにより自己の市場優位性を確立し、これにより他事業者を市場から排除しようとの意図が推認されます。</p> <p>このように、「市場支配的な事業者が新規参入に備えて、または将来の需要の伸びに備えて、生産規模を拡大し市場を先占する行為 (preemption)」は私的独占に該当すると理解されています。⁽¹⁾</p> <p>2. <u>不当な取引拒絶について</u></p> <p>次に、1 分岐単位での提供の拒否は、不当な取引拒絶にも該当するのではないかと考えます。</p> <p>不当な取引拒絶に該当するには、その取引拒絶により、「競争者の事業活動が困難となるおそれがある場合」、およびその取引拒絶が「独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として用いられる場合」が挙げられます。前者の「競争者の事業活動が困難となるおそれがある場合」については、取引を拒絶した事業者が「市場における有力な事業者」であることが必要と考えられています。</p> <p>したがって、以下のことから1分岐単位での提供の拒否はこの2類型に該当し不当な取引拒絶にあたるのではないかと考えます。</p>

章	具体的内容
	<p>2-1 <u>取引拒絶の事実について</u></p> <p>NTT 東西は、平成 19 年 12 月 25 日、弊社の 1 分岐単位での提供の申し入れに対し、平成 20 年 1 月 25 日付書面により拒否しました。また、以前より NTT 東西は、総務省に提出した意見書や平成 19 年 11 月 16 日付け電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリングにおいて、代表者が公式に、1 分岐単位の提供はしないと主張しています。</p> <p>なお、独占禁止法における不公正な取引方法(一般指定)にいう「取引拒絶」には取引の制限も含まれ、制限の内容は数量等をはじめとして取引の拒絶と同様の効果を有するものが広く含まれると考えられ、同項にいう取引拒絶と同様に考えることができます^(m)。他事業者は 1 分岐単位の提供でなくしては事実上、FTTH 市場で事業活動は行えません。従って、8 分岐単位で提供しているからといって、取引拒絶に当たらないということにはならないと考えます。</p> <p>2-2 <u>不当性(公正競争阻害性)について</u></p> <p>(A) <u>有力な事業者</u></p> <p>NTT 東西は、流通・取引ガイドラインで定められた⁽ⁿ⁾基準である FTTH 市場におけるシェアが 10%以上又はその順位が上位 3 位以内に該当します。かつ、NTT 東西は、上記 1-2 (A)のとおり他事業者にとって必要不可欠な設備である第一種指定電気通信設備を有し、他事業者は NTT 東西に代わり得る取引先を見出すことは不可能です。従って、NTT 東西は、流通・取引ガイドラインに⁽ⁿ⁾いう「市場における有力な事業者」と認められます。</p> <p>(B) <u>不当な目的</u></p> <p>次のことから、市場支配力をもつ有力な事業者である NTT 東西が、不当な目的を達成するための手段として 8 分岐単位での提供を行い、1 分岐単位での提供を拒否していると推認できると考えます。</p> <p>① NTT 東西は上記 1-2 (B)のとおり 1 分岐単位での提供が可能であるにもかかわらず、不当に 1 分岐単位での提供を拒否し、上記 1-2 (C)のとおり FTTH 市場において他事業者を事実上排除し、また新規事業者の参入を阻止する目的を達成するために、1 分岐単位での提供を拒否し、8 分岐単位での提供を実施していると考えられま</p>

章	具体的内容
	<p>す。</p> <p>② 加えて、上記 1-2 (E)で述べたとおり、NTT 東西は現在及び将来における市場支配力の維持・強化を実現するために意図的に 1 分岐単位での提供を拒否し、8 分岐単位での提供を行っている と推認されます。</p> <p>(C) <u>市場支配力の維持・強化の事実と競争制限の効果について</u></p> <p>このような行為により、上記 1-2 (C)のとおり、FTTH 市場、とりわけ戸建住宅向け FTTH 市場における他事業者の事業活動は困難になり、上記1-2 (D)に述べたとおり、現在、FTTH 市場において自由な競争が著しく制限されているといえます。</p> <p>3. <u>「優越的地位の濫用」について</u></p> <p>NTT東西は、その優越的地位を利用して、競争上自己にだけ有利で、他事業者には不利な条件である8分岐単位での提供を実施し、それにより他事業者は取引の実施において不利益を与えられています。このことから、8 分岐単位での提供は優越的地位の濫用にも該当する可能性もあるかと考えます。</p> <p>3-1 <u>NTT 東西の優越的地位</u></p> <p>まず、NTT 東西の優越的地位については、上記 1-2 (A)のとおり、NTT 東西は市場支配的地位を有し、他事業者は NTT 東西の有する第一種指定電気通信設備を利用しなければ、事実上、自己の FTTH サービスを提供することができず、活用業務認可方針においても指摘されているとおり、取引上 NTT 東西に依存した地位に置かれています。よって、FTTH サービスの取引においてNTT東西は優越的地位を有していると考えられます。</p> <p>3-2 <u>公正競争阻害性について</u></p> <p>(A) <u>不当性について(商慣習に照らして不当に)</u></p>

章		具体的内容
		<p>次に、8 分岐単位でのみ提供することの不当性については、商慣習に照らして不当といえることが必要ですが、「商慣習に照らし不当」とは、「公正な競争秩序の観点からみて正常と認められる商慣習に照らして不当」と解され、上記 1-2 (B) のとおり NTT 東西主張の正当化理由には正当性がないこと、及び上記 1-2 (D) のとおり NTT 東西は市場支配力を維持、強化しようとし、競争が著しく制限されていることから、NTT 東西による 8 分岐単位での提供はこれに該当すると考えられます。</p> <p>(B) <u>競争に与える効果について</u></p> <p>上記「2. 不当な取引拒絶」で述べたとおり、NTT 東西が、1 分岐単位での提供を不当に拒絶し、かつ、優越的地位を利用して、8 分岐単位での取引を強制することにより、他事業者は、競争上不利な状況を余儀なくされています。これにより、上記 1-2 (C) に記載のとおり、他事業者は FTTH 市場で事実上事業が展開できない等、明らかに不当な状況が生じています。これは正に、FTTH 市場において、上記 1-2 (D) に述べたとおり、公正な競争が阻害されているものと考えます。</p> <p><電気通信事業法との関係について></p> <p>1 分岐単位での提供が行われた場合には、さらなる新規参入が予想され、FTTH 市場の活性化による加入者の増加が見込まれます。これにより、弊社共の試算においてもユーザ料金の低廉化が見込めると考えています。このように、1 分岐単位での提供は FTTH 市場における公正かつ自由な競争の促進にとって不可欠かつ有意義であり、ユーザ料金の低廉化や事業者選択の多様化となって、消費者の利益をもたらすことは明らかです。</p> <p>にもかかわらず、NTT 東西は 1 分岐単位での提供を可能とするための総務省に対する接続約款の認可申請手続きが唯一可能な立場にありながら、それを行わず 8 分岐単位での提供を行っています。</p> <p>これは、上記、独占禁止法上の問題に加えて、電気通信事業法第 32 条に定める接続義務、及び接続約款第 10 条の 3 「NTT 東西は他事業者の希望する接続箇所⁽⁶⁾で接続する(支障ある場合等は除く)」との規定に違反し、「求められるアンバンドルの単位は、技術的に可能な範囲で最小限」という総務省の答申⁽⁶⁾に反していると考えます。</p>

章		具体的内容
		<p>たとえ、8 分岐単位での提供が独占禁止法や接続約款に明らかに違反している行為であるとまで言えなくとも、電気通信事業法第 1 条の目的及び共同ガイドラインの趣旨である電気通信事業分野における「公正な競争を促進すること」に反しているといわざるを得ません。</p> <p>総務省におかれましては、監督官庁として、1 分岐単位での提供を強く推進し FTTH 市場において「公正な競争の促進」及び「利用者の利益の保護」を図るための積極的措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>このような状況においては、光サービス市場における NTT 東西の独占状況はますます進展するばかりであり、早急に本件に係る結論を得ることが適当と考えます。したがって、弊社共は、本答申において OSU 共用の実施に係る一定の結論(実施若しくは期限を切ったの実現に向けた詳細協議)を示していただき、OSU 共用による 8 分岐単位の光ファイバ貸し出しという構造的な競争阻害要因の解消が早急になされることを要望します。</p> <p>本件に係る詳細については、第 4 章 3 (3) 考え方に係る意見に記載する、前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p>
	(2) 主な意見	<p>【意見】</p> <p>弊社共は、NTT 東西、電力系事業者及び CATV 事業者(以下本項において「NTT 東西等」という。)の指摘する問題点に関しては、本答申(案)において記載されているとおり、その全てについて問題がないものと考えており、すでに全ての指摘に関して対案・回答を提示しているところです(詳細は、別添資料 2 における「参考資料 1」、及び別添資料 3「分岐端末回線単位での接続料について」を参照願います)。例えば、本答申(案)P42 の 1) サービス品質確保に係る問題において、NTT 東西等は「利用者のサービス選択の決め手は通信速度であるが、現在 B フレッツ(ベストエフォート)の速度は 60~80Mbps であり、共用した場合、30Mbps となる可能性があるため、サービスレベルが低下する」と指摘していますが、弊社共は「共用した場合の速度の最低保障が 30Mbps であり、ベストエフォートの速度は今までどおり 60~80Mbps であるため、変わりはない」として、OSU 共用の場合でも B フレッツと同様のサービス提供が可能であることを主張してきています。</p> <p>NTT 東西等において、弊社共主張の妥当性に疑義があるということであれば、従来から弊社共が求めているとおり、NTT 東</p>

章		具体的内容
		<p>西を交えて議論を行う場を設定し、双方の主張の妥当性を検証し、意見の対立状況を解消すべきと考えます。なお、その際には、総務省又は情報通信審議会委員にも議論に参画いただき、議論の中立性を確保し、オープンな場で検討を実施することが適当と考えます。</p> <p>本件に係る詳細については、「第 4 章 3.分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定 (3)考え方」に係る意見に記載する、前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p>
	(3) 考え方	<p>【意見】</p> <p>本答申(案)にもあるとおり、「現在、NTT東西の光ファイバの回線シェアは80%弱であり、またFTTHサービスのシェアは70%超、更に新規契約者に占めるシェアは80%を超える状況」(P.46)となっているところであり、NTT東西がFTTHサービスにおいて独占回帰となる状況を阻止することが急務と考えます。現在、光アクセス回線はボトルネック設備として指定を受けていますが、現状の設備開放内容では不十分であるものと考えます。弊社共が前回提案書(P.29-P.30)にて指摘したとおり、現状の8分岐単位のアンバンドルには構造的な競争阻害性が存在しており、NTT東西の独占回帰を阻止するためには、光アクセス回線のアンバンドル単位を1の分岐端末回線あたりに見直す必要があります。</p> <p>また、光アクセス回線のアンバンドル単位を1の分岐端末回線あたりに見直すにあたり、本答申(案)では1)OSU 共用、2)OSU 専用、3)B フレッツに係る機能の接続料化という3つの方式が挙げられています。弊社共はNTT東西利用部門を含めたOSU 共用の実現が最も公正競争の促進、料金低廉化による需要喚起及びブロードバンド基盤の全国整備に有効かつ実現が必須の方式と考えているところですが、他の方式又は本答申(案)に挙げられていない方式による分岐端末回線あたりの接続料設定を否定するものではありません。<u>個々の接続事業者の求める接続料設定は当然に異なるものであり、様々な方式での接続料設定を実現することにより、幅広く FTTH 市場への参入が促されることとなります。</u>これにより、サービス競争が促進し、ひいては公正競争の促進、料金低廉化による需要喚起及びブロードバンド基盤の全国整備につながる事が考えられるため、<u>特定の接続料設定方式のみの採用に拘泥することなく、様々な方式による接続料設定を実施することが適当と考えます。</u></p>

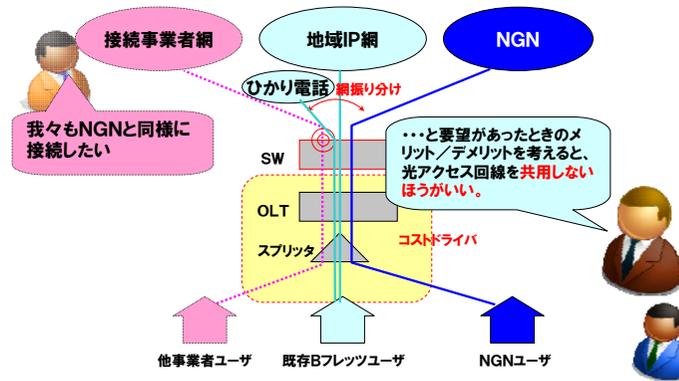
章	具体的内容
	<p>分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定方法として、本答申(案)に 1) OSU 共用、2) OSU 専用、3) B フレッツに係る機能の接続料化の 3 案が記載されていますが、それぞれについて、弊社共の意見を以下に述べさせていただきます。</p> <p>1) OSU 共用</p> <p>分岐端末回線あたりの接続料設定を実施するにあたっては、前回提案書(P.30-P.31)において弊社共が主張しているとおり、NTT 利用部門を交えた OSU 共用を実現し、FTTH サービスにおける公正競争環境確保及び社会厚生を最大化を図ることが必要と考えます。なお、OSU 共用の有効性は、本答申(案)においても「2007年3月答申にもあるとおり、OSUの共用により分岐端末回線単位の接続料設定をすることは、光サービス提供コストの低廉化等を通じ競争の活性化を実現する効果を有することは事実である」(P.45)として認められているところです。</p> <p>また、NTT 東西は地域 IP 網と NTT-NGN とを個別に設備構築するとしており、個別に光アクセス回線を設定するとしている(「次世代ネットワークを利用した商用サービスに関する活用業務の認可申請等について」(平成 19 年 10 月 25 日付 NTT 東西報道発表資料))ことから、NTT 自身の稼働率上昇も十分に見込めず、1 利用者あたりのサービス提供費用が高止まりするため、利用者価格の十分な低廉化が望めないこととなります。この問題の解消においても、NTT 利用部門を交えた OSU 共用が有効です。</p> <p>さらに、本答申(案)においては「OSUの共用をNTT東西に対し義務付けることについては、上述で整理した意見にあるように様々な問題がある」(P.45)として、OSU 共用に係るいくつかの問題点が指摘されていますが、弊社共は<u>ここで挙げられている「問題」がないことが示されれば、「OSUの共用をNTT東西に対し義務付けること」が適当とされるものと理解します。</u>ここでいう「問題」については、本答申(案)の第3章 3 (2) 考え方(P.42-P.44)に挙げられている各点と考えますが、サービス品質確保に係る問題、新サービス提供上の支障に係る問題、サービス競争・設備競争に係る問題及び NTT 東西の経営の自由や営業の自由に関する問題として挙げられている各点に関しては、既述のとおり弊社共は他の接続事業者と<u>協同して既に全ての指摘に関して対案・回答を提示しています。</u>特に、サービス品質確保に係る問題及び新サービス提供上の支障に係る問題については、本答申(案)にあるとおり、事業者間の共通ルールを策定することで対応することが可能</p>

章	具体的内容
	<p>と考えます。したがって、この結果、本答申(案)における「問題」がないことが確認された際には、OSU 共用を NTT 東西に対して義務付けることが適当と考えます。</p> <p>加えて、「今後のサービスの高度化・大容量化等を見据えた場合、現在の分岐の仕組みを固定的に捉えることが適当かどうか」(P.45)という点に関しては、分岐端末回線単位の接続料設定は新たな分岐の仕組みの導入を阻害するものではないことから、現在の分岐の仕組みを固定的に捉えることにはならず、問題ないものと考えます。この理由としては、既存の分岐の仕組みについて分岐端末回線単位の接続料設定を行っている状態であっても、新たな分岐の仕組みを導入する際には個別の設備として構築することにより、既存の分岐の仕組みにおける接続料設定とは独立して新たな分岐の仕組みを導入することが可能であるためです。実態として、NTT 東西は従来新たな分岐の仕組みを導入する際には、新たに設備を構築して対応していることから、今後新たな分岐の仕組みを導入する際も同様な対応になることが想定され、問題はないものと考えます。新たな分岐の仕組みを導入した設備についても、分岐端末回線単位の接続料設定を実施することが可能であり、今後のサービスの高度化・大容量化等にも対応した分岐端末回線単位の接続料設定を行うことが可能となります。また、そもそも、弊社共が要望している OSU 共用は、1 分岐端末回線単位での回線の貸し出しを実現することを目的とするものであり、各スプリッタでの分岐数が増える、あるいは 2 段階での分岐ではなくより多段階の分岐構成になったとしても、基本的な目的の違いはありません。弊社共が目的としていることは、ユーザ宅に配線される最小の回線単位での貸し出しを可能にするということであり、それは分岐方式がどのようなものであっても異なることはありません。</p> <p>以上を踏まえ、本答申(案)P45 の最後の段落を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>しかし、OSUの共用をNTT東西に対し義務付けることについては、上述で整理した意見にあるように様々な問題がある。このうちサービス品質確保に係る問題や新サービス提供上の支障に係る問題は、事業者間の共通ルールを模索する余地が現時点で必ずしも否定されるものではないが、今後のサービスの高度化・大容量化等を見据えた場合、</p>

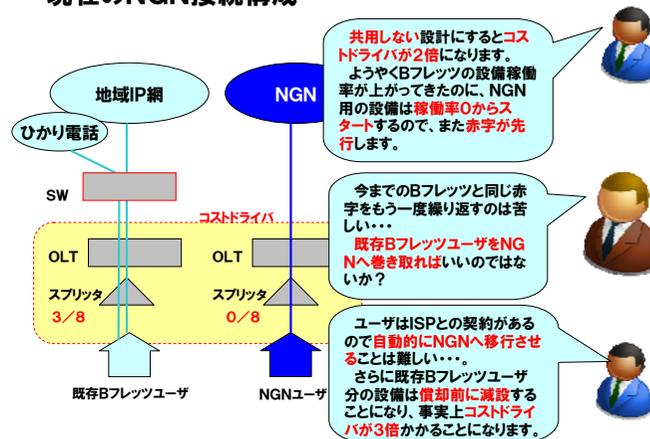
章	具体的内容
	<p>現在の分岐の仕組みを固定的に捉えることが適当かどうかや、電力系事業者やCATV事業者も含めて懸念が示されているサービス競争・設備競争に係る問題に加えて、OSUを共用せずにサービス提供をするというNTT東西の経営の自由や営業の自由を制限することが可能かどうかは判断が分かれるところである。</p> <p>(修正案)</p> <p>しかし、OSUの共用をNTT東西に対し義務付けることについては、上述で整理した意見にあるように様々な問題がある。このうちサービス品質確保に係る問題や新サービス提供上の支障に係る問題は、事業者間の共通ルールを模索する余地が現時点で必ずしも否定されるものではないが、今後のサービスの高度化・大容量化等を見据えた場合、電力系事業者やCATV事業者も含めて懸念が示されているサービス競争・設備競争に係る問題に加えて、OSUを共用せずにサービス提供をするというNTT東西の経営の自由や営業の自由を制限することが可能かどうかは判断が分かれるところである。</p> <p>なお、これらの OSU 共用実現に係る検討事項については、既述のとおり、中立的かつオープンな場で議論を行うべきであり、このような検討の場を早急に設置し、一定の期間を定めて検討を行うことが必要と考えます。</p> <p><3000 万回線から 2000 万回線への下方修正></p> <p>さらに、既述のとおり NTT 東西は地域 IP 網と NTT-NGN とに係る光アクセス回線を個別に設備構築するとしているところですが、本来であれば地域 IP 網と NTT-NGN とで光アクセス回線を共用することが効率的な設備構成であり、当初は SW にて接続先(地域 IP 網と NTT-NGN)の切り替えを可能とし、主要なコストドライバである OLT、光ファイバについては地域 IP 網と NTT-NGN ユーザで共用することで設備稼働率を向上させることにより、NTT の当初の計画である平成 22 年に 3,000 万回線獲得を目指していたものと考えます。しかしながら、SW にて接続先の切り替えを可能とすることは、同箇所にて接続事業者の網への切り替えも可能とする構成となり、同箇所において接続事業者から NTT-NGN と同様の接続を求め</p>

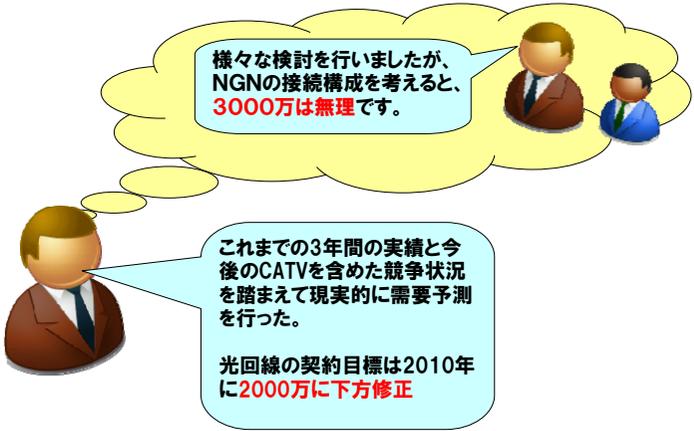
章	具体的内容
	<p>られることを NTT 東西が危惧し、地域 IP 網と NTT-NGN に接続するアクセス回線を共用しないような非効率な構成に変更した可能性があると思われます。この結果、NTT 東西の光サービスに係る採算計画は当初と大幅に異なることとなり、平成 22 年における光サービス契約獲得見込みを 3,000 万回線から 2,000 万回線に下方修正をするに至ったと推測されます。より効率的な設備構成を行うことが可能であったと考えられるにもかかわらず、NTT 東西がこのように非効率な設備構築を行い、本答申(案)でも指摘されている「1 芯当たりの契約数が著しく上昇することが必ずしも見込めない状況」といったサービス提供費用を高止まりさせる状況を招いたことは、利用者料金の高止まりにもつながるため、NTT 東西はこのような非効率な設備構築方法を選択した理由を明らかにすべきと考えます。弊社共としては、本件については電気通信事業法第 33 条第 15 項に基づき、NTT 東西に対して一連の経緯と事実関係を説明して頂きたいと考えています。仮に上記のようなことが事実であれば、電気通信事業法第 1 条に著しく抵触するとともに、独占禁止法第 2 条第 5 項、並びに第 7 項に抵触しているものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">当初のNGN接続構成(想定)</p> <p style="text-align: center;">72</p>

接続構成によるメリット／デメリット



現在のNGN接続構成



章	具体的内容
	<p style="text-align: center;">3000万から2000万へ下方修正</p>  <p>最後に、NTTグループにおける独占化の傾向は今後さらに強まることが想定されることから、これに歯止めをかけられるようにNTT-NGNに係る接続ルールが整備されなければなりません。最近のNTT東西の圧倒的な強さは、光アクセス網を独占していることに起因するものです。光アクセス回線は第一種指定電気通信設備として指定がなされているものの、FTTH市場において競争が進んでいないという事実を踏まえると、これまで以上のより一層の措置が必要と考えます。具体的には、NTT東西に対する「分岐か分離か」のいずれかの措置、すなわちOSU共用による分岐端末回線単位接続、若しくは、NTT東西のアクセス網の構造分離又は実質的な機能分離のいずれかの実現が必要であると考えます。FTTH市場におけるNTT東西の独占化の傾向は、電気通信市場を今後取り返しのつかない危機的な状況に陥れるものであり、「分岐か分離か」のいずれかの措置が実施されない限り、健全な競争の進展を通じた利用者利便の向上を望むべき余地はありません。なお、現在欧州諸国を中心に既存事業者に対して構造分離又は機能分離の措置を取ることが検討されているところです。NTT東西の構造分離について検討を実施するにあたっては、構造分離又は実質的な機能分離に係る国際的動向</p>

章	具体的内容
	<p>及び検討内容を踏まえて、議論を行うことが必要です。</p> <p>弊社共は、これらのいずれかの方策が早期に実現しない限り、FTTH 市場の NTT 東西に有利な競争環境が継続し、NTT 東西の独占回帰が確定するものと考えており、このたびの答申においていずれかの措置の必要性が明示されることを要望します。</p> <p>この他、<u>現状各事業者が個別に実施している光サービスに係る宅内配線及び ONU の設置については、NTT 東西が光サービスを提供した場合との同等性の確保及び利用者利便の確保の観点から、NTT 東西による提供を可能とすることが必要と考えます。</u>メタル回線の場合には、宅内設備の NTT 東西の提供による他事業者のサービス提供が実施されており、光回線の場合に認められない理由はないものと考えます。なお、本件については、OSU 共用の場合に限らず、OSU 専用及び B フレッツに係る機能の接続料化の場合にも確保すべき措置と考えます。</p> <p>2) OSU 専用</p> <p>OSU 専用については、基本料と加算料の具体的な料金水準が示されない限り、接続事業者にとってこの方式に係る実質的な妥当性を判断することができませんが、これにより分岐端末回線単位の接続料設定を実施する場合には、基本料部分を可能な限り低廉な水準に設定することが適当と考えます。本答申(案)においては、「基本料」を低く設定し過ぎると、モラルハザード的利用の抑止効果は低下する」(P.46)一方で「基本料」を高く設定し過ぎると、分岐端末回線単位の接続料設定により接続料を低減させる効果が十分に達しえなくなる」ことが問題とされています。基本料を高く設定する場合には答申(案)のとおりと考えますが、基本料を低く設定する場合の懸念については、モラルハザードを起こすような行為を禁ずることをルール化し、接続約款において規定することで対処可能と考えます。</p> <p>この他、OSU 共用の場合と同様に、<u>現状各事業者が個別に実施している光サービスに係る宅内配線及び ONU の設置については、NTT 東西が光サービスを提供した場合との同等性の確保及び利用者利便の確保の観点から、NTT 東西による</u></p>

章		具体的内容
		<p><u>提供を可能とすることが必要と考えます。</u></p> <p>3) B フレッツに係る機能の接続料化</p> <p>分岐端末回線単位の接続料設定においては、前述のとおり OSU 共用が最も社会厚生を高めることが出来かつ実現が必須な手段ですが、この B フレッツに係る機能の接続料化については接続形態等が OSU 共用とは異なるものであり、<u>OSU 共用と両立することが可能です。</u> 様々な手法により FTTH サービスへの参入機会を確保することは、サービス競争の促進という点において適切であり、OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料設定を実現することを前提に、B フレッツに係る機能の接続料化を早期に実現することは可能と考えます。</p> <p>本答申(案)においては、「NTT 東西の B フレッツに係る機能をアンバンドルしてキャリアズレート方式で接続料を設定する」(P.47)こととしていますが、この際には以下の 4 点に留意することが必要と考えます。</p> <p>① キャリアズレート設定時の営業費等の確実な控除</p> <p>キャリアズレート方式により接続料を設定する際には、B フレッツの小売料金から営業費等を控除することになりますが、この<u>営業費等の算定にあたり、透明性確保を十分に図り接続事業者において検証を可能とするとともに、公認会計士による検証過程を経ることを義務付ける等、適正性を担保することが必要です。</u></p> <p>また、<u>控除すべき営業費等の項目としては、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下、「スタックテストガイドライン」という。)別紙に営業費の内訳として掲げられている次の費用項目全てを含めたあらゆる営業費等の項目を対象とすることが適当です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 注文受付 - 顧客営業 - システムサポート - 販売サポート - 出納

章		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> - 料金 - 広報 - 宣伝 - 企画 - 共通営業 <p>② B フレッツに係る稼働率向上</p> <p>キャリアズレート方式の接続料を導入することにより、<u>キャリアズレートを用いて相互接続する回線は B フレッツに係る光ファイバを共有し、B フレッツの稼働率を向上させることとなります。</u>このことにより、1 加入あたりのサービス提供費用が低廉化することになるため、この効果をキャリアズレート方式の接続料及び光ファイバ接続料に反映し、接続料のさらなる低廉化を実現することが必要です。</p> <p>③ 収容ルータにおけるアンバンドルの追加</p> <p>自ら地域 IP 網相当の IP ネットワークを有し、NTT 東西の各収容局への接続を既の実施している事業者については、現在想定されている接続形態を前提として B フレッツに係る機能を接続料化した場合、本来不要な地域 IP 網又は NTT-NGN に係る費用が含まれた接続料を支払うこととなります。このため、このような事業者においてもキャリアズレートによる効率的な接続を可能とするため、地域 IP 網及び NTT-NGN の収容ルータにおけるアンバンドルを実施し、収容ルータから光アクセス回線のみを対象とした接続料を設定することが必要と考えます。具体的には B フレッツの小売料金から営業費等を控除した上でさらに地域 IP 網及び NTT-NGN に係る費用も控除した接続料を設定することが必要です。</p> <p>なお、<u>本答申(案)P.1 の【図 1:NGN 等の設備構成】</u>において記載されているとおり、ひかり電話網と地域 IP 網との振り分けが収容ルータの加入者側に設置されたスイッチを用いて行われていることから、同箇所接続事業者向</p>

章		具体的内容
		<p><u>けの相互接続点を設けることは既に可能であると考えます。このように収容ルータにおける相互接続点の設置が技術的に可能であることから、接続事業者が柔軟に相互接続点を選択可能となるよう新たな接続点を設置すべきです。</u></p> <p>④ ZC 接続相当のアンバンドルの追加</p> <p>弊社共は、③にて述べた、収容ルータにおけるアンバンドルに加え、<u>ZC 接続相当のアンバンドルも実施し、相互接続点を設定することが適当と考えます。</u>様々な接続料設定を認めるべき理由として、様々な手法により FTTH サービスへの参入機会を確保することは、サービス競争の促進という点において適切であることを挙げましたが、同じ理由により様々な位置に相互接続点を設定しておき、様々な設備構成の接続事業者における接続可能性を確保し、参入を容易にすることが適当と考えます。現行の接続ルールを審議した平成 8 年答申において、<u>接続約款の認可基準の考え方として、「技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること」と</u>されているところであり、<u>地域 IP 網及び NTT-NGN においても接続事業者の要望により ZC 接続相当の相互接続点を設定することを、NTT 法第 2 条第 5 項に基づき、NTT 東西において拒否する事由は存在しないものと考えます。</u></p> <p><u>この他、OSU 共用の場合と同様に、現状各事業者が個別に実施している光サービスに係る宅内配線及び ONU の設置については、NTT 東西が光サービスを提供した場合との同等性の確保及び利用者利便の確保の観点から、NTT 東西による提供を可能とすることが必要と考えます。</u></p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■ 前回提案書(再掲)</p>

章		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「別添資料 5(光ファイバの 8 分岐単位での接続における競争阻害性について)」に示すように、現行の FTTH の設備開放(8 分岐単位の接続)については、設備稼働率がサービス提供コストに大きく影響する構造となっており、このルールのもと、狭い光配線区域内で複数の事業者が競争することとした場合、必然的に顧客が分散化する傾向が生じ、各事業者による設備稼働が向上しないことにより、コスト高となります。 ・ コスト高となる構造上の問題により、競争事業者は結果的に参入した際に必要となる多額のコストを回収できないばかりか、設備稼働率を確保することもできず、赤字でのサービス提供を強いられることとなる上、参入後の加入者数が安定した際においても、黒字化の見通しが立てられない状況となります。 ・ 具体的には、光配線区域は約 167 万あるものと想定され、このとき、例えば弊社の ADSL ユーザ(約 500 万契約)が、全て弊社の FTTH サービスに移行した場合でも、光ファイバに接続されるスプリッタの稼働率は 38%(約 3 加入/8 分岐)に過ぎず、NTT 東西が想定するスプリッタ設備稼働率 60%(約 4.8 加入/8 分岐)には到達しません。 ・ このように接続事業者と NTT 東西のサービス提供コストには格差が維持されることとなり、NTT 東西が提供する利用者料金と同等の利用者料金を提示することができないことから、競争が不可能な状態となります。 ・ なお、弊社では現状 1,500 超の局舎において OLT 装置を展開しており、多額のコストをかけても、スプリッタ稼働率は 1/8 加入を超えることができない状況です。 ・ 上記のように FTTH の設備開放が不十分な状況下では、様々な事業者による市場への活発な参入が抑制され、競争が著しく制限されてしまいます。競争評価においては、SSNIP 等の分析が行われていますが、上記のような状況にあるため、詳細な分析を行うまでもなく、FTTH 市場が競争状況にないことは明らかです。 ・ このような FTTH 市場における競争阻害性は、単に営業努力によって解消可能な問題ではなく、今後 NTT 東西の独占が後戻りのきかないレベルまで進展することが大いに懸念されます。また、NTT 東西においては競争事業者と異なり、公社時代の含み益の存在や PSTN 等の収益といった優位性が存在しており、FTTH 立ち上げ期の赤字構造に耐え得る要素があることも考慮される必要があります。 ・ また、NTT 東西の管理部門の立場で、NTT 東西の利用部門と接続事業者を同等に扱い、仮に最も効率的にネット

章		具体的内容
		<p>ワークを構築しようとした場合には、必然的に1分岐単位となるはずであり、現行における8分岐単位の貸し出しは、NTT東西利用部門のニーズによるもの(NTT東西利用部門の要望するスペック)と想定されます。その一方、接続事業者が要望する分岐端末回線単位の貸し出しをNTT東西が拒否し続けることについては、NTT東西の管理部門が利用部門と接続事業者を同等に扱っていないことを示す一例であり、この点からも、NTT東西の機能分離・構造分離を実現し、利用部門と接続事業者の同等性を確保する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、NTT東西はOSU共用についての問題点を指摘し、実現性を否定しているところですが、具体的な問題点の有無や解決策の検討を行うため、NTT東西を含めた事業者間の実証実験を行う必要があると考えます。 ・ 「分岐端末回線単位の接続(OSU共用)義務化」による設備効率向上や接続料原価の精査による接続料の低廉化が図られれば、多くの事業者の参入意欲やサービス展開を進展させ、様々な側面においてのサービスの充実化や料金低廉化による需要喚起と競争の促進が期待されることから、現在のようにNTT東西が必要以上の大量な営業費を投入し、FTTHを非効率に拡大している状況よりも、消費者厚生が高まるものと考えます。 ・ また、競争促進による消費者厚生の向上が期待できるだけでなく、「分岐端末回線単位の接続」を行うことにより、国民経済的な観点からも最も経済合理的なネットワーク構築が可能となり、より効率的にブロードバンド基盤の全国整備が達成されるものと考えます。それにより、デジタルデバイドの早期解消、都市と地方のブロードバンド地域格差の解消にも資するものと考えます。 ・ なお、消費者厚生の最大化のためには、サービス競争、設備競争の両方の要素が必要であると考えます。具体的には、FTTH市場においては、アクセスレイヤにて実質的に設備を設置可能な事業者がNTT東西等一部の事業者に限られることから、サービス競争に比べ設備競争が望ましいとすることは適切ではなく、第一に設備開放によってサービス競争を確保した上で、設備競争とサービス競争を一体的に行うことが必要であると考えます。 ・ 競争事業者が市場退出せざるを得ないような、現状の略奪的な市場構造をインセンティブとしてFTTHサービスの拡大を図ることは、NTT東西によるFTTH市場の独占の進展といった、消費者厚生上非常に好ましくない結果をもたら

章	具体的内容
	<p>すものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも指定電気通信設備を指定する目的は、ボトルネック設備の独占により、その上位レイヤでの略奪的な収益確保の機会を与えず、競争を促進することにあると考えます。ボトルネック設備の共用の促進はインフラ会社の規制のあり方として消費者厚生に資する措置であると考えます。 ・ 接続事業者での共同実験(以下、「OSU 共用検証実験」という。)については技術的に複数事業者で OLT 装置を共用可能であることが確認できたため、平成 19 年 9 月 20 日に、「別添資料 6-1(FTTH サービスの大幅なコスト削減方法の検証成功について ～複数事業者による OLT 装置共用の検証結果～)」に示すようなプレスリリースを発表しました。 ・ 具体的な内容は、事業者間で設備共用をする際のルールを定め、各ユーザ単位で最低帯域を保障することにより、高トラヒックを発生させるユーザが、同一事業者の他のユーザや設備共用している他事業者のユーザに影響を及ぼさないようにすることが技術的に可能であることを、市販の機材を用いて確認したというものです。このことから NTT 東西を含む複数の事業者で OLT 装置等を共用することは可能であると考えます。 ・ 「接続の基本ルールの在り方について」(平成 8 年 12 月 19 日付答申)では第 6 節 網構成設備・機能の細分化(アンバンドル)において、 <ul style="list-style-type: none"> - アンバンドルとは、他事業者が特定事業者の網構成設備や機能のうち、必要なもののみを細分化して使用できるようにすることである。これは他事業者が多様な接続を実現するために必要なものであることから、基本的には他事業者の要望に基づいて行われるべきである。また、競争の促進及び相互接続の推進の観点から、積極的にこれを推進すべきである。 - このため、特定事業者は、他事業者が要望する網構成設備及び機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならないこととする。これにより、技術やサービスの進展に対応して、他事業者

章	具体的内容
	<p>の要望に応じて多様なアンバンドルが進んでいくことになると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。 <p>と示されており、NTT 東西は他事業者が要望する網構成設備及び機能をアンバンドルする必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光アクセス回線のサービス品質面においては、「別添資料 7(OSU 共用にて接続する場合のルール策定について)」に示すように共用化のルールを定めること等により課題を解決することは可能であると考えており、そのルールにおいて NTT 東西における品質の考え方に合わせることも検討に値すると考えます。 ・ なお「電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリング(第 7 回) 追加質問及び各社からの回答について」において、NTT 東西は、運用条件を合わせることは、品質・サービス面での競争を否定することであると主張をしていますが、現状におけるインターネットアクセスサービスを考えたとき、多くは B フレッツと ISP の組み合わせであり、大半の ISP にとってアクセス回線及び地域 IP 網の部分は同じ品質といえます。しかしながら、ISP 市場では非常に多くの事業者の参入によって激しい競争環境となっています。このことから、アクセス回線の品質が同じであることがサービス競争を否定するものではなく、むしろその通信回線上で提供される IP 電話等のアプリケーションサービスやカスタマーサポート等広い意味での競争が発生し得るものであり、ひいては多様なサービス、料金の低廉化等を通じて利用者利便の向上につながるものと考えます。 ・ また、OSU を共用する際のサービス品質確保や新サービス提供上の支障があるとする NTT 東西の主張に対する弊社の考え方は、「別添資料 8(NTT 東西の指摘に対する当社の見解)」の P4、P5 に記述します。 <p>【「異なるサービス提供主体の間でのサービス品質面の支障に関する問題を解消することが現実に困難である」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まずは「サービス品質」の具体的内容について NTT 東西は考え方を明確にすべきと考えます。 ・ サービス品質の維持の例として「ヘビーユーザに対するコンサルティングや収容替え等を行う」と挙げられており、サ

章		具体的内容
		<p>サービス品質の考え方が異なる場合、維持が困難になるとの考え方が示されていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「ヘビーユーザ」とはどういった基準で判断されているのか - コンサルティングや収容替え等はどういった手順で行われているのか <p>等、NTT 東西よりサービス品質の考え方が提示されない限り、「考え方が異なる」かどうか判断できません。また、事業者によって考え方が異なっていたとしても、技術・運用・費用等を考慮した結果、NTT 東西の考え方に合わせる事が合理的だと判断できる可能性も高いと思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス品質に関し、仮にヘビーユーザのトラフィックが他のユーザに影響を与えることが問題であったとしても、このサービス品質の維持に関しては、様々な方法で対処できると考えます。 ・ 例えば、接続事業者側のトラフィックを一定に制限する運用ルールを取り決めることや、NTT 東西における B フレックスユーザの収容ルールを参考に共用化における事業者間ルールを取り決める等の方法が考えられます。 ・ このトラフィック制限を接続事業者単位とするか、それともユーザ単位とするか、またトラフィック制限の閾値をどのように設定するか等については、今後の検討を通じて取り決められることが適当であると考えます。 ・ なお、このような検討に資するために、複数の接続事業者にてヘビーユーザが他のユーザに影響を与えない仕組みが技術的に可能かどうかを検証したところ、「別添資料 7(OSU 共用にて接続する場合のルール策定について)」に示すような設備共用におけるルール等を整理すれば実現の可能性があると結果(「別添資料 6-2」(OSU 共用に関する検証概要・結果))が得られており、「別添資料 6-1 (FTTH サービスの大幅なコスト削減方法の検証成功について ～複数事業者による OLT 装置共用の検証結果～)」に示すように公表しています。NTT 東西には、前述のようなサービス品質の具体的内容や考え方を提示していただき、通信事業者が一体となって共用に係る検討を深めることに積極的に参画していただきたいと考えます。 <p>【「各社で独自のサービスを柔軟に提供していく上で支障があり、結果として、多種多様な品質や新サービスの芽を摘む</p>

章		具体的内容
		<p>など、ブロードバンドサービスの普及・拡大を阻害する」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新サービスの例として「波長多重映像配信サービス」、「サービスクラスの多様化」が挙げられていますが、課題を解決するための検討を行う上では、内容の正確な把握をすることが重要だと考えます。よって NTT 東西には「波長多重映像配信サービス」においては、 <ul style="list-style-type: none"> - どのような設備、構成、接続点になっているのか - サービス提供地域を広げる際はどのような工事が行われるのか 等具体的な構成、「サービスクラスの多様化」において「サービスクラス」とは <ul style="list-style-type: none"> - 次世代ネットワークで区分されるような QoS のクラス分けであるのか - DSL サービスのように 8Mbps、47Mbps 等、商品としてのクラス分けであるのか <p>等具体的な内容の提示をしていただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新サービスの提供は利用者利便の向上や需要の喚起、電気通信の健全な発達に必要なと考えます。現在、各事業者がサービスを提供している ADSL サービスにおいても、開始当初は「新サービス」でした。しかしながら、現在でも電話回線に重畳している ADSL サービスにおいて、光/メタル収容替え、回線収容替え、ブリッジタップの取り外しや保安器の取替え等に関して事業者間の調整を行った上で、様々な工事を実施しています。シェアドアクセスの共用化にあたっては、現行の ADSL におけるスキーム（事前に関連事業者へ通知し、調整を行うスキーム）と同等のルールを予め取り決めることで問題を回避することができるものと考えます。 ・ 加入者光ファイバに係る接続ルール・共用ルールを検討する上では、まず、NTT 東西が「ネットワークやオペレーションシステムにおける他事業者と共用を想定した機能」とは具体的にどのような装置におけるどのような機能であるのかを明確に公表することが必要と考えます。 ・ また、NTT 東西の費用面に関する主張に対する弊社の考え方は、「別添資料 8(NTT 東西の指摘に対する当社の見解)」の P6 に記述します。

章		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに提供されてきたドライカッパ、ADSL 重畳、マイライン、番号ポータビリティ等については、当初接続事業者との共用・貸し出しを想定していなかった NTT 東西の OPS 等のシステムを、必要に応じて更改・改造することで実現してきたものと理解しています。このため、シェアドアクセスの共用化の実現に向けた OPS の更改等は特別な問題にはならないものと考えます。 ・ また、平成 19 年 10 月 19 日付け一部報道によれば、現在の光サービスユーザは、NTT-NGN に工事なしで移行できるとあり、この報道が正しいとすれば、NTT 東西の OPS は地域 IP 網と NTT-NGN 間のネットワークの振り分け機能を来年春の NTT-NGN サービス開始時からサポートすると想定され、その機能を使えば接続事業者との共用をサポートすることも容易に可能であると推定されます。 ・ また、例えば、この OPS 等の更改・改造に係る費用は、ADSL やマイラインの提供スキームと同様に、適正なコストに基づく接続料、網改造料等を通じて接続事業者も負担することでこの課題を回避することができるものと考えます。 ・ その場合には、接続料、網改造料等が適正なコストであるかを検証可能とするために「ネットワークやオペレーションシステムにおける他事業者と共用を想定した機能」を有する設備は、他事業者との接続に不可欠な指定電気通信設備とし、接続会計にて当該設備に係る費用の内訳を公表する必要があると考えます。 ・ 地域 IP 網においては今回の OSU 共用検証結果により、技術的に共用が可能であり、その他費用等の課題も 3(3)①・②における弊社意見のとおり解決可能であると考え、分岐端末回線単位での接続料の設定は可能だと考えます。 ・ なお、NTT-NGN においては回線品質を確保した通信が行えるように構築されていると考えられるため、OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料を設定するに際し、3(3)①のような支障は、共用実験をするまでもなく存在しないと考えられます。 ・ また、NTT 東西は「固定端末系伝送路設備」を設置し、事業法施行規則第 23 条の 2 第 3 項に定める基準以上の設

章		具体的内容
		<p>備を有しているドミナント事業者の地位にあることから、当該設備は第一種指定電気通信設備として指定の対象となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他事業者にとって、今後構築されるNTT-NGNにおいても第一種指定電気通信設備であるNTT東西の「固定端末系伝送路設備」は不可欠設備であることから、NTT-NGNにおいては、他事業者が多様な接続点で分岐端末回線単位の接続のように柔軟な接続が円滑にできることを前提とし、接続事業者においても帯域制御、QoSの確保、アドミッションコントロール等が容易に可能となるような網構成やオペレーションシステムを当初から考慮しておくべきであると考えます。また、その接続点の技術的条件は、国際標準、TTC標準、ないしはデファクトスタンダードに準拠したものとし、独自仕様等を使用することは、望ましくありません。 これにより、競争の進展や多様なサービスの創出が促され、結果として、指定電気通信設備制度の精神であるところの「利用者利便の向上や電気通信の総合的かつ合理的な発達」に資するものと考えます。 また、平成19年10月19日付け一部報道によると、NTT東西は現在の光回線の利用者がNTT-NGNへ移行する際の追加工事を不要とすることを計画しているとされていますが、本報道内容が事実であるのならば、NTT東西は現行の地域IP網の光アクセス回線とNTT-NGNの光アクセス回線との違いや関係等について早急に情報を開示すべきです。 <p>【料金水準について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロードバンド普及のために、アクセス回線網となるNTT東西のシェアアクセスについて、分岐端末回線単位の接続料を設定することにより、サービス競争を機能させ、需要喚起を図ることが必要です。 「別添資料9(分岐端末回線単位での接続料)」に示すように、平成15年1月29日に公示されたNTT東西のシェアアクセスの接続料算定においては、利用率が6割(最大収容数8の60%=4.8人)と見込まれています。 当時算定において用いられた6割という利用率を前提に、現在の接続料を用いて、平成14年5月23日の接続料認可の際に行われたスタックテストと同様の計算を行うと、シェアアクセスの1端末回線あたりの接続料相当額は

章		具体的内容
		<p>1,993 円となります。このような接続料相当額を分岐端末回線単位の接続料の考え方の基本にし、その他の効率化要因等を見込めば大幅な料金の低減が図れるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、想定される利用率は NTT 東西だけでなく、接続事業者の利用者分を加味し、利用率は「6 割以上」とすることが妥当だと考えます。 ・ また、将来メタル回線の撤去がなされる際には、ブロードバンドを必要とせず、基礎的電気通信役務（電話サービス）のみを利用する利用者也想定されます。この際、利用者利便の観点からは、光アクセス回線上で提供される IP 電話のみを利用する際は現行の PSTN による利用者料金と同等以下とすることが必要であり、従って 1 利用者単位での光アクセス回線の接続料は、最低でも現行のドライカップ約 1,400 円の水準以下になるように配慮する必要があると考えます。 ・ このような接続料水準を実現するためには、上述の分岐端末回線単位の接続料設定に加えて、光アクセス回線の接続料に係る算定方法自体を見直し、接続料の水準自体を低廉化させることも必要です。具体的には、以下に挙げる見直しを含めて将来原価方式による光アクセス回線接続料の再算定を実施することが必要であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 減価償却期間の見直し - 設備調達価格及び工事費用等の見直し - 2010 年に 3,000 万回線という需要予測を基にした再算定 - 各費用項目（施設保全費、試験研究費、管理・共通費等）の効率化及び精査 等 <p>【共用ルールの策定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分岐端末回線単位での接続料を設定する上で OSU を共用する場合においては、NTT 東西を含めて帯域制御の技術方式、確保すべき帯域幅、障害対応・開通時の連絡スキーム、OLT、ルータへの設定タイミング・申請方法等、「別添資料 7(OSU 共用にて接続する場合のルール策定について)」に例示するような共用ルールの策定が必要であると考えます。

章			具体的内容
			<p>【競争上の同等性確保について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OSU 共用が実現されたとしても、それは単に分岐端末回線単位で接続が可能になったということを意味するに過ぎず、それだけでは競争上の同等性を担保できるものではないと考えます。 ・ 接続事業者が真に NTT 東西と同等に分岐端末回線を利用可能とするためには、さらに、OLT に対向する ONU が市場で自由に調達できるような ONU の恒常的な仕様開示、宅内工事を NTT 東西が実施することのルール整備、OSS の公平な利用に関するルール整備等の措置が不可欠です。
第5章 その他	1. 接続に関する同等性の確保等	(1)現状	<p>【意見】</p> <p><接続に関する手続き等></p> <p>本答申(案)においては、接続に関する同等性の確保について、NTT-NGN が商用開始されていない現段階では、新たに必要となる具体的手続きは想定されないとされていますが、本答申(案)にあるとおり、NTT-NGN が基幹的な通信網としての性格を有すると考えられ、さらに、PSTN 等既存のネットワークからのマイグレーションがなされるとすれば、競争事業者が NTT 東西のネットワークと接続して多種多様なサービスを遅滞無く提供可能とすることが非常に重要となります。特に、NTT-NGN の商用開始以前の時点において、接続に関する同等性を十分に確保することは、今後の NTT-NGN サービスの公正な競争環境確保にとって非常に重要であり、これがないがしろにされた場合、NTT 東西をはじめとする NTT グループの市場支配力が不当に助長されることにつながりかねません。</p> <p>この観点において、現時点までにおける NTT 東西の対応が公正妥当なものであったかについて判断することが必要となりますが、現実には、情報開示や各種手続き面において、NTT 東西の対応は到底必要十分なレベルにあるとは言えません。そもそも、本年度中の商用開始が予定されているサービスについて、現時点で接続ルールが定まっていないこと自体、異常な事態であり、これこそが、NTT 東西からの各種情報開示が遅いことに端を発しています。</p> <p>なお、NTT 東西の情報公開に係る実態は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 平成 19 年 10 月 25 日「次世代ネットワークのインタフェース条件等」資料公開
		(2)主な意見	
		(3)考え方	

章		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> - 平成 19 年 11 月末 平成 20 年 3 月末接続開始(NTT 東西サービス開始と同時期)のための申込締切 - 平成 20 年 12 月 25 日 NTT 東西が提供予定の次世代ネットワークの技術参考資料公開 - 平成 20 年 2 月 27 日 NTT 東西が提供予定のサービスに係る料金等、検討状況の公開 <p>上記のとおり、接続事業者が NTT 東西のサービス開始と同時期に接続を開始するためには、平成 19 年 11 月末に申込をする必要がありましたが、その時点で入手していた情報では接続可否を決定するのに十分ではなかったため、結果、弊社としては接続申込を見送ったという事実があります。</p> <p><u>このような NTT 東西による情報開示の遅れにより、接続事業者が希望する接続が実現できないことも十分に想定される一方、NTT 東西の利用部門においては、当然のことながら、NTT-NGN におけるサービスに関する検討が着々と進められており、接続事業者と NTT 東西の利用部門間で同等性が担保されていないのは明らかです。</u></p> <p>また、「指定の手続き」、「情報開示内容やその手続き」、「コロケーションルール」については、NTT-NGN を指定電気通信設備とした上で、現行の各種規定(「事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)第 2 項」、「事業法第 36 条(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画)」、「事業法施行規則第 23 条の 4(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)第 2 項第 2 号」、「事業法施行規則第 24 条(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)」等)の適用を最低限確保し、加えて、既存の接続ルールにおいて不十分と指摘されている各種問題点を引き続き議論の上、<u>NTT 東西の利用部門と接続事業者間のあらゆる面での同等性確保に努めていくことが必要であり、このことは地域 IP 網においても同様です。</u></p> <p>さらに、本答申(案)には、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況等に関して、総務省において状況を注視することとされていますが、注視の具体的な方法として、NTT 東西に四半期に一度報告を行わせることや接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等の取組を行うことを明確化すべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、本答申(案)P50 の第 2 段落を以下のとおり修正することを要望します。</p>

章	具体的内容
	<p>(原案)</p> <p>この点、接続に関する手続等については、NGNには、これまで第一種指定電気通信設備に対して講じられている接続の手続やコロケーションルール等が適用されることとなるが、商用開始のされていない現段階では、これに加えて新たに必要となる具体的な手続は想定されない。したがって、総務省においては、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況を注視して、接続に関する手続についてNGN固有で新たに講じるべき措置があれば、競争事業者等の要望を踏まえ、適時適切に対応することとするのが適当である。</p> <p>(修正案)</p> <p><u>従って、NTT 東西による NGN の情報開示については、NTT 東西の利用部門と接続事業者の同等性確保を担保し、接続事業者に不当に不利益を与えないよう、適切な対応を図ることが必要である。また、接続に関する手続等については、NGNには、これまで第一種指定電気通信設備に対して講じられている接続の手続やコロケーションルール等が適用されることとなるが、総務省においては、NTT 東西に定期的な報告を義務付けることや、接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等により、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況を注視して、接続に関する手続についてNGN固有で新たに講じるべき措置があれば、競争事業者等の要望を踏まえ、適時適切に対応することとするのが適当である。</u></p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、今年度末に商用サービスの提供開始を予定している NTT-NGN について、いまだに十分な情報が開示されていないことは極めて問題であると考えます。 ・ NTT 東西による情報開示の遅れにより、例えば、NTT-NGN 上において提供される電話サービスと他事業者の電話

章		具体的内容
		<p>サービスとの接続においては、接続料の体系等を含む課金・精算方法が明確になっていないことから、接続事業者側におけるシステム改修等の必要性について判断ができない状況です。また、データ系サービスにおいては、NTT東西が提供する利用者料金や接続料の体系、あるいはサービス開始当初に設置される接続点の箇所等が明確になっていないことから、接続事業者が希望する接続が実現できない可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、NTT 東西の利用部門においては、当然のことながら、NTT-NGN におけるサービスに関する検討が着々と進められているはずであり、接続事業者と NTT 東西の利用部門間であらゆる同等性が担保されていないのは明らかです。 ・ 従って、同等性確保のためのルール化の検討以前の問題として、接続事業者が NTT-NGN との接続についての具体的検討が行えるよう、以下の情報を早急に開示させることが必要であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - NTT-NGN 上における接続料の体系・水準、精算方法等 - NTT 東西が提供する利用者料金の体系 - 接続点の箇所(サービス開始当初及び将来の計画) - ネットワーク構成の詳細 - 各サービスに関する技術的条件(信号シーケンス、網間信号情報等) - 輻輳制御等の保守運用条件 - 提供予定時期の詳細 - 接続点におけるインタフェース条件 - 使用する番号 - 接続点の所在地(ビル名等) - その他接続に必要な情報 ・ 「指定の手続き」、「情報開示内容やその手続き」、「コロケーションルール」については、NTT-NGN を指定電気通信設備とした上で、現行の各種規定(「事業法第 32 条(電気通信回線設備との接続)第 2 項」、「事業法第 36 条(第一

章		具体的内容
		<p>種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画)」、「事業法施行規則第 23 条の 4(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)第 2 項第 2 号」、「事業法施行規則第 24 条(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)」等の適用を最低限確保し、加えて、既存の接続ルールにおいて不十分と指摘されている各種問題点を引き続き議論の上、NTT 東西の利用部門と接続事業者間の同等性確保に努めていくことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、前述の平成 8 年電気通信審議会答申における「他事業者が要望する網構成設備や機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない。」との考えに則り、接続事業者からのアンバンドル要望とそれに対する NTT 東西網の改修等必要な措置の実施、また NTT 東西及び接続事業者の当該設備・機能を利用した商用サービス開始時期の調整等といった各種手続きについて、公正競争確保が可能となるよう、ルール化を行うことが必要と考えます。 ・ また、NTT-NGN においては、PSTN 等既存のネットワークからのマイグレーションという要素が特筆すべき事項として存在し、接続事業者における相互接続点の設置や相互接続回線の増減設の検討にあたり、それらが非常に重要な情報となります。従って、接続事業者の予見性確保等の観点において、2010 年、あるいはそれ以降に向けた NTT-NGN へのマイグレーション計画について、NTT 東西に可能な限り早期に開示させることが必要です。 <p><網機能提供計画></p> <p>本答申(案)において、「ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであることからあえてルータ等を網機能提供計画の対象として、他事業者との円滑な接続を阻害するネットワーク構築となっていないかどうかを事前にチェックすることまでは現時点では必要ないと考えられる」とされていますが、接続を前提として開発されたものである装置を利用することが、他事業者との円滑な接続を可能とするネットワーク構築を担保するわけではありません。</p> <p>このことは、本答申(案)において、NTT 東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように留意すべきとされていることから明らかです。また、NTT-NGN において</p>

章	具体的内容
	<p>インタラクティブ通信を確保していく上で、監視・制御のための機能や、ルータ、ONU 等の設備が重要な役割を担うことも踏まえる必要があると考えます。</p> <p>以上のことから、具体的な方策も無く、ただ単に接続を阻害するネットワーク構築がなされないかについて留意するのみでは不十分であり、実効性を確保するためには、<u>ルータ等を網機能提供計画の対象とすることが必要</u>です。よって、事業法施行規則第 24 条の 5(届出を要しない機能)の以下各号を削除するか、若しくは各号の末尾に「他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能ならびに他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く」の記述を追加すべきと考えます。</p> <p><削除若しくは記述の追加が必要な号></p> <ul style="list-style-type: none"> ①第 4 号 第一種指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能) ②第 9 号 ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。) ③第 12 号 光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能 <p>なお、NTT 東西の地域 IP 網については、当面 NTT-NGN と併存する状況が継続し、2010 年度時点の地域 IP 網の B フレッツユーザーは、NTT-NGN の B フレッツユーザーを依然として上回る状況も想定され、依然としてボトルネック性を有することから、上記の網機能提供計画の対象追加は、地域 IP 網にも併せて適用されるべきと考えます。この地域 IP 網におけるルール適用については、NTT-NGN へのマイグレーションが想定される状況下において、他事業者の事業の予見性確保の観点でも、必要性が認められるところです。</p> <p>以上を踏まえ、本答申(案)P50 の第 6 段落以降を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>しかし、網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設</p>

章	具体的内容
	<p>けられたものである。この点、ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであることから、あえてルータ等を網機能提供計画の対象として、他事業者との円滑な接続を阻害するネットワーク構築となっていないかどうかを事前にチェックすることまでは現時点では必要ないと考えられる。</p> <p>ただし、網機能追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要であるが、現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当である。</p> <p>また、網機能提供計画は、上述のように接続を前提としないネットワーク構築等により、円滑な接続が阻害されないように、事前に競争事業者に対し意見を述べる機会を与えるものであることにかんがみれば、ルータ等が網機能提供計画の対象外であっても、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように留意することが必要である。</p> <p>(修正案)</p> <p><u>本来、網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものである。この点、ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであるが、そのことは、当該設備の構築が、他事業者との円滑な接続を可能とするネットワーク構築を担保することにはならない。</u></p> <p><u>また、網機能提供計画は、上述のように接続を前提としないネットワーク構築等により、円滑な接続が阻害されないように、事前に競争事業者に対し意見を述べる機会を与えるものであることにかんがみれば、例えば、NTT東西間のネットワーク同士の接続など、特定の事業者網との接続においてのみ利便性を有するネットワーク構築をすることがないように、ルータ等を網機能提供計画の対象とすることが適当である。</u></p> <p>加えて、網機能追加に係る事前の情報提供は、競争事業者が新機能を活用したサービスを速やかに提供する上で重要であるが、現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として</p>

章		具体的内容
		<p><u>事前の合理的な時期には必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当である。</u></p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業法第 36 条は他事業者が円滑に接続できることを確保することにより、事業法第 33 条にある「利用者利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発展」を図るものであることから、第一種指定電気通信設備に係る機能については原則、総務大臣の届け出や公表の対象とすることで、接続事業者に各種情報が開示され、円滑な接続が確保されるべきと考えます。 ・ 上記の考えを踏まえると、NTT-NGN においてインタラクティブ通信を確保していく上で重要な機能・設備として、監視・制御のための機能や、ルータ、ONU 等の設備を第一種指定電気通信設備に指定し、網機能提供計画の対象として各種情報の開示がなされることが必須と考えます。 ・ なお、情報通信審議会答申「IT 時代の接続ルールの在り方について」(平成 13 年 7 月 19 日)の附 1 考え方 36 において、「網機能計画は指定電気通信設備について採られている制度であり、網機能計画の対象とすべき網機能に係る電気通信設備であって指定電気通信設備ではないものがあるのであれば、これを指定電気通信設備として指定することについて検討すべきである。」とされていることから、次世代ネットワークを構築する設備であって、他事業者が円滑に接続するための網機能計画の対象となる機能を持つ設備は、第一種指定電気通信設備に指定すべきと考えます。 ・ 以上の情報開示を可能とするため、具体的には、事業法施行規則第 24 条の 5(届出を要しない機能)の以下各号を削除するか、若しくは各号の末尾に「他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能ならびに他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く」の記述を追加すべきと考えます。 - 第 4 号 第一種指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能)

章		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> - 第 9 号 ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。) - 第 12 号 光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能 ・ また、地域 IP 網の利用者を順次、NTT-NGN へ移行させることになると考えられることから、他事業者の事業の予見性確保の観点で、上記の網機能提供計画の対象追加は地域 IP 網にも併せて適用されるべきと考えます。
2. スタック テスト	(1)現状	【意見】
	(2)主な 意見	スタックテストは、接続料規則第 14 条第 4 項の「接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする」とする規定に基づき、NTT 東西の接続料水準が当該基準を満たしているか否かを検証するために行われるものであり、NTT-NGN における接続料についてもスタックテストを行う必要があると考えます。従って、本答申(案)にあるとおり、フレッツサービスに係る機能、IP 電話サービスに係る機能、イーサネットサービスに係る機能、IP-IP 接続に係る機能についてスタックテストを行うことは適切と考えます。
	(3)考え 方	<p>なお、前述の接続料規則第 14 条第 4 項の規定、及びスタックテストガイドラインにおいて、「一般的に利用者料金はコストに適正利潤を乗せて設定される」と記述されていることに鑑みると、接続事業者と NTT 東西との間で「不当な競争」を防止し公正な競争を確保するべく接続料の適正性を検証するためには、営業費には顧客獲得に要する費用(販売促進費等)を含まないこととされている現行のスタックテスト手法についても見直すべきであり、具体的には、スタックテストガイドラインにおいて、検証の際に営業費に含めないこととされている「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」の費用に関しても営業費に含めてスタックテストを実施すべく、同ガイドラインの見直しを検討すべきであると考えます。</p> <p>また、従来からのスタックテストによる接続料の検証に加え、NTT 東西が設定する接続料の水準が、設備等の一般的な市場調達価格と照らし合わせて妥当なものであるか否かの検証もあわせて行う等、接続料水準の適正性を多様な視点から検証する仕組みを構築すべきです。</p> <p>上記に基づき、本答申(案)P53 の最終段落後に以下の記述の追加を要望します。</p>

章	具体的内容
	<p>(追記案)</p> <p><u>なお、接続料規則第 14 条第 4 項における「接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする」という規定の趣旨を踏まえると、スタックテストにおいては顧客獲得に要する費用(販売促進費等)も営業費に含めた上で検証を行う必要があり、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下、「スタックテストガイドライン」という。)において、営業費に含めないこととしている「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」の費用も営業費に含むよう、スタックテストガイドラインを改正することが適当である。</u></p> <p><u>この他、NTT 東西が設定する接続料の水準が、設備等の一般的な市場調達価格と照らし合わせて妥当なものであるか否かの検証もあわせて行う等、接続料水準の適正性を多様な視点から検証する仕組みを設けることが必要である。</u></p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スタックテストは、接続料規則第 14 条第 4 項において「接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする」と示されているとおり、NTT 東西の接続料水準が当該基準を満たしているか否かを検証するために行われるものであり、NTT-NGN における接続料についても、スタックテストを行う必要があると考えます。 ・ スタックテストは利用者料金と接続料水準を比較することで接続料の適正性を検証するものであるため、その具体的な手法については、NTT 東西の設定する利用者料金体系や接続料金体系が明確になっていない現在において、詳細な検討を行うことは困難です。また、これらの料金体系の如何によっては、販促に係る営業費を除いた上で検証を行うといった現行の手法についても見直す必要があると考えます。従って、スタックテストの詳細な手法を検討するに先立ち、まずは NTT 東西に対し、NTT-NGN における利用者料金体系、接続料金体系等の詳細な情報を早

章		具体的内容
		<p>期に開示させることが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、NTT-NGN への移行に伴う一般的な想定を基にすると、NTT-NGN におけるスタックテストにおいては以下に示した例をはじめとし、多数の課題が存在すると考えます。NTT-NGN におけるスタックテストの実施に向けて、NTT 東西より開示された情報を基に、課題を洗い出した上で具体的な検討を行う必要があると考えます。 <p>〈課題・解決策の一例〉</p> <p>課題例：</p> <p>小売と接続のサービス単位が揃わない(小売はバンドルされているが、接続は分かれている等)、あるいは、利用者料金と接続料金の体系が揃わない(利用者料金は定額制であるが、接続料金は従量制等)等により、利用者料金による収入と接続料による収入の比較が困難になる。</p> <p>解決策例：</p> <p>スタックテストを行うにあたり、サービス毎の利用者料金と接続料金を比較可能とすべくバンドルされているものを分割あるいは集約する。例えば、バンドルされている利用者料金を何らかの要素を用いて、接続料と比較可能な単位に分割する、あるいは、NTT 東西が利用者料金を設定するにあたり用いた想定条件のもとで接続料金を集計し、利用者料金と比較可能な単位に揃える等の対応が考えられる。</p>
3. 映像配信プラットフォームのオープン化等	(1) 映像配信プラットフォームのオープン化	<p>【意見】</p> <p>「映像配信プラットフォームのオープン化」に関しては、主に NTT 東西の努力義務の形にて、多様なコンテンツ配信を可能とするための技術上の問題解消や、各種ルール整備が求められていますが、ドミナント性や実質的なボトルネック性を有する NTT 東西のプラットフォーム機能のオープン化という観点が必要であることは勿論のこと、それに加え、NTT グループ内の映像配信事業の統合の動き等も踏まえ、NTT 東西の市場支配力濫用による、特定コンテンツの独占的な配信等の行為を禁止することが喫緊の課題です。従って、NTT 東西の自主的取組みに問題解決を委ねるのでは不十分であり、より実効的なルール整備を義務付けるべきと考えます。</p> <p>具体的には、上位レイヤにおいて競争優位性を有するコンテンツ等との結びつきにより、NTT 東西が、より強固な市場支配</p>

章	具体的内容
	<p><u>力を獲得し、通信レイヤ及び上位レイヤ双方の事業者のビジネスを著しく阻害するといった競争阻害的行為を厳格に禁止することが必要です。</u></p> <p>加えて、<u>接続事業者に接続している映像配信事業者から NTT-NGN 加入者への映像配信及び NTT-NGN に接続している映像配信事業者から接続事業者の次世代ネットワーク加入者への映像配信を提供可能とするために、マルチキャストグループアドレスを送信側のネットワーク事業者から一意的に割り当て、そのグループアドレスに対する経路情報交換を NNI において行う形でのマルチキャスト接続を実現することが必要です。</u></p> <p>なお、本答申(案)には、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でないとした上で、NGN の商用開始後の状況を注視することとされていますが、注視の具体的な方法として、定期的にコンテンツ配信事業者等へのヒアリングを行うことや、関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等の取組を行うことを明確化すべきと考えます。</p> <p>また、IP 方式による地上デジタルテレビジョン放送の再送信(以下、「IP 再送信」という。)については、地上デジタルテレビジョン放送難視聴地域の解消はわが国喫緊の課題であり、可能な限り広くあまねく IP 再送信が行き届くよう、①IP 再送信設備の複数事業者間での共同設置/利用、②<u>接続事業者に接続している映像配信事業者から NTT-NGN 加入者への映像配信及び NTT-NGN に接続している映像配信事業者から接続事業者の次世代ネットワーク加入者への映像配信を提供可能とするために、マルチキャストグループアドレスを送信側のネットワーク事業者から一意的に割り当て、そのグループアドレスに対する経路情報交換を NNI において行う形でのマルチキャスト接続</u>、③分岐端末回線単位での接続により設備稼働率が向上することによる光ファイバ敷設地域の拡大、以上 3 点の実現が必要であると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、本答申(案)P55 の第 4 段落以降を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>これに加え、コンテンツ配信事業者からは、コロケーションの可否や接続に要する期間等の取扱いで電気通信事業者でないことに起因する差別的取扱いを懸念する意見が示されている。NTT東西においては、このような懸念を払拭し多様な</p>

章		具体的内容
		<p>コンテンツ配信事業者のNGNへの参入を促進する観点から、コンテンツ配信事業者によるSNI接続について、事業者間で公平な取扱いをすることはもとより、接続の拒否事由やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをするなどの自主的な取組が求められる。</p> <p>この点、コンテンツ配信事業者からは、自らを接続ルールの適用対象とすることを求める意見が示されているが、現行制度上、コンテンツ配信事業者を接続ルールの適用対象とすることは困難であり、またこのことで現時点で直ちに競争政策上の問題が生じている状況にはない。このため、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でないが、総務省においては、NGNの商用開始後の状況を注視しつつ、公正競争確保の観点から、必要に応じコンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について検討を行うことが適当である。</p> <p>また、NGNの商用開始時点においては、他社のIP網とNGNをIP-IP接続しても、他社網に接続するコンテンツ配信事業者からNGN加入者へのコンテンツ配信やNGNに接続するコンテンツ配信事業者から他社網加入者へのコンテンツ配信は、技術上の問題からできない状況となっている。この点も、多様なコンテンツ配信形態によるNGNの利活用を促進する観点から、できる限り早期に技術上の問題を解消し、当該形態によるコンテンツ配信が可能となるよう取り組むことが適当である。</p> <p>(修正案)</p> <p>これに加え、コンテンツ配信事業者からは、コロケーションの可否や接続に要する期間等の取扱いで電気通信事業者でないことに起因する差別的取扱いを懸念する意見が示されている。NTT東西においては、このような懸念を払拭し多様なコンテンツ配信事業者のNGNへの参入を促進する観点から、コンテンツ配信事業者によるSNI接続について、事業者間で公平な取扱いをすることはもとより、接続の拒否事由やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをするなどの<u>ルール整備を図る必要がある</u>。</p> <p>この点、コンテンツ配信事業者からは、自らを接続ルールの適用対象とすることを求める意見が示されているが、現行制度上、コンテンツ配信事業者を接続ルールの適用対象とすることは困難であり、またこのことで現時点で直ちに競争政策</p>

章		具体的内容
		<p>上の問題が生じている状況にはない。このため、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でないが、総務省においては、NGNの商用開始後の状況を注視しつつ、公正競争確保の観点から、<u>定期的にコンテンツ配信事業者等へのヒアリングを行うことや、関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等、コンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について継続的に検討を行うことが適当である。</u></p> <p>また、NGNの商用開始時点においては、他社のIP網とNGNをIP-IP接続しても、他社網に接続するコンテンツ配信事業者からNGN加入者へのコンテンツ配信やNGNに接続するコンテンツ配信事業者から他社網加入者へのコンテンツ配信は、技術上の問題からできない状況となっている。この点も、<u>地上デジタルテレビジョン放送難視聴地域の解消へのNGNの利活用および多様なコンテンツ配信形態によるNGNの利活用を促進する観点から、ITU-T等での標準化動向にあわせ、2008年度中に技術上の問題を解消し、当該形態によるコンテンツ配信を可能とすると共に、IP方式による地上デジタルテレビジョン放送の再送信のための設備についても複数事業者間での共同設置/利用が可能となる必要がある。</u></p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「映像配信プラットフォームのオープン化」に関しては、ドミナント性や実質的なボトルネック性を有するNTT東西のプラットフォーム機能のオープン化という観点が重要であることは勿論のこと、それに加え、NTT東西の市場支配力濫用による、特定コンテンツの独占的な配信等の行為を禁止することが必要です。 ・ 特に、上位レイヤにおいて競争優位性を有するコンテンツ等との結びつきにより、NTT東西が、より強固な市場支配力を獲得し、通信レイヤ及び上位レイヤ双方の事業者のビジネスを著しく阻害するといった競争阻害的行為を厳格に禁止することが必要です。 ・ また、一部報道によると、NTTグループはNTT-NGNのサービス開始に向けグループ内に3つある映像配信事業を

章		具体的内容
		<p>今年度内に統合するとされているところであり、こうした NTT グループ内外連携強化による市場支配力の強化にも注視が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、弊社に接続している映像配信事業者から NTT-NGN 加入者への映像配信及び NTT-NGN に接続している映像配信事業者から弊社の次世代ネットワーク加入者への映像配信を提供可能とするために、マルチキャストグループアドレスを送信側のネットワーク事業者から一意的に割り当て、そのグループアドレスに対する経路情報交換を NNI において行う形でのマルチキャスト接続を実現することが必要です。 ・ 加えて、IP 方式による地上デジタルテレビジョン放送の再送信については、2⑤にて述べたとおり、今後の情報通信の基盤となる次世代ネットワークをどのように活用し、より効率的かつ迅速に IP 再送信における地上デジタルテレビジョン放送のエリアカバーを広げていくか議論されるべきです。
	(2) 固定通信網と移動通信網の円滑な連携	<p>【意見】</p> <p>固定通信網と移動通信網の円滑な連携に関し、現時点において接続ルールの観点から具体的な検討を行うことは差し控えるべきとされていますが、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」では、NTT 東西が他の市場支配的事業者と連携して活用業務を行う場合、公正な競争を確保することに支障を及ぼすおそれが高いとされているところであり、早急に具体的な検討を行う必要があると考えます。</p> <p>本件については、「『東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン』の改正案に対する意見募集に対する弊社意見書(平成 19 年 7 月 3 日)」にて、後述する FMC 等における共同営業の問題を挙げているのに対し、これに対する総務省の考え方(平成 19 年 7 月 17 日)P38 にて、「御意見については、今後の参考とする」とされているところです。従って、指定電気通信設備制度の見直し議論等を踏まえるといった先送りのスタンスでなく、早急に具体的な検討を行っていくべきです。</p> <p>移動通信と固定通信の融合が進展する次世代ネットワークにおいては、支配的事業者同士の連携が、競争事業者にとってこれまで以上に脅威となることは間違いなく、NTT-NGN の商用化の前提として、<u>以下の追加措置を課すべきです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>NTT 東西と NTT ドコモグループ(以下、「NTT ドコモ」という。)相互間での共同営業については、例外なく禁止することをガイドラインに明記すること。</u>

章	具体的内容
	<p>- <u>NTTドコモ側が主体となるFMCサービスに係る共同営業に関するガイドライン(事業法第30条第3項第2号の禁止行為の具体化を含む)を策定すること。</u></p> <p>以上を踏まえ、本答申(案)P57の第2段落以降を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>この点、移動網との融合やFMCサービスの提供が未だ見えていない段階で、接続ルールの観点から具体的な検討を行うことは差し控えるべきと考えるが、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(2001年12月公表、2007年7月改定)にあるように、NTT東西のFMCサービスについては、以下のような考え方を基本とすることが適当である。</p> <p>①NTT東西が、県域を越えて役務の提供や料金設定を行う場合は、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可を受けることが必要</p> <p>②また、NTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合は、NTTドコモとの排他的な設備構築や排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要</p> <p>(修正案)</p> <p>この点、<u>NGNが移動網との融合やFMCサービスの提供も見据えて構築されるネットワークであることを踏まえて、以下のとおり、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(2001年12月公表、2007年7月改定)にあるNTT東西のFMCサービスの考え方(①、②)及び追加的考え方(③、④)を基本とすることが適当である。</u></p> <p>①NTT東西が、県域を越えて役務の提供や料金設定を行う場合は、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可を受けることが必要</p> <p>②また、NTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合は、NTTドコモとの排他的な設備構築や排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要</p>

章	具体的内容
	<p>③NTT東西が、県域を越えて役務の提供や料金設定を行う場合は、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可を受けることが必要</p> <p>④NTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合は、NTTドコモとの排他的な設備構築や排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要</p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」では、NTT 東西が他の市場支配的事業者と連携して活用業務を行う場合、公正な競争を確保することに支障を及ぼすおそれが高いとしているところです。また、そもそも、NTT グループは 1 社独占の公社を成り立ちとしており、そのあまりにも強い独占性を是正するため NTT 再編成が実施されてきたところです。これら NTT 再編成の主旨等に鑑み、指定電気通信設備を保有する事業者同士の連携は、事業者間の競争環境を歪める行為に他ならないとの前提のもと、NTT 東西と NTT ドコモグループ(以下、「NTT ドコモ」という。)による共同設備構築・共同営業等は全て厳格に禁止されるべきです。特に、移動通信と固定通信の融合が進展する次世代ネットワークにおいては、支配的事業者同士の連携が、競争事業者にとってこれまで以上に脅威となる可能性が高いことから、NTT 東西と NTT ドコモによる FMC サービスも認められるべきではありません。 ・ 他方、「NTT グループ中期経営戦略(平成 16 年 11 月)」の中で「次世代ネットワークは、移動通信と固定通信の融合を含めたサービス基盤として構築します」とされ、「NTT グループ中期経営戦略の推進について(平成 17 年 11 月)」の中で「次世代ネットワークの導入によって、WiFi や WiMAX 等のブロードバンド無線技術と組み合わせた、より高度で柔軟な固定・移動間のシームレスな通信サービスを提供していきます。」とされていることについては、上記の NTT 再編成の主旨との整合から、問題であると考えます。 ・ 以上のことから、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の現行規定に加え、以下の追加措置が

章		具体的内容
		<p>必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西と NTT ドコモ相互間での共同営業については、例外なく禁止することをガイドラインに明記すること。 - NTT ドコモ側が主体となる FMC サービスに係る共同営業に関するガイドライン(事業法第 30 条第 3 項第 2 号の禁止行為の具体化を含む)を策定すること。
	(3)IPv4 からIPv6 への円滑な移行	<p>【意見】</p> <p>本答申(案)において、IPv6 アドレスの提供に関し、NTT 東西が技術的問題の解消について早急に検討することが必要、あるいは、IPv6 への移行スケジュールや移行後の IPv4 の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期における差別的取扱いを回避する等、自主的な取組を行うことが必要とされ、総務省において注視することが示されていますが、事業者間においては多くの利害が対立することも想定され、単に、NTT 東西における検討や自主的な取組を促すのみでは十分でなく、差別的取扱いを回避するためのルール化を NTT 東西に確保させることが必要です。</p> <p>具体的には、NTT 東西の ISP 事業進出を絶対に認めないことを前提として、接続事業者のビジネスモデルや現行サービスメニューを継続的に提供可能とすることを確保する必要があると考えます。そもそも、IP マルチプレフィックスの問題は ISP 事業も可能である NTT コミュニケーションズが NGN を提供していれば発生しない問題であり、「NTT 東西の活用業務」というイレギュラーな形での NGN 提供を行う以上、IPv4 から IPv6 への移行に伴う諸課題解決に有意義といった理由等、いかなる理由であっても、<u>NTT 東西の ISP 事業への進出(活用業務としての認可も含む)は絶対に認められるべきものではない</u>と考えます。</p> <p>加えて、NTT-NGN と接続事業者の次世代ネットワークとの間で接続を行う場合の条件については、<u>TTC で標準化されているフォールバック実装や「インターネットの円滑な IPv6 移行に関する調査研究会」における議論等に沿った対策により、NTT-NGN の仕様が決定されることが必要</u>であり、これらの仕様は、網機能提供計画に準じて事前に公表されるべきです。</p> <p>以上を踏まえ、本答申(案)P58 の 2)考え方の第 3 段落及び第 4 段落を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p> <p>しかし、今後のIPv4アドレスの枯渇予想を踏まえると、NGNでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用</p>

章		具体的内容
		<p>できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT東西においても、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対しIPv6アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討することが必要である。</p> <p>また、NGNにおけるIPv4からIPv6への移行に当たっては、IPv6への移行が円滑に行われるように配慮することが必要であり、NTT東西においては、競争事業者の意見を踏まえ、IPv6への移行スケジュールや移行後のIPv4の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期にあつては、IPv4とIPv6による接続との間で不当な差別的取扱いを回避するなど、公正競争を確保する観点からの自主的な取組を行うことが必要である。また、総務省においては、その状況を注視し必要に応じて適切な対応を取ることが必要である。」</p> <p>(修正案)</p> <p>しかし、今後のIPv4アドレスの枯渇予想を踏まえると、NGNでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT東西においても、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対しIPv6アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討し、<u>決定された仕様について、十分な期間をもって事前に公表することが必要である。</u></p> <p>また、NGNにおけるIPv4からIPv6への移行に当たっては、IPv6への移行が円滑に行われるように配慮することが必要であり、NTT東西においては、競争事業者の意見を踏まえ、IPv6への移行スケジュールや移行後のIPv4の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、<u>NTT東西にてISP事業進出を禁止した上、接続事業者のビジネスモデルや現行サービスメニューを継続的に提供可能とすることを確保し、IPv4とIPv6による接続との間で不当な差別的取扱いを回避するなど、公正競争を確保する観点からのルール化を図ることが必要である。</u>また、総務省においては、<u>NTT東西にルール化の進捗状況等を随時報告させる等、その状況を注視し、NTT東西の対応が不十分である場合、措置を求める等、適切な対応を取ることが必要である。</u></p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p>

章		具体的内容
		<p>■前回提案書(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT-NGN と接続事業者の次世代ネットワークとの間で接続を行う場合に、お互いの端末が IPv4、IPv6 のいずれに基づくものであるかに関わらず、通信が問題なく行えるよう、TTC で標準化されているフォールバック実装や「インターネットの円滑な IPv6 移行に関する調査研究会」における議論等に沿った対策により、NTT-NGN の仕様が決定されることが必要です。また、これらの仕様は、他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能ならびに他の電気通信事業者との接続に関する機能であるため、4(1)②で述べた網機能提供計画に準じて事前に公表されるべきです。
第6章	接続ルールの見直し	<p>【意見】</p> <p>第 5 章 1.接続に関する同等性の確保等で述べたとおり、NTT 東西からの NTT-NGN に関する情報の公開は、まだ不十分な状況にあり、NTT-NGN の商用開始後も様々な課題が発生することが想定されます。</p> <p>このため、本答申(案)に記載されているように、NTT-NGN の商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に見直すことが、公正競争を確保していくうえで極めて重要であり、競争セーフガード制度等の現行制度の運用の中で対応するだけでなく、本接続ルールに関する運用状況等について、NTT 東西に定期的(四半期毎等)に報告させた上で、接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設ける等、課題の早期発見及び解消に向けた取り組みを実施することが必要であると考えます。</p> <p>さらに、第 4 章 3.分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定で述べたとおり、本答申を受けた後も OSU 共用に関する詳細議論を行う必要があるため、今後も引き続き総務省又は情報通信審議会委員が参画する中立性、透明性を確保した形での検討の場を設定することが必要であると考えます。</p> <p>上記に基づき、本答申(案)P60 の第 3 段落を以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>(原案)</p>

章	具体的内容
	<p>なお、上記の時期にとらわれずに、NGNの商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に見直すことが必要である。特にNGNは、今後多種多様な事業者が参入するとともに、機能の段階的追加も想定されることから、現時点で検討しなかった競争政策上の問題が生じることも予想される。したがって、例えば、第一種指定電気通信設備の指定範囲やアンバンドルすべき機能については、毎年度実施する競争セーフガード制度による検証の中で適宜対応するなど、公正競争を確保する観点から、NGNを巡る競争環境の変化に即応した接続ルールの見直しを適宜行うことが必要と考えられる。</p> <p>(修正案)</p> <p>なお、上記の時期にとらわれずに、NGNの商用開始後、接続ルールに見直すべき点が生じた場合は適時適切に見直すことが必要である。特にNGNは、今後多種多様な事業者が参入するとともに、機能の段階的追加も想定されることから、現時点で検討しなかった競争政策上の問題が生じることも予想される。したがって、例えば、第一種指定電気通信設備の指定範囲やアンバンドルすべき機能については、毎年度実施する競争セーフガード制度による検証の中で適宜対応するとともに、<u>本接続ルールに関連する課題の早期発見及び解決を図るために、NTT 東西は NGN 商用開始後の運用状況等に関する報告を四半期毎に総務省に行い、この NTT 東西の報告を受けて、総務省は接続事業者等の関係者を交えた検討の場を設けるなど</u>、公正競争を確保する観点から、NGNを巡る競争環境の変化に即応した接続ルールの見直しを適宜行うことが必要と考えられる。</p> <p>本件に係る詳細については、以下の前回提案書にて述べた意見を参照願います。</p> <p>■前回提案書(再掲)</p> <p>【次世代ネットワークの接続ルールの検討の進め方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、NTT 東西から NTT-NGN の詳細な情報公開がなされていない状況にあることから、NTT-NGN 商用開

章	具体的内容
	<p>始時に、接続事業者の意向に沿った接続が実現できるかは大いに懸念されるところです。このような公正競争上の問題を早期に改善するためにも、NTT-NGN の接続ルールについて、よりオープンかつ詳細な議論を行う必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同ルールの検討においては、今後、NTT 東西と接続事業者間で検討すべき事項が、技術的な問題も含め多々生じることが想定されるため、接続事業者等の関係者を交えた詳細な議論の場を設けることが適切であり、そのための具体的な方策として、例えば接続委員会の下、NTT 東西及び接続事業者等が参画可能なワーキンググループ等を設置することも検討に値すると思えます。

※上記「前回提案書(再掲)」の部分にて記載の項目番号及び別添資料は前回提出時のものを示しています(今回提出の本意見書の項目番号及び別添資料とは無関係です)。

以上

(a) 出典:総務省「電気通信事業分野における競争状況に関する四半期データ」(2007年12月25日)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/kyousouhyouka/data.html

(b) 出典:「ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、KDDI、その他計7社によるプレスリリース」(2007年9月20日)

https://www.softbankbb.co.jp/news/press/2007/p0920_01.html

(c) 白石忠志「独禁法講義 第2版」(有斐閣)21頁以下において、ケーキ店どうしの有害と報告されている甘味料αの不使用協定について、「このような協定を独禁法違反として破棄させるのは、法のあり方として適切なのだろうか。もし、甘味料αの使用を中止することに大きな価値があって、その価値は、競争減殺という弊害を発生させても実現するべきものであるなら、協定を違反とするべきでない。」と指摘されている。

(d) 出典:「電気通信事業法逐条解説」(153頁 財団法人電気通信振興会発行)

(e) 接続コスト(接続料)は、「回線管理運営費」「光信号分岐端末回線」「光信号主端末回線」「局内スプリッタ」「光信号伝送装置(OLT)」の合計をいう。

(f) NTT 東西の設備稼働率(接続料算定、B フレッツのスタックテストにおけるコスト) = 60%[4.8/8 加入]1 加入者あたり 1,993 円

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030129_4.html

(g) 出典:NTT 持株会社中間発表社長記者会見(平成19年11月9日)

(h) 出典:総務省「電気通信事業分野における市場画定2006」(2007年4月9日)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070409_5_bt1.pdf

(i) NTT グループ中期経営戦略

<http://www.ntt.co.jp/news/news04/0411/041110d.html>

NTT 社長記者会見(2007年2月14日)

<http://www.ntt.co.jp/kaiken/2007/070214.html>

- (j) 川濱昇・瀬領真吾・泉水文雄・和久井理子「ベーシック経済法 独占禁止法入門」(有斐閣)163頁において、コロケーション拒否の事例に関し「(競争者が)費用を払わず、無料で設置したいといっているなら、「拒絶して当然だ」ということになるが、そうでないなら取引した方が(NTT東西)の利益にもなるのではないか。(中略)コロケーションの拒否によって(NTT東西の)市場支配力またはその前段階の力が形成、維持、強化等されるとすれば話は分かりやすい。アクセス拒否によって(NTT東西)の市場支配力が形成、維持、強化されて競争が実質的に制限されるならば、私的独占にもなる。」と指摘されている。
- (k) ワイヤの有無、道路占用許可、電柱の施設位置の確保、屋外配線工事と屋外工事、屋外キャビネット取付けに関わること。
- (l) 根岸哲・舟田正之「独占禁止法概説 第2版」(有斐閣)83頁。
- (m) 出典:金子晃=実方謙二=根岸哲=舟田正之著「新・不公正な取引方法」(青林書院新社、1983年 84頁)
- (n) 出典:公正取引委員会「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年7月11日発行 公正取引委員会)
- (o) 電気通信審議会答申 接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日発表)